

日向灘沿岸海岸保全基本計画
(変更原案)

令和8年〇月

宮 崎 県

目 次

序 章 海岸保全基本計画の策定について

第1節 計画の背景	1
(1) 「日向灘海岸保全基本計画」の概要	1
(2) 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言の公表	1
(3) 海岸保全基本方針の概要	3
(4) 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項	5
第2節 海岸保全基本計画策定の流れ及び対象範囲	7
(1) 計画策定の流れ	7
(2) 計画策定の流れ図	8
(3) 本計画の対象範囲	9

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

第1節 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	11
(1) 海岸の概要	11
(2) 海岸の現況	11
(3) 海岸保全の方向性（目標）	56
第2節 海岸の防護に関する事項	58
(1) 防護の目標	58
(2) 施策の内容	61
第3節 海岸環境の整備及び保全に関する事項	62
第4節 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	63
第5節 ユニット区分とユニットごとの基本方針	64
(1) ユニット区分の必要性	64
(2) ユニット区分のために考慮すべき事項	64
(3) ユニットの区分	66
(4) ユニットごとの基本方針	68

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1節 海岸保全施設を整備しようとする区域	72
(1) 整備区域の選定方針	72
(2) 整備区域の選定	72
第2節 海岸保全施設の種類、規模及び配置	72
(1) 一般的な海岸保全施設の種類と特性	72
(2) 区域別の海岸保全施設の種類及び規模	73
(3) 区域別の海岸保全施設の配置	73
第3節 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	73
第4節 海岸保全施設による受益地域及びその状況	73
(1) 受益の地域	73
(2) 土地利用の状況等	73

第3章 計画実施時に留意すべき事項

第1節 関連計画や施策との連携	97
第2節 関係行政機関との連携調整	97
第3節 地域住民等の参画と情報公開	97
第4節 計画の見直し	98

第4章 気候変動を考慮した防護水準の考え方

第1節 気候変動後の防護水準の検討について	99
第2節 計画天端高の算出（気候変動後）	102

日向灘沿岸海岸保全基本計画

序 章 海岸保全基本計画の策定について

第1節 計画の背景

(1) 「日向灘海岸保全基本計画」の概要

昭和31年に制定された海岸法は、津波や台風、波浪、侵食等の災害に対して、人命や財産を災害から守るとともに、国土の保全を図ることを第一の目的としていた。しかし、余暇需要の増加、砂浜の侵食やゴミ問題の深刻化、海域の汚損などの海岸を取り巻く変化が顕著となってきたことを受けて、新たな海岸のあり方として、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全とが図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められるようになってきた。

このような背景から、平成11年に海岸法が改正され、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」とともに、新たに「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用の確保」という2つの目的が加わり、これらの3つの目的が調和するよう総合的に海岸の保全を推進することとなった。また、改正海岸法(平成11年)では、海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、国が「海岸保全基本方針」(平成12年5月公表)を定め、この基本方針に基づいて、都道府県知事が管内の海岸について、「海岸保全基本計画」を定めることとなっている。

上記の海岸法の改正を受けて、宮崎県では平成15年3月に「日向灘沿岸海岸保全基本計画」を策定した。その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機とし、津波防護について新たな考え方が示されたこと、及び平成26年6月の「海岸法」の一部改正に伴い、海岸の適切な維持管理が明確化されたことなどを踏まえ、平成27年3月に同計画を改定し、これまで環境と利用との調和を図りながら、日向灘沿岸の侵食対策や高潮対策等を進めてきた。

(2) 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言の公表

令和2年7月に公表された「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を契機に、令和2年11月20日、海岸保全基本方針が改定された。従来は過去のデータをもとに既往最高潮位や推算潮位に波浪を加え防護水準を設定していたが、改定により気候変動による外力の長期変化を明示的に考慮する方針への転換が示された。

具体的には、平均海面水位の上昇、高潮時の潮位偏差の増大、波浪の長期変化といった気候変動要因を対象とし、防護水準や設計条件に反映することとなった。RCPシナリオでは、パリ協定目標の2°C上昇相当のRCP2.6を前提としつつ、4°C上昇に相当するRCP8.5などの悲観的シナリオも参考として活用することが明記された。

さらに侵食対策においても、気候変動や人為的变化による砂浜減少を想定し、継続的なモニタリングによって流砂系や砂浜の動向を把握するとともに、順応的砂浜管理を行うことが求められている。

また、設計外力や防護水準の設定方法を具体化した「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」の一部改正(令和3年7月施行)、「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」(令和3年8月)が都道府県へ通知され、新たな海岸保全基本方針に基づき、全国の沿岸について海岸保全基本計画の見直しが進められた。

＜令和2年 海岸保全基本方針改定のポイント＞

1. 気候変動を踏まえた防護水準の見直し

将来の海面上昇や台風強大化を考慮し、平均海面水位の上昇、将来予測される高潮時の潮位偏差、波浪の変化を反映することとした。設計外力は、IPCCのRCPシナリオ（RCP2.6を基本、RCP8.5を参考）に沿って再設定する。

2. ハード・ソフト両面の総合対策

防潮堤や護岸の強化に加え、避難計画や情報伝達などソフト対策を重視する。災害時の人的被害を最小化するため、地域防災力の向上を基本方針に明記する。

3. 老朽化施設の計画的更新

既存施設の耐久性低下を踏まえ、計画的な更新・補修を推進する。防護機能の維持と安全性確保を目的に、長期的な維持管理計画の策定を義務化する。

4. 環境・利用との調和

防災機能だけでなく、自然環境の保全やレクリエーション利用を考慮する。海岸の生態系回復や景観維持を重視し、地域振興と防災の両立を目指す。

5. モニタリングと適応管理の導入

気候変動影響を継続的に監視し、必要に応じて計画を柔軟に見直す仕組みを導入する。科学的データに基づく適応管理で、将来リスクに対応可能な体制を構築する。

(3) 海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針は、防護の観点に環境・利用の観点を加えた海岸管理への転換など新たな海岸管理に関する理念を共有し、全国的に顕在化している海岸侵食への対処など全国的な観点からの海岸管理の基本原則を提示するものである。令和2年11月20日には、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、海岸保全基本方針が変更された。

海岸の保全に関する基本的理念

「美しく、安全で、いきいきした海岸」の 次世代への継承

- この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- 海岸は地域の個性や文化を育ててきていること等から、地域の特性を活かした地域とともに歩む海岸づくりを目指す。

海岸の保全に関する基本的な事項

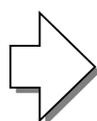
～総合的な海岸保全の推進～

- 地域の自然的・社会的条件及び海岸環境や利用の状況並びに気候変動の影響による外力の長期変化等を調査・把握し、それらを十分勘案した災害に対する適切な防護水準の確保
- 海岸環境の整備・保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えてソフト面の対策を総合的に推進
- 特に、防災上の機能と併せ、環境や利用という観点から良好な空間としての機能を有する砂浜の保全

(1) 海岸の防護に関する基本的な事項～地域を守る安全な海岸の整備～

<津波・高潮からの防護>

<侵食の被害>



- 気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、所要の安全を適切に確保する防護水準を設定
- 施設整備に加え、情報伝達、防災体制の整備、避難地の確保、土地利用の調整、まちづくりとの連携等ソフト面の対応
- 予測を重視した順応的砂浜管理、土砂収支を踏まえた広域的な視野に立った対応

(2) 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項～自然と共生する海岸の保全と整備～

＜優れた景観の保全＞	○一定の行為（車の乗り入れ等）の規制
＜学術上の貴重な自然の保全＞	○突発的な環境（油流出事故等）の影響への適切な対応
＜生物の生息等の優れた自然の保全＞	○海岸保全施設等整備における海岸環境の保全に十分配慮
＜良好な海岸環境の創出＞	○良好な海岸環境の創出を図る砂浜・植栽の整備
＜人と海とのふれあいの確保＞	○人と海とのふれあいを確保する遊歩道等整備

(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項～多様なニーズに対応した海岸の実現～

＜海岸の利用増進＞	○海岸の利用の増進に資する施設の整備
＜ 〃 >	○施設の汚損、放置船等への適切な対処
＜ 〃 >	○自然環境の保全に留意した海辺へのアクセスの確保
＜公衆の適正な海岸利用＞	○マナーの向上にむけた啓発活動の推進

(4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項～防護・環境・利用の調和した施設整備～

＜安全な海岸の整備＞	○面的防護方式による整備の推進、広域的漂砂の動きを考慮した土砂の適切な管理、耐震性の強化
＜自然豊かな海岸の整備＞	○砂浜の保全と回復を主体とした整備のより一層の推進
＜親しまれる海岸の整備＞	○海辺へのアクセスが分断しないよう施設構造への配慮
＜海岸保全施設の維持・修繕＞	○予防保全として、計画的・効果的な維持・修繕の推進

(5) 海岸の保全に関するその他の重要事項～行政・地域が一丸となった広範な取り組みの推進～

＜広域的・総合的な視点からの取り組みの推進＞	○関係する行政機関とのより緊密な連携
＜地域との連携の促進と海岸愛護の啓発＞	○地域住民の防災意識の向上、防災知識の普及
＜調査・研究の推進＞	○広域的な海岸侵食や影響予測の調査研究、生態系等に配慮した整備・新技術に関する研究開発の推進

(4) 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

基本方針で定められた、「海岸保全基本計画」において定める事項及び「海岸保全基本計画」を作成するにあたって留意すべき重要事項とは、次のとおりである。

三 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項（海岸保全基本方針より抜粋）

都道府県においては、本海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して二で定めた沿岸ごとに整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、一の海岸保全基本計画を作成するものとする。

海岸保全基本計画において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項は、次のとおりである。

1 定めるべき基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

② 海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

イ 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。

ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

(1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2) 関係行政機関との連携調整

海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、地域のリスクについて、気候変動の影響による将来変化も含め、まちづくり関係者等と共有したうえで、連携や調整を図る。

(3) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるように、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

(4) 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

第2節 海岸保全基本計画策定の流れ及び対象範囲

(1) 計画策定の流れ

基本計画策定にあたっては、学識経験者や関係市町村長、関係海岸管理者の意見を聞くことや、基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項の案を作成する場合において、必要があると認めるときは、公聴会の開催等により関係住民の方々の意向を反映させるための措置を講じなければならないとされている。

本県では、平成13年に地域住民へのアンケート調査の実施や本県ホームページによる意見募集を行ったほか、関係市町への個別のヒヤリングを実施するとともに、学識経験者や関係諸団体等の意見を聴くため、平成14年6月に日向灘沿岸海岸保全基本計画検討委員会を設置した。

さらに、関係住民の意見を聴くため、日向灘沿岸を6つの区域に分けて平成14年11月下旬から12月上旬にかけてそれぞれの区域ごとに公聴会を開催し、平成15年3月に基本計画を策定した。

また、平成26年度の基本計画変更時には、平成26年9月～平成27年3月にかけて、宮崎県海岸保全基本計画学識者懇談会を計3回開催し、学識経験者から意見を聴くとともに、パブリックコメント手続きによる地域住民の意見募集や、沿岸市町との意見交換会を実施した。

今般、令和6年10月～令和8年〇月にかけて、日向灘沿岸海岸保全基本計画改定技術検討会ならびに宮崎県日向灘沿岸海岸保全基本計画改定委員会を計6回開催し、学識経験者から意見を聴くとともに、パブリックコメントを実施し、地域住民や沿岸市町の意見も踏まえて、令和8年3月に基本計画を変更した。

(2) 計画策定の流れ図

基本的な策定の流れを整理すると、以下のとおりである。

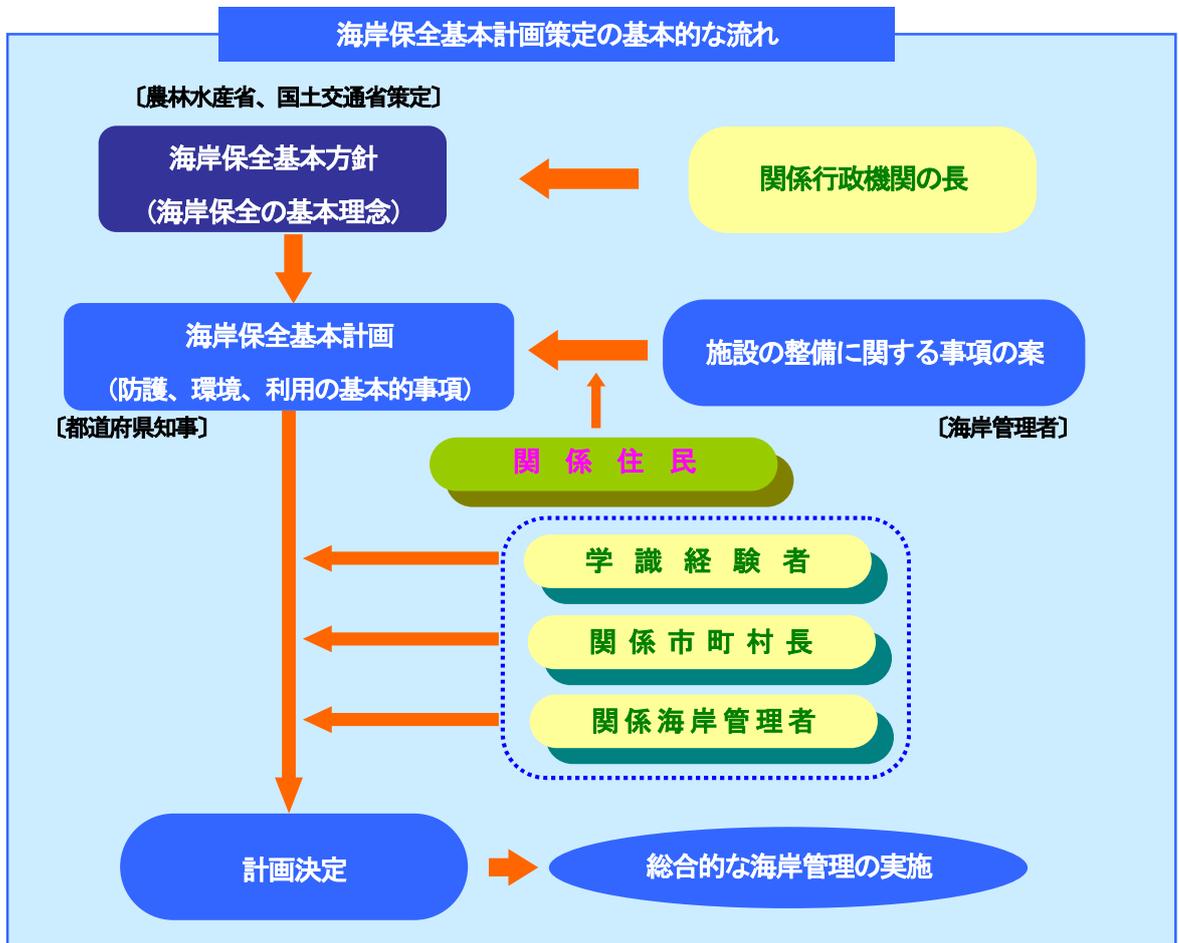
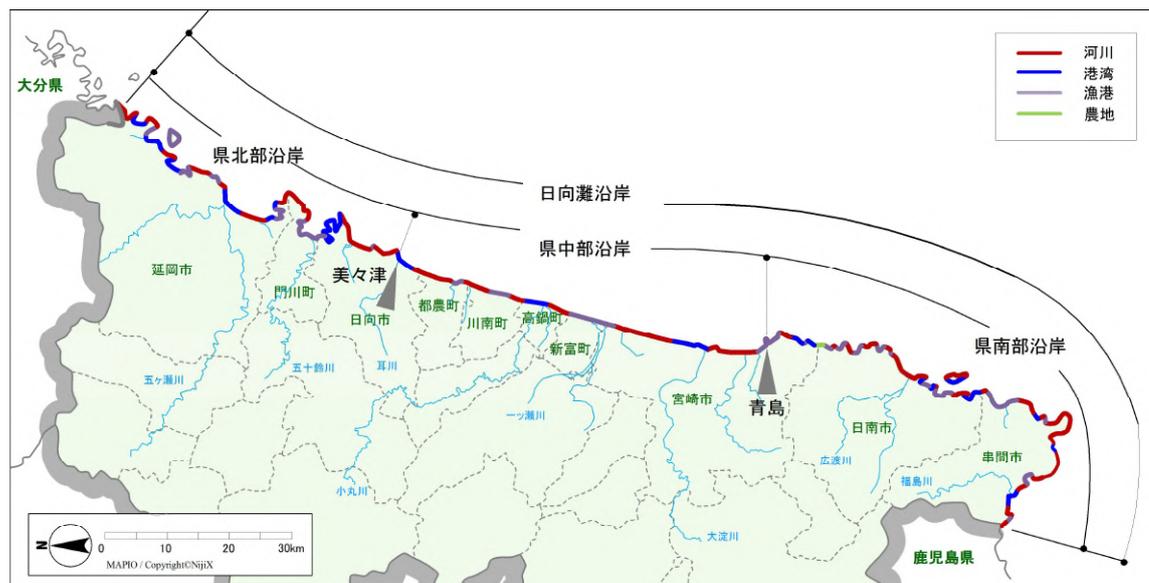


図-0.2.1 海岸保全基本計画策定の基本的な流れ

(3) 本計画の対象範囲

日向灘沿岸海岸保全基本計画の対象となる範囲は、本県の海岸（約400km）で、日向灘沿岸とされている。日向灘沿岸は、地形上の特徴などから大きく3つに区分される。

北から、まず、大分県境から日向市耳川までのリアス式海岸を中心とした“県北部沿岸”、次に、同市耳川から宮崎市青島までの砂浜を中心とした“県中部沿岸”、最後に、同市青島から鹿児島県境までのリアス式海岸を中心とした“県南部沿岸”である。（なお、以下、それぞれを「県北部」、「県中部」、「県南部」と呼ぶ。）



図一0.2.2 本計画の対象範囲と海岸区分

海岸法の対象区域は、水際線を挟む限定された地域であり、表一0.2.1 に示すように、「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。このうち、海岸保全施設の整備に関する対象区域は、「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は、「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

ここでいう、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、潜堤、砂浜、その他の海水の侵入または海水による侵食を防止するための施設である。

また、「海岸管理」とは、海岸保全区域においては、海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域においては、占用の許可、行為の許可等となる。

表-0.2.1 海岸法の対象区域

対象区域	海岸保全区域	海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域
	一般公共海岸区域	公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域 ※公共海岸 国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令により施設の管理を行うものがその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面
対象区域外	その他の海岸	海岸保全区域及び一般公共海岸区域に該当しない海岸 例) 港湾法や漁港法、森林法など海岸法以外の法令の適用を受ける土地のうち、海岸保全区域及び一般公共海岸区域に該当しないもの並びに河川法の規定に基づく河川区域、砂防法の規定に基づく砂防指定地及び海岸保全区域の指定を受けていない民有地等

表-0.2.2 海岸法の対象となる行為

区域	海岸保全区域	一般公共海岸区域	その他
対象となる行為			
海岸保全施設の整備	○	対象外	対象外
海岸の管理	○	○	対象外

注) 一般公共海岸区域やその他の海岸であっても、防護上の必要性があれば海岸保全区域指定等を行い、施設の整備を行うことが可能であり、本計画の対象範囲に含める。

以上から、本計画に基づき、海岸管理者が具体的な施策を実施できる区域は、海岸保全区域と一般公共海岸区域に限定される。しかしながら、海岸の環境は、沿岸全体の海域、後背地、流入河川流域など広範囲なエリアの環境と密接な関係があるため、海岸の保全に関する基本的事項（第1章）においては、検討対象を海岸保全区域・一般公共海岸区域に限定せず、影響すると考えられる範囲までに拡大して現況把握を行い、これを踏まえて施策を策定するものとする。

なお、これら施策のうち、海岸管理者が直接対応できないものについては、他の事業者との調整及び地域住民との連携を図りながら、実現に向けた努力を進めることとする。

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

第1節 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 海岸の概要

日向灘沿岸は、大分県境から鹿児島県境までの範囲であり、延岡市、門川町、日向市、都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市、日南市、串間市の10市町からなる総延長約400kmの海岸である。

日向灘沿岸は、北部が日豊海岸国定公園に、南部が日南海岸国定公園にそれぞれ指定されており、また、沿岸全域でアカウミガメをはじめとする野生生物の生息・生育・産卵が見られるほか、天然記念物の樹林帯等が分布するなど、豊かな自然環境と海岸景観がある。



図-1.1.1 日向灘沿岸の概要

(2) 海岸の現況

① 自然的特性

1) 気象

本県は、温暖、多照、多雨という特性を持っており、平成3年から令和2年までの平均では、年間降水量が全国第2位、日照時間が全国第6位となっている。

多照：日照時間が多いこと

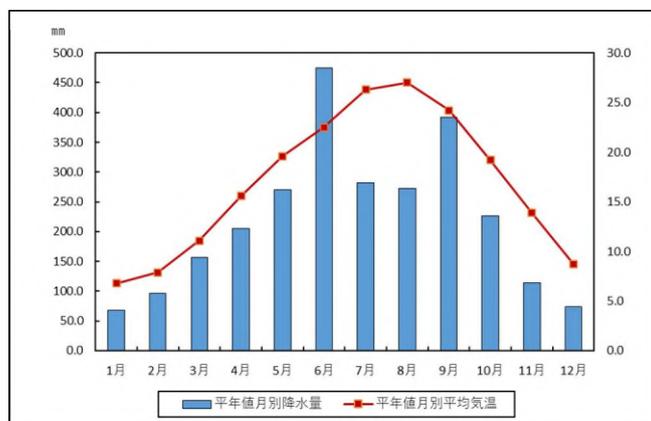


図-1.1.2 平年値月別降水量及び平均気温 (平成3年～令和2年)

資料：指標でみる宮崎県(令和6年度)¹⁾、気象庁HP²⁾

2) 海象

i. 潮位

日向灘沿岸における潮位は、細島港験潮場において既往最高潮位 T.P. +1.78m、朔望平均満潮位^{注1)} T.P. +1.00m、朔望平均干潮位^{注2)} T.P. -0.86m が、また、宮崎港験潮場において既往最高潮位 T.P. +2.42m、朔望平均満潮位^{注1)} T.P. +1.03m、朔望平均干潮位^{注2)} T.P. -0.92m が、さらに、油津港験潮場において既往最高潮位 T.P. +1.96m、朔望平均満潮位^{注1)} T.P. +1.08m、朔望平均干潮位^{注2)} T.P. -0.90m が観測されている。

なお、設計高潮位は、上記観測所における最新の朔望平均満潮位に 2100 年時点における海面上昇量と気候変動後の潮位偏差を加えた値とし、設計高潮位及び適用範囲は図-1.1.3 を基本とする。

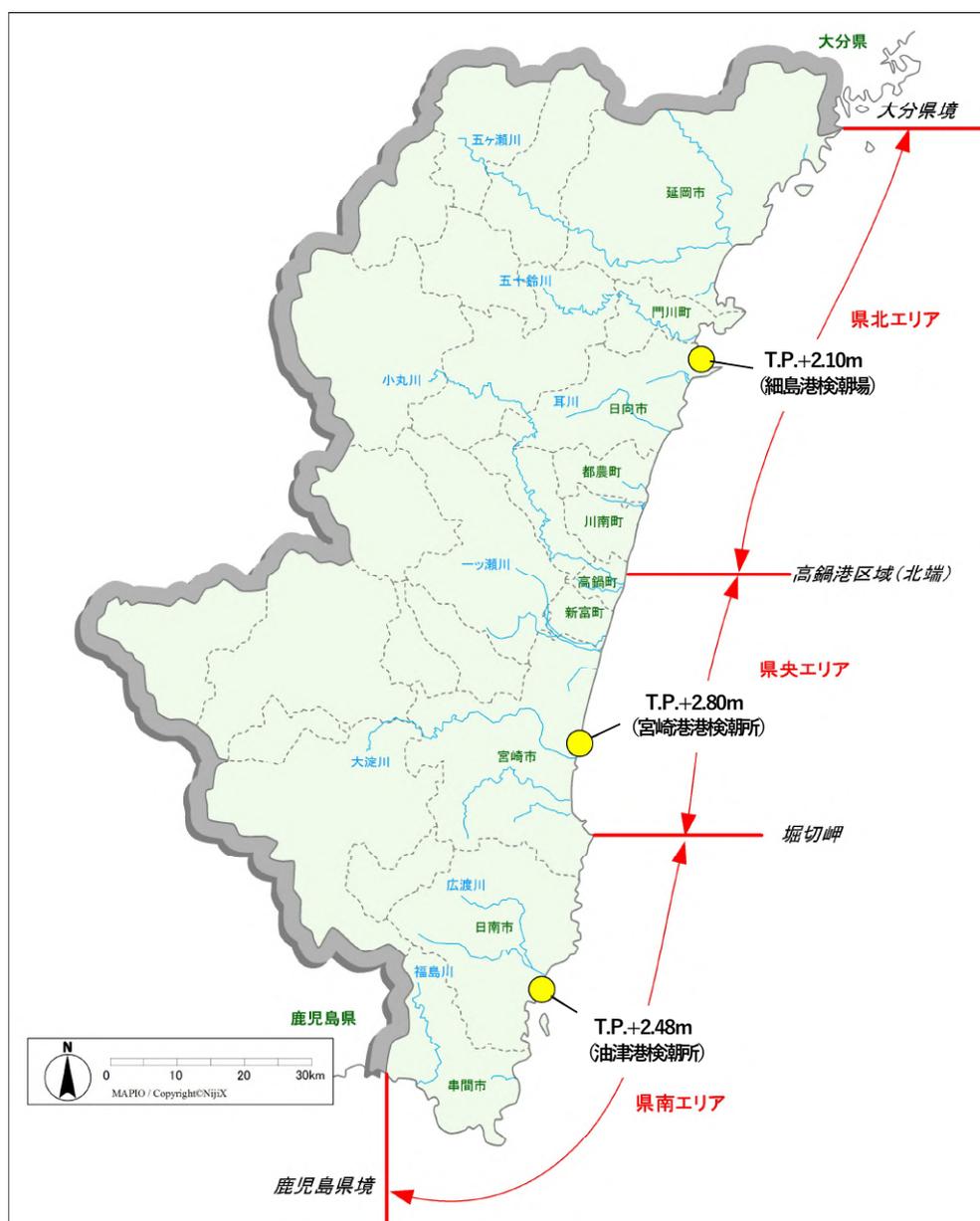


図-1.1.3 気候変動後の設計高潮位の適用範囲

注1) 朔(さく)望平均満潮位：さく(新月)望(満月)の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面を平均した水位 (2019年～2023年)

注2) 朔(さく)望平均干潮位：さく(新月)望(満月)の日から5日以内に現れる各月の最高干潮面を平均した水位 (2019年～2023年)

ii. 波浪

a. 日向灘沿岸の沖波

日向灘沿岸の設計沖波のうち、沿岸に対して危険となる方向の沖波条件については、以下に示す範囲で設定されており、全沿岸域において、うねり性の高波浪が襲来する。

表一1.1.1 施設設計に適用する気候変動後の沖波条件（30年確率）

海域	主方向	沖波波高(m)	沖波周期(sec)
県北部（県境～高鍋港湾区域(北端)）	ENE～SSE	9.4～14.9	13.5～16.2
県中部（高鍋港湾区域(北端)～堀切岬）	ENE～SSE	12.6～15.2	14.6～16.3
県南部（堀切岬～都井岬）	ENE～SSE	13.2～15.3	14.8～16.3
県南部（都井岬～県境）	SSE～SW	12.1～15.3	13.7～15.5

※上表では、沿岸に対して最も危険であると判断される方向（主方向）のみを記載している。実際の沖波は、NE～SWについて沖波推算がなされている。

※沖波波高は確率波高処理システム（令和2年度）³⁾において算出した波高に将来変化比を乗じた値を設定している。

b. 流況

潮流の一般的状況は、上げ潮時（干潮の3時間後から満潮の3時間後まで）には北北東方向、下げ潮時（満潮の3時間後から干潮の3時間後まで）には南方向への流れが生じている。平均的な最強流速は大潮時で南部が1.0ノット（0.5m/sec）、北部が1.8ノット（0.9m/sec）程度で、小潮時にはその約半分となる。

資料：海図 足摺岬至宮崎港(2007年9月6日)⁴⁾、海図 大隅海峡東部及付近(2013年6月6日)⁵⁾

3) 地形

海岸地形については、日向灘沿岸を以下のとおり3つの区域で分類できる。

A：大分県境から日向市耳川の区域（県北部沿岸）は、入り組んだリアス式の崖海岸が多い地形であり、岬の間にポケットビーチが点在するが、ほとんどは1km未満の海浜である。なお、その中でも比較的延長の長い海岸としては、長浜海岸と小倉ヶ浜海岸がある。

B：耳川から青島までの県中部の区域（県中部沿岸）は、沿岸漂砂が連続する砂浜を中心とする海岸であり、海岸線は、ほぼ直線的である。外洋からのうねり性の波浪が直接来襲すること、海岸へ流入する河川も多い海岸である。

C：青島から鹿児島県境までの県南部の区域（県南部沿岸）は、リアス式海岸で岬とその間に存在する小規模のポケットビーチで構成されている海岸域である。急な断崖地形が多いが、河川の注ぎ込むポケット状の地形の箇所には、砂浜が存在している。比較的延長の長い海岸としては、油津港の北側に位置する広渡川周辺、市木川河口部、本城川河口部及び福島港周辺である。

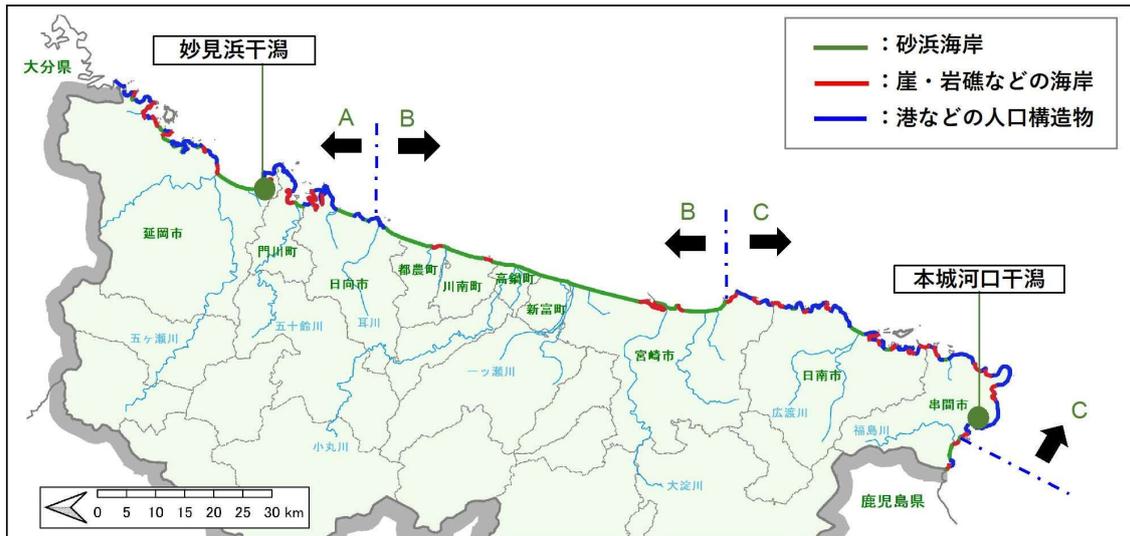


図-1.1.4 本県の海岸線の地形（海岸性状）

資料：航空写真(令和5～6年)⁶⁾

4) 水質

日向灘沿岸における公共用水域水質測定ポイントは47ヶ所であり、このうち、要求される水質類型はA類型・B類型・C類型があるが、A類型が39ヶ所、B類型が5ヶ所、C類型が0ヶ所、未指定が3ヶ所である。各水質測定ポイントの有機汚濁の指標となるCODを見ると、日間平均値の75%値では全てのポイントで2mg/l以下となっており、おおそ良好な水質であるといえる。

また、県内の海水浴場の令和7年度海水浴場水質結果開設前調査は、熊野江海水浴場が「水質A」、そのほかの海水浴場が最高ランクの「水質AA」と判定された。



図-1.1.5 令和7年度海水浴場水質調査結果

資料：環境白書(令和6年版)⁷⁾、令和7年度海水浴場水質調査結果⁸⁾

5) 流入河川

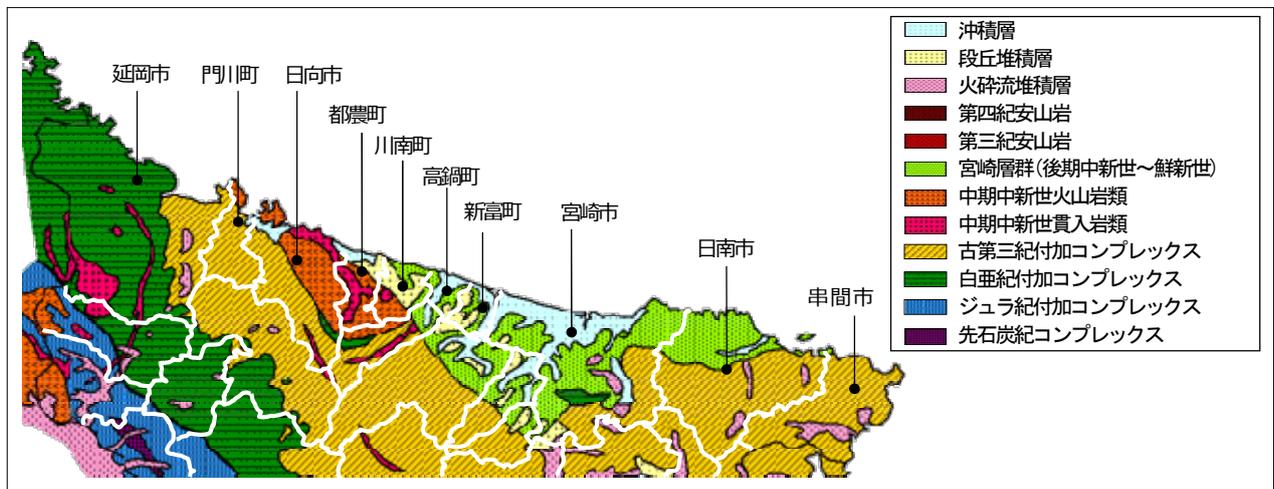
日向灘沿岸に流入している河川は 55 水系であり、各市町村別では、日南市の 12 水系を始め、延岡市の 10 水系、宮崎市の 9 水系、串間市の 8 水系等となっている。

一級河川は、五ヶ瀬川、小丸川、大淀川である。また、主な二級河川として、沖田川、耳川、一ツ瀬川、清武川、広渡川、福島川などがある。

資料：宮崎県河川・海岸図（令和4年8月）⁹⁾

6) 地質

県北部の地質は、主に“白亜紀付加コンプレックス”及び“古第三紀付加コンプレックス”からなっており、県中部では、“沖積層”及び“宮崎層群(後期中新世～鮮新世)”が広がっている。県南部は、主に“古第三紀付加コンプレックス”からなっている。



図一.1.6 地質図

出典：宮崎大学山北研究室資料¹⁰⁾

②社会的特性

1)人口

本県全体の人口は、1,069,576人（令和2年10月、以下同じ）であり、平成27年～令和2年の増加率はマイナス3.1%である。

日向灘沿岸の市町別に見ると、宮崎市が401,339人と最も多く、都農町が9,906人と最も少ない。人口が増加している市町は、宮崎市のみであり、その他の市町は減少している。

年齢別に見ると、本県における65才以上の人口の構成率が全国平均より高いことから、高齢化が全国より早く進んでいると言える。

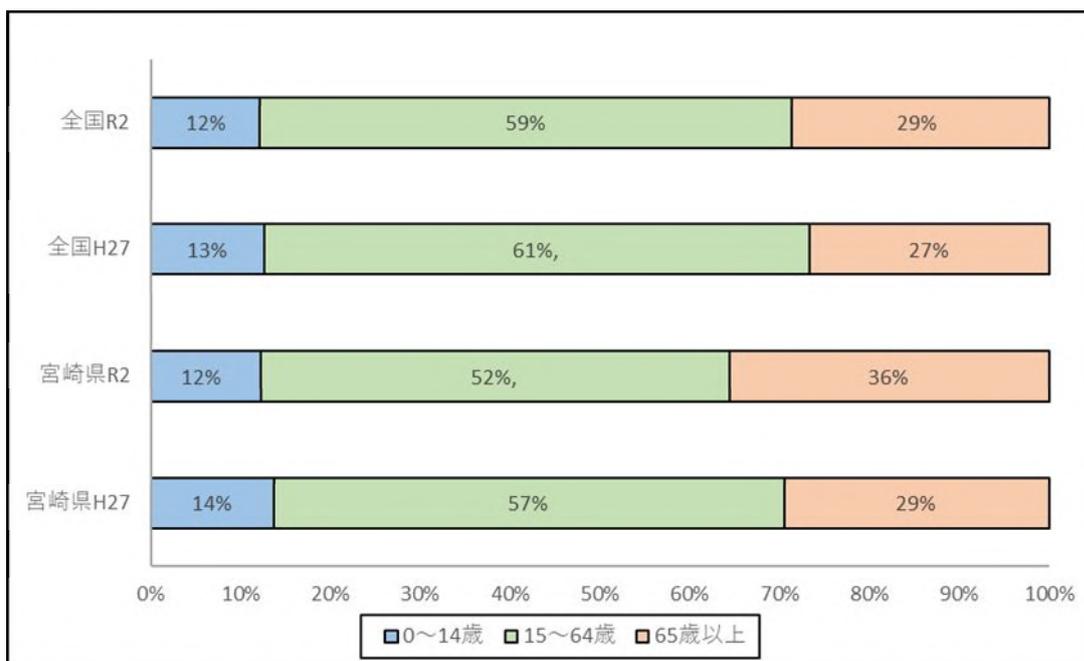


図-1.1.7 年齢別人口の推移（全国平均・宮崎県）

資料：平成27年国勢調査¹¹⁾、令和2年国勢調査¹²⁾

2)産業

本県における産業別就業人口は、全国と同様、第1次産業の就業者は減少傾向にあり、第2次産業は平成7年をピークに減少傾向、第3次産業は増加傾向にある。

沿岸各市町別に見ると、第1次産業の割合が30%を超えるのは、川南町であり、第3次産業の割合が60%を超えるのは、延岡市、門川町、高鍋町、新富町、宮崎市、日南市である。

資料：令和2年国勢調査¹²⁾

3) 漁業

i. 漁獲量及び漁業経営体数

日向灘沿岸のうち、延岡市と日南市の漁獲量が特に多く、県全体の約8割を占めている。

経営体数が比較的多い市町は、延岡市、日向市、川南町、宮崎市、日南市、串間市であり、漁獲量及び経営体数ともに多い市町は、延岡市と日南市である。

資料：宮崎県統計年鑑(令和3年度)¹³⁾、令和元年～令和2年 宮崎農林水産統計年報¹⁴⁾

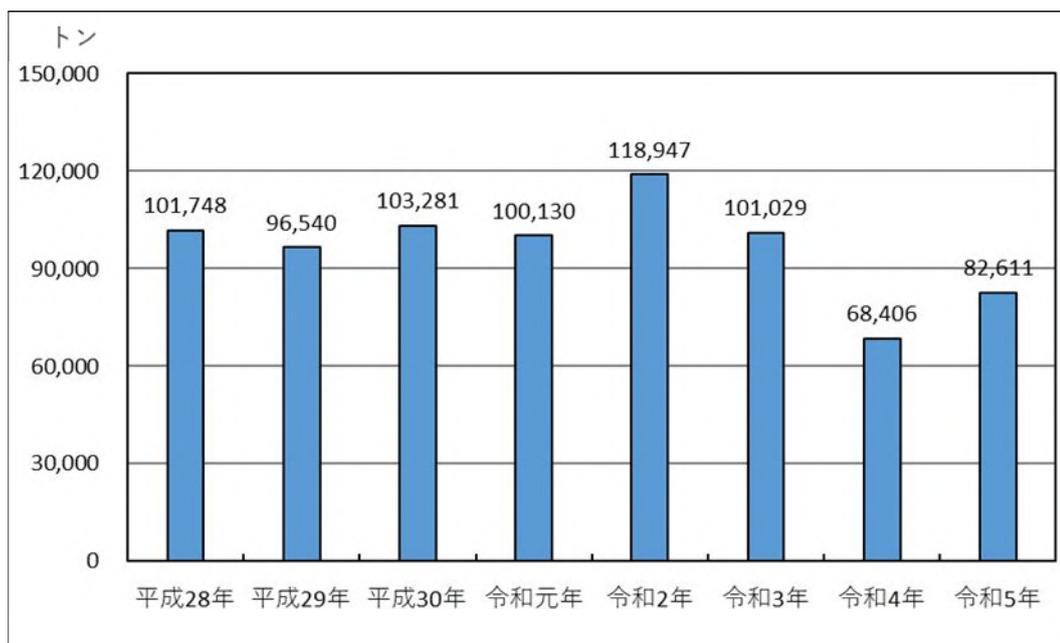


図-1.1.8 漁獲量の推移

資料：宮崎県統計年鑑(令和4年～令和6年度)¹⁵⁾、海面漁業生産統計調査(令和5年度)¹⁶⁾

ii. 漁業権

共同漁業権等の漁業権は県中部の一部の区域を除き県北部から県南部にかけて設定されている。

共同漁業権が設定されている海域では、あわび、さざえ、とこぶし、はまぐり、かき、いせえび、うに、たこ、ほや、わかめ等の漁のほか、小型定置網等が行われ、区画漁業権が設定されている海域では、ぶり等の養殖が行われている。

資料：宮崎県の漁業権(令和5年10月)¹⁷⁾

4) 港湾

県内には、宮崎港、細島港、油津港の3つの重要港湾をはじめ、16の港湾がある。これらの港湾の令和5年における入港船舶隻数は約33,000隻、また、その取扱貨物量は約1,184万トンとなっている。このうち、宮崎港が約723万トン（フェリー貨物も含む。）の貨物を取り扱っており、全体の約6割を占めている。

さらに、宮崎港については、神戸を結ぶフェリーが就航しており（令和7年10月現在）、国内航路における乗込者数及び上陸者数ともに最も多い。

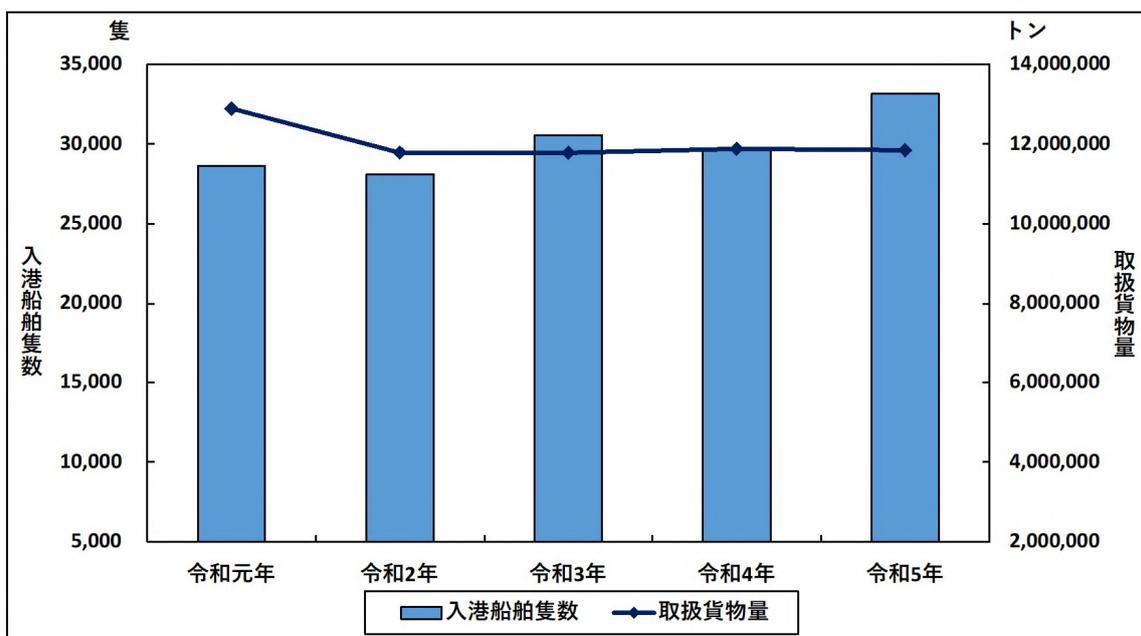


図-1.1.9 入港船舶隻数と取扱貨物量の推移

資料：港湾統計(令和元～5年)¹⁸⁾

表-1.1.2 港湾別乗降者数（国内航路）

単位：人

年次	総数		細島		宮崎		油津	
	乗込	上陸	乗込	上陸	乗込	上陸	乗込	上陸
令和元年	103494	89040	2143	2613	100855	85931	496	496
令和2年	51352	37003	730	730	50229	35880	393	393
令和3年	44988	31575	448	448	43786	30373	754	754
令和4年	65667	51433	—	—	64867	50633	800	800
令和5年	92520	77744	2284	2284	86215	71439	4021	4021

資料：港湾統計(令和元～5年)¹⁸⁾

5) 道路網

日向灘沿岸における道路網は、国道が海岸線付近を縦断しており、主要地方道及び一般県道がこれを補完している。

本県では、九州縦貫自動車道、東九州自動車道、九州中央自動車道(九州横断自動車道延岡線)が高速自動車国道として位置付けられており、九州縦貫自動車道の北九州～宮崎・鹿児島までの全区間と、東九州自動車道の北九州～日南北郷間、及び九州中央自動車道の雲海橋～平底、蔵田～延岡間が供用されている(令和6年3月末現在)。

県北部の道路のうち、遠見山地区海岸付近や、福崎地区海岸付近、かしの浜海岸付近など、延岡市の一部では、海岸線へのアクセスが困難なところもある。

県中部の道路のうち、都農町、川南町、高鍋町では、海岸近くに日豊本線が通っており、これより海岸側に道路が少なく、海岸線にある漁港や港湾、公園等の施設にはアクセスできるものの、都農海岸や川南地区海岸付近など、海岸線へのアクセスが困難なところもある。

県南部は、比較的海岸線に接して道路整備がなされており、日南海岸など優れた海岸景観を堪能できるドライブコースとなっている。

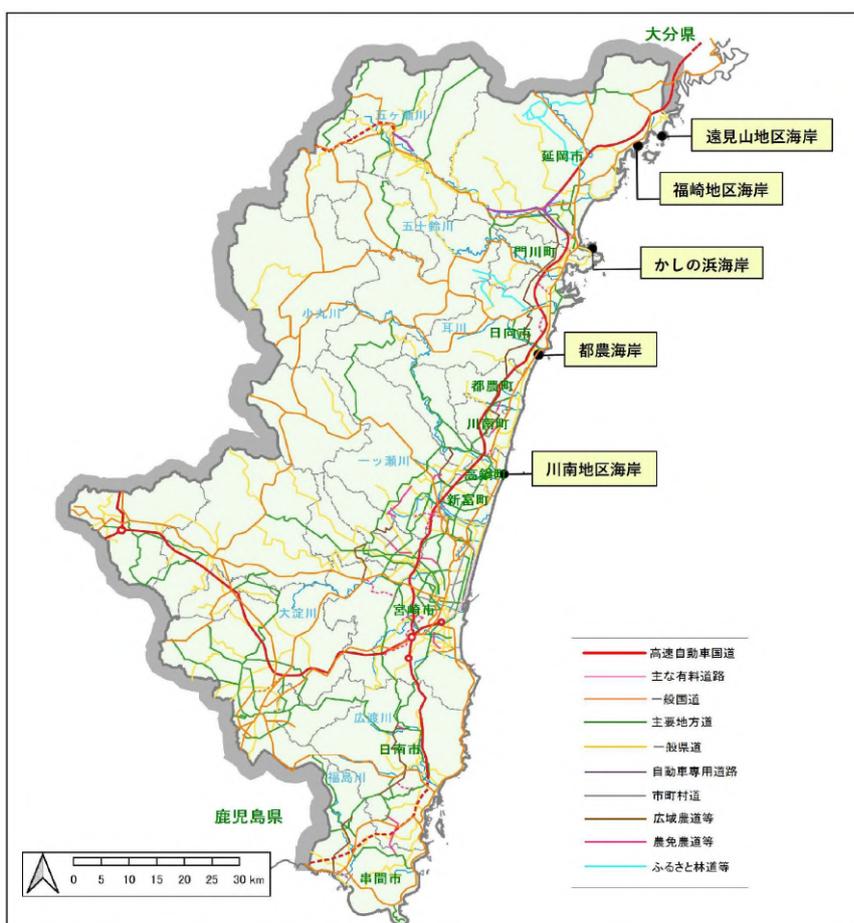


図-1.1.10 道路網

資料：航空写真(令和5～6年)⁶⁾、みやぎきの道路2024¹⁹⁾、宮崎県都市地図 旺文社²⁰⁾



図-1.1.11 九州の高規格幹線道路網状況

資料：みやぎきの道路2024¹⁹⁾

6) 鉄道網

日向灘沿岸では、海岸線近くを日豊本線が走っており、北は北九州、南は鹿児島に至る。また、宮崎から志布志に至る海岸線近くには日南線が通っている。

日豊本線については、美々津港の南側（日向市・都農町の境よりやや北側）から、小丸川河口付近（高鍋町・新富町の境よりやや北側）の区間で、ルートが海岸線に接近しており、日南線については、油津港の南側から猪崎を除く細田川河口までの区間でも、ルートが海岸線に接近している。



図-1.1.12 日向灘沿岸における鉄道網

資料：宮崎県都市地図 旺文社²⁰⁾、各土木事務所管内図²¹⁾

7) 天然記念物等の文化財や神話・伝説

日向灘沿岸には、大御神社や油津赤レンガ館などの登録文化財や、幕末勤王家海賀宮門外二士の墓や旧藩都農牧駒追込場跡、狐塚古墳などの県指定史跡のほか、歴史民俗資料館を含む日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区などがある。また、青島亜熱帯性植物群落や都井岬ソテツ自生地などの国指定特別天然記念物や、日向灘沿岸で確認されたカラスバト、カンムリウミスズメなどの国指定天然記念物のほか、権現崎の照葉樹林や鶴戸千畳敷奇岩などの県指定天然記念物がある。また、平成30年2月には、日向市の「日向岬の柱状節理」が国の天然記念物に指定されている。さらに、青島では海幸彦と山幸彦、鶴戸神社では鶴戸の窟、美々津では神武天皇のお舟出などの神話や伝説が傳承されているほか、山幸彦にまつわる青島神社で裸詣などの祭事も行われているなど、「神話と伝説のふるさと」と称される本県ならではの歴史や文化がある。



図-1. 1. 13 天然記念物等の文化財分布

資料：令和5年宮崎県観光入込客統計調査結果²²⁾、宮崎県の保護上重要な野生生物2020年度版²³⁾、みやざきひむか学ネットHP²⁴⁾、ひむか神話街道HP²⁵⁾、みやざき文化財情報HP²⁶⁾、各市町HP²⁷⁾

表-1.1.3 日向灘沿岸における国・県指定文化財等

区分		施設等名称	
天然記念物	国指定	特別天然記念物	内海のヤッコソウ発生地、青島亜熱帯性植物群落、都井岬ソテツ自生地、
		天然記念物	高島のヒロウ自生地、青島の隆起海床と奇形波蝕痕、古江のキンモクセイ、内海のアコウ、 虚空蔵島の亜熱帯林、幸嶋サル生息地、岬馬及びその繁殖地、石波の海岸樹林、 カンムリウミスズメ、カラスバト、オカヤドカリ、猪崎鼻の堆積構造、ヘゴ自生北限地帯、日向 岬の柱状節理
	県指定	鶴戸千畳敷奇岩、アカウミガメ及びその産卵地、権現崎の照葉樹林	
国指定名勝		妙国寺庭園、鶴戸	
県指定名勝		乙島、橋口氏庭園	
県指定史跡		幕末勤王海賀宮門外二土の墓、有栖川征討総督宮殿下御本宮遺跡、僧日要の墓、 旧藩都農牧駒追込場跡、都農町古墳、南浦村古墳、狐塚古墳、細島町古墳、高鍋町古墳、 青島村古墳、東郷村古墳、美々津町古墳、本城村古墳、門川町古墳、下弓田遺跡、都井村古墳	
国登録文化財		大御神社(本殿・幣殿・拜殿)、杉村金物本店主屋、杉村金物本店倉庫、油津赤レンガ館、 旧河野宗泰家主屋及び炊事場、堀川橋(乙姫橋)、堀川運河護岸、広渡川石堰堤、花峯橋、 旧伊東家別荘、鈴木旅館、旧外山医院、満尾書店、渡邊家住宅、旧服部家別荘、細島駿朝所、鞍 崎灯台、細島灯台、都井岬灯台	
県指定有形文化財		鶴戸神宮本殿	
県指定無形文化財		美々津手漉き和紙	
国選定		日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区	
その他		宮野浦八十八ヶ所、仏舎利塔、立磐神社、廻船問屋「河内屋」跡、青島神社、鶴戸神宮、 御崎神社、日知屋城跡	

2) 生物相

i. 植物

県北部では、リアス式海岸と砂浜が発達しているため、様々な植生が見られる。島野浦島や浦城、土々呂などには、ハマサジなどの塩沼地植生が小面積ながら残されている。また、延岡、長浜、お倉ヶ浜には、コウボウムギのような砂地に生育する砂丘植生が発達している。さらに、土々呂から細島にかけての礫質海岸には、チガヤーハマゴウ群集などの植生がある。海岸風衝地には、マサキートベラ群集などが生育している。

県中部では、ほぼ全域が砂浜となっているため、砂丘植生が発達している。砂丘植生の最前線には季節によってハマヒルガオ群集が見られる。その他、コウボウムギ群集、ケカモノハシ群集、チガヤーハマゴウ群集などが帯状に生育分布している。砂丘背後地はクロマツ植林地となっている。

県南部では、県北部と同様、リアス式海岸と砂浜が発達しているため、様々な植生が見られる。礫質海岸には、チガヤ群集などの植生がある。海岸風衝地には、マサキートベラ群集などが生育している。その他、チガヤ群集などが生育している。

日向灘沿岸において、天然記念物となっている植物及び群落は10箇所あり、内海のヤッコソウ発生地や青島亜熱帯性植物群落、都井岬ソテツ自生地などがある。

※群集…ある地域の植生を比較・分類するときの単位。優占する1~2種の種名を代表させて「チガヤーハマゴウ群集」といったように名づける。

資料：みやざき文化財情報HP²⁶⁾、自然環境保全基礎調査 植生調査情報提供HP³⁰⁾、河川整備計画資料³¹⁾

ii. 動物

日向灘沿岸の鳥類では、カンムリウミスズメなどが、また、陸産貝類では、フカシマコベソマイマイやスナガイなどが確認されている。トンボ類では、コフキヒメイトトンボやベッコウトンボなどが、また、甲虫類では、ケシゲンゴロウやイカリモンハンミョウ、ツヤハマベエンマムシなどが確認されている。蝶類では、ミカドアゲハやタイワンツバメシジミ、ツマベニチョウなどが、また、アシナガモモブトスカシバやヒメゴマフコヤガなどが確認されている。

資料：宮崎県の保護上重要な野生生物2020年度版²³⁾

3) 希少種

i. 絶滅危惧種及び準絶滅危惧種等

a. 動物

県北部における動物の絶滅危惧種は、鳥類ではクロツラヘラサギやカラスバト、コアジサシ、ヨシゴイ、ホウロクシギなどが、また、底生動物では、熊野江川河口の干潟において、当該河川がタイプ産地であるクマノエミオスジガニが生息するほか、浦城湾や妙見湾においても広大な干潟環境が形成され多様な底生動物相を育んでいる。魚類については、塩見川や赤岩川河口のコアマモ群落でアカメ等が生息している。準絶滅危惧種では、鳥類はハヤブサやクロサギ、コチドリ、ヒクイナなどが、また、底生動物では、妙見湾の干潟や熊野江川河口のヨシ原にフトヘナタリなどの貝類が生息している。魚類については、五ヶ瀬川などの河口域でカワアナゴなどが確認されている。

県中部における動物の絶滅危惧種では、鳥類はツクシガモやズグロカモメ、チュウヒ、クロツラヘラサギ、コアジサシ、ヨシゴイ、ホウロクシギなどが、また、底生動物については、清武川や加江田川の干潟においてシオマネキなどの甲殻類が生息しており、コアマモ群落やヨシ原が分布する浅場にはアカメ等の魚類が確認されている。準絶滅危惧種では、鳥類はハヤブサ、クロサギ、コチドリ、ヒクイナなどが、底生動物では、一ツ瀬川河口のヨシ原にフトヘナタリなどの貝類が生息している。また、魚類では一ツ瀬川などの河口域でカワアナゴなどが確認されている。

県南部における動物の絶滅危惧種では、鳥類はカラスバト、ツクシガモなどが確認されており、底生動物では、福島川河口の干潟において、シオマネキなどの甲殻類が生息しており、汽水域やアマモ場等ではアカメ等の魚類が確認されている。準絶滅危惧種では、鳥類はクロサギ、ヒクイナなどが確認されており、底生動物では、福島川河口の干潟でハクセンシオマネキが、魚類ではヤマトイトヒキサギなどが確認されている。

資料：宮崎県の保護上重要な野生生物 2020 年度版²³⁾、河川整備計画資料³¹⁾

b. 植物

県北部における植物の絶滅危惧種は、シオミイカリソウやオオバネムノキ、ハママツナ、ハマナツメ、ウラギク、ハマサジなどが確認されている。準絶滅危惧種では、コアマモやハマボウなどが確認されている。

県中部における植物の絶滅危惧種は、チャボイやカワツルモ、イセウキヤガラ、グンバイヒルガオなどが確認されている。準絶滅危惧種では、ハマボウやウバメガシなどが確認されている。

県南部における植物の絶滅危惧種は、イモネヤガラやオキナワチドリ、ハマナツメなどが確認されている。準絶滅危惧種では、ハマボウやコアマモ、キイレッツチトリモチなどが確認されている。

資料：宮崎県の保護上重要な野生生物 2020 年度版²⁵⁾、第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(藻場調査)

報告書(平成20年9月)³²⁾

ii. 希少な植物群落

県北部における希少な植物群落は、高島のピロウ群落や島野浦島や浦城の塩沼地植生、土々呂のウバメガシ群落、余島周辺の海岸樹林群落、権現崎の海岸南限植物群落などがある。

県中部における希少な植物群落は、都農町～宮崎市にかけての海浜植物群落、高鍋町のゲンバイヒルガオ群落などがある。

県南部における希少な植物群落は、平山の海岸樹林群落や築島の亜熱帯植物群落、石波海岸のハマナツメ群落及び海岸樹林群落、都井岬のススキ・シバ群落などがある。

資料：宮崎県の保護上重要な野生生物 2020 年度版²³⁾

4) アカウミガメ上陸・産卵状況

日向灘沿岸におけるアカウミガメの上陸・産卵は5月～9月頃に見られ、沿岸の多くの砂浜で確認されている。

県北部及び南部と県中部を比較すると、長大な砂浜海岸を有する県中部では、上陸数・産卵数ともに多く、令和6年度では、約950回を超える上陸があった。特に、宮崎市では570回の上陸数がある。

日向灘沿岸全体での上陸・産卵数の推移では、平成元年（1989年）から平成19年（2007年）頃は、500～1,500回で推移していたが、平成20年（2008年）から平成26年（2014年）頃は、1,500～3,500回と大きく増加した。平成27年（2015年）以降は減少傾向がみられ、800～1,800回で推移している。車の乗入禁止や海岸清掃、監視活動、広報による呼びかけ等の対策を行っている海岸がある一方、砂浜の侵食の進行による産卵地の減少が見られる海岸もある。

なお、アカウミガメは、「絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する条約」（通称ワシントン条約）において、最も絶滅の危険が高いとされるグループ（附属書I）に含まれているほか、「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック（1998年）」では希少種として、また、環境省レッドリスト（令和2年公表）の категория には絶滅危惧IB類（EN）、宮崎県の保護上重要な野生生物（2020年度版）では準絶滅危惧（NT-g）に位置付けられている。さらに、昭和55年には県指定天然記念物となっている。以上のように、アカウミガメは、国内だけでなく世界的にも最も希少な生物として位置付けられている。

表-1.1.4 令和6年度におけるアカウミガメ上陸・産卵回数

区分	上陸	産卵	産卵率	市町	上陸	産卵	概要
県北部	36	16	44%	延岡市	11	6	方財、長浜、新浜
				門川町	3	0	向ヶ浜
				日向市	22	10	お倉ヶ浜北、お倉ヶ浜南、金ヶ浜
県中部	838	541	65%	川南町	15	8	伊倉浜
				高鍋町	37	20	堀之内
				新富町	216	145	富田浜
				宮崎市	570	368	一ツ瀬南、大炊田、明神山、住吉、一ツ葉、人工ビーチ 大淀川、空港北、松崎、運動公園、青島、こどものくに、白浜/小内海
県南部	80	65	81%	日南市	26	24	風田・平山、梅ヶ浜
				串間市	54	41	石波、恋ヶ浦(大納)、下手野(港)
合計	954	622	65%	合計	954	622	

資料：宮崎県の保護上重要な野生生物 2020 年度版²³⁾、ワシントン条約附属書³³⁾、アカウミガメ上陸・産卵状況資料³⁴⁾

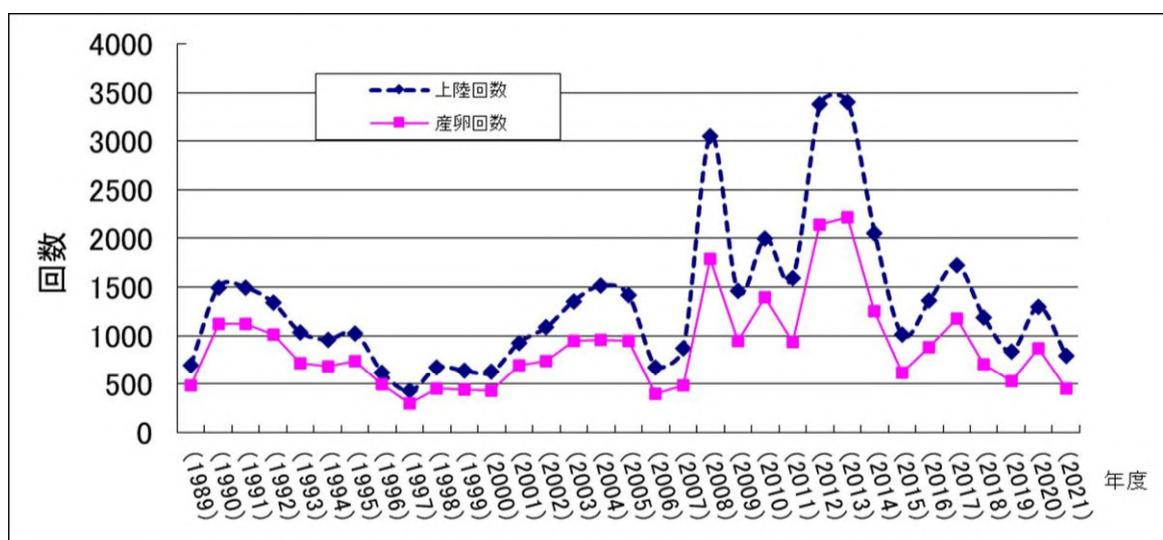


図-1.1.15 日向灘沿岸におけるアカウミガメ上陸・産卵回数の推移

資料：アカウミガメ上陸・産卵状況資料³⁴⁾



図-1.1.16 アカウミガメ上陸・産卵場所

資料：アカウミガメ上陸・産卵状況資料³⁴⁾

5) 海岸漂着物処理推進の取組

台風などの自然災害による流木や海を漂流して流れ着いたごみや、レジヤードなどで発生し海岸に散乱しているごみの増加を背景として、平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が公布・施行され、海岸管理者による円滑な処理責任や、市町村の協力義務などの基本的な方針が示された。

これを受けて、本県の地域特性を踏まえた総合的かつ効果的な海岸漂着物対策を推進するため、平成23年3月「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定した。同計画では、海岸漂着物の処理を重点的に推進する地域として、「重点区域」を設定している（重点区域延長約311km/海岸線延長約400km）。

なお、令和2年度に実施された沿岸市町における海岸漂着物の状況調査によれば、海岸漂着物として把握されているものは、「流木・灌木等」、「ペットボトル」、「発泡スチロール」、「その他プラスチック」、「漁業用ブイ」、「漁網」、「ガラス金属等」の7種類となっている。また、宮崎県における海岸漂着物推計量は、「流木・灌木等」が約11,300 m³、「プラスチック類」が約3,300 m³であり、本県では「流木・灌木等」に的を絞った海岸漂着物対策が必要であると考えられる。

資料：宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画(令和3年12月改訂)³⁵⁾



図-1.1.17 海岸漂着物処理の重点区域

資料：宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画(令和3年12月改訂)³⁵⁾

④海岸利用特性

1) プレジャーボートの推移

宮崎県内のプレジャーボートの総隻数は、平成11年の2,972隻から平成14年には4,189隻と大きく増加しており、その後、平成18年以降は年により増減はあるものの概ね減少傾向にある。

県では、遊泳者とプレジャーボートの間の事故の防止等を目的として、「宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」を平成4年に制定し、平成19年3月には、プレジャーボートの適正な管理及び利用を図るために「宮崎県プレジャーボート対策基本方針」を策定した。さらに、港湾・漁港においては、平成22年度より順次管理条例を改正し、放置等禁止区域、許可係留区域等の設定を進めている。令和7年10月時点におけるプレジャーボート許可制度導入状況は、許可制を導入した港湾は、高鍋港を除く15港湾中14港湾であり、漁港は、23漁港中22漁港である。

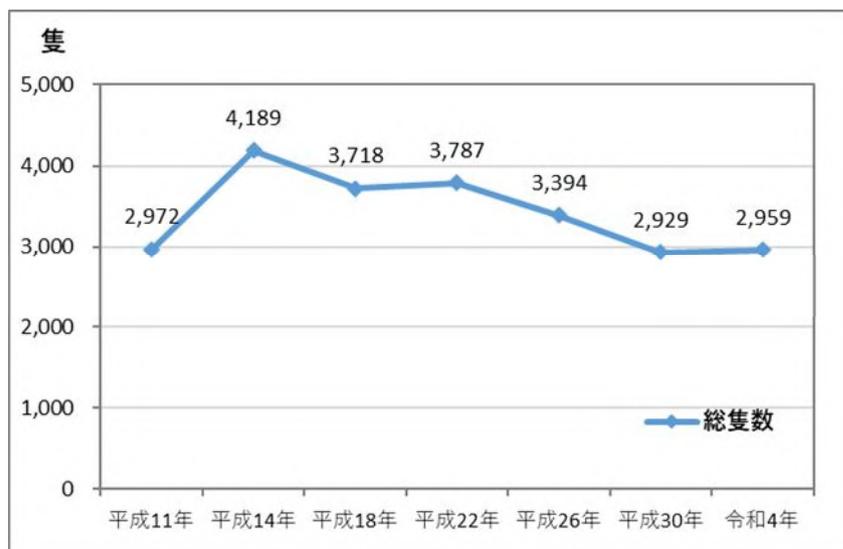


図-1.1.18 宮崎県におけるプレジャーボート総隻数の推移

資料：港湾課資料（平成11年度）³⁶⁾、全国プレジャーボート実態調査結果（平成14年、18年、22年、26年、30年、令和4年）³⁷⁾

2) 海洋性レクリエーションスポット・エリアの分布状況

海洋性レクリエーションのスポット・エリアは、海水浴、釣り、ダイビング、サーフィン、潮干狩りなど多岐にわたり、沿岸に広く分布している。

海水浴場は、県北部では下阿蘇海水浴場や伊勢ヶ浜海水浴場など、県中部では高鍋海水浴場や青島海水浴場など、県南部では大堂津海水浴場、高松海水浴場などが開設されている。

サーフインは、県北部のお倉ヶ浜や金ヶ浜、県中部の伊倉浜、蚊口浜、木崎浜、青島、県南部の風田浜、梅ヶ浜、恋ヶ浦などで楽しんでいるが、特にお倉ヶ浜、蚊口浜、木崎浜、青島、恋ヶ浦などではサーフィン大会が開催されている。また、波の状況によっては、上記以外のエリアでのサーフィン活動も見られる。

ダイビングは、県北部では島野浦島周辺や浦城湾、県南部では日南海域公園地区や栄松ビーチ海水浴場などで楽しんでいる。マリナーについては、県中部の人工海浜南側に位置する「サンマリナー宮崎」が存在する。

潮干狩りについては、県北部の妙見浜や、県中部における高鍋海水浴場、富田漁港海岸、加江田川河口などで行われている。

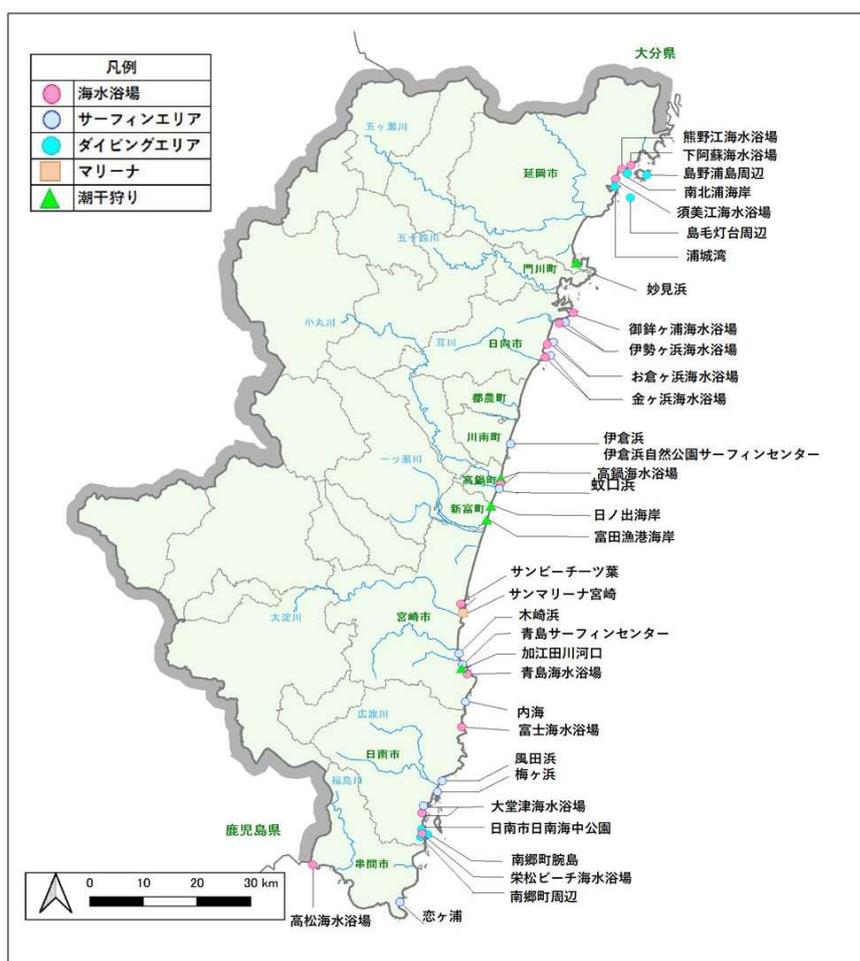


図-1.1.19 海洋性レクリエーション活動場所分布状況

資料：各市町HP²⁷⁾、みやざき観光ナビHP²⁸⁾

3) 釣りポイント

釣りポイントは、SNS 等を通じて県内沿岸の広範囲において紹介されているが、一部については港湾や漁港の立ち入り禁止区域になっているポイントもあることから、ルールを守った利用が求められている。

4) 観光スポット・イベント開催場所分布状況

i. 観光スポット

日向灘沿岸における観光スポットは、天然記念物や海水浴場等と同一となっているものも多い。

県北部では島野浦島のピロウ自生地や須美江家族旅行村のほか、道の駅北浦、乙島、日向サンパークオートキャンプ場などが存在する。県中部では富田浜公園、G7 宮崎農相会合などが開催されたシーガイア、青島などが存在する。県南部では、鶴戸神宮、堀川運河、栄松ビーチ・キャンプ場、猪崎鼻公園、都井岬灯台、志布志湾大黒イルカランドなどが存在する。

ii. イベント開催

日向灘沿岸におけるイベントは、県北部では門川みなとフェスティバルや門川の納涼花火大会、細島みなと祭りなどが開催され、県中部では青島太平洋マラソンや春のフローラル祭などが開催されている。県南部では、油津港まつりやなんごう黒潮まつり、都井岬火まつり、福島港花火大会などが開催されている。

5) 渚の交番プロジェクト

宮崎市青島では地域に根ざし「安心、安全、きれいで楽しい海を創る」渚の交番プロジェクトが全国に先駆けスタートしている。同プロジェクトは、日本財団の支援により立ち上げられ、平成22年6月、宮崎市の青島海水浴場で渚の交番第1号がオープンした。

渚の交番の活動内容は、地元団体と協力した海辺及び地域のパトロールや、地域の人が気軽に集える場の提供、年間をとおして海の安全と安心を守ること、また、地域を元気にするイベントの実施や、海辺の環境や動物の保護・調査活動の実施、様々なスポーツの体験教室の開催などであり、これらの活動をとおして、海を活かした地域づくりを促し、海から地域を元気にすることを目指している。

資料：宮崎市観光サイトHP³⁸⁾

⑤海岸保全施設災害と海岸事業

1) 既往災害履歴と実態

下図の○印は、過去に災害が起こった地区を示したものである。

北浦・延岡地区では、延岡市街地の前面に広がる延岡港海岸などにおいて海浜侵食が原因と見られる護岸への被災がある。しかし、この海岸より北側においては特筆すべき被災は記録されていない。

門川・日向地区では、細島港内の護岸及び美々津港海岸の護岸が基礎の洗掘により被災したほか、美々津港海岸の離岸堤が台風の波浪によって沈下するなどの被災をしている。

都農・川南・高鍋・新富地区では、高鍋町で日向灘に流入する小丸川河口部の護岸および離岸堤が度々被災している。被災は主に台風などの高波浪による洗掘あるいは漂砂に起因する護岸の洗掘や離岸堤天端高の沈下である。

宮崎地区では、大淀川の河口部を中心に南北10km以上に渡って海岸侵食が顕著となっている箇所があり、近年発生した災害箇所のほとんどはこのエリアに集中している。特に、宮崎海岸(大炊田地区、石崎浜地区、住吉地区)では侵食の進行が著しく、道路や保安林にまで被害が及ぶなど抜本的な対策が必要となったため、現在、直轄海岸保全施設整備事業により侵食対策工事が進められている。また、宮崎海岸(赤江地区、赤江浜)では、台風の来襲に伴う高波浪の影響で、突堤の沈下や、浜崖が大幅に後退する等の被害が発生したため、人工リーフ工法による災害復旧事業を行った。

日南地区は、台風期の高波浪を最も受けやすい地形条件の箇所が多く、護岸及び消波工等の被災した箇所が点在している。また、背後に高台(断崖)が迫っていることから山崩れなどによる二次的な被災事例もある。しかし、近年は、被災が少なくなっている。

串間地区では、主に福島港の周辺にある海浜の侵食による護岸及び突堤の被災事例がある。



図-1.1.21 既往災害箇所(S47~R2)

資料：港湾・海岸構造物被災施設に関する調査票(昭和47年~令和2年)³⁹⁾

海岸保全施設調査⁴⁰⁾、河川課資料(平成15~25年)⁴¹⁾

2) 海岸事業の実態

i. 外郭施設

延岡地区では、一部に天端高の低い護岸もあるが、南からの高波浪が遮蔽されるよう施工している。構造様式は直立式を基本としつつ、海水浴場として利用されている箇所では緩傾斜式を、また、背後に道路や民家が迫っている箇所では消波工を施工している。古江港海岸(阿蘇地区)に海浜砂の流出防止を目的とした潜堤を設置しているほか、熊野江港海岸および延岡新港海岸では沿岸漂砂の制御を目的とした突堤を設置している。また、五ヶ瀬川の河口部付近には古くからの突堤が設置されており、これらの施設によって当該地区は高波・高潮や侵食から防護されてきた。津波対策として、防潮堤等の整備を行う事業を、古江港海岸で平成31年度より開始し、また、土々呂漁港海岸においても平成29年度から同様の事業を実施している。

門川・日向市地区では、構造様式は港湾内が直立と消波工タイプ、小倉ヶ浜と美々津港海岸では緩傾斜式となっており、海岸利用者が海側にアクセスしやすくなっている。美々津港海岸において離岸堤、突堤および緩傾斜護岸による面的な防護が図られている。

都農・川南・高鍋・新富地区では、直立と消波工タイプが主体で、一部に緩傾斜式も採用している。この地区は海岸線沿いにJR日豊本線が通っていることから、利用者が海岸へアクセスすることを困難にしている。このため海岸の利用度が低くなっており、護岸整備範囲も海岸延長に対して比較的短いものとなっていて、自然海浜が多く残っている。川南町の通浜および高鍋町の小丸川河口部付近に離岸堤を設置している。

宮崎地区では、宮崎港周辺から青島漁港海岸にかけて海岸利用に配慮した緩傾斜式が主体で、断崖地形となる堀切海岸では直立式となっている。この地区は宮崎市の中心部を背後に控え、一ツ葉海岸、青島漁港海岸などの景勝地でもあることから、海岸全体の利用度が高く、また、護岸整備範囲も長くなっており、自然海浜は少なくなっている。宮崎港海岸および青島周辺の観光拠点に潜堤、突堤および緩傾斜護岸やスロープなどの海岸施設を総合的に設置している。また、宮崎海岸(住吉地区)では侵食対策工事として、緩傾斜護岸および離岸堤・突堤、宮崎海岸(赤江地区、赤江浜)では人工リーフおよび突堤を設置している。

日南地区では、日南海岸として県内有数の断崖地形の景勝地であることから、護岸の構造は直立式と消波工が主体であるが、一部に緩傾斜式も採用している。また、もともと断崖地形であることから、護岸を必要としない箇所も多く、多くの天然海岸が残されている。日南市の大島付近の本土側において突堤や離岸堤などを整備している。この区域以外では、岩礁帯が多く特に北側においては“隆起海床と奇形波蝕痕”が多く見られ、地形的な景勝地であり、観光資源の保護を考慮し、沖合施設が計画されることはなかった。外浦港海岸において、令和2年度から津波対策として防潮堤等の整備を開始している。

串間地区では、護岸の構造は直立式と消波工が主体であるが、一部に緩傾斜式も設置している。この地区は、日南海岸から連なる都井岬周辺部まで県内有数の景勝地であり、護岸を必要としない高い断崖地形となっていることから、多くの自然海岸が残されている。都井岬周辺の集落前面に高波・高潮等を抑止するための離岸堤や突堤を設置しているほか、福島港の周辺では、侵食を防止するための突堤や潜堤などを設置している。

ii. 老朽化対策

日向灘沿岸の海岸保全施設は、昭和40～50年代に整備された施設が多く、今後、急速に老朽化が進行することが見込まれるため、海岸保全施設を良好な状態に保つよう、適切な維持・修繕を推進していく必要がある。

日向灘沿岸では、これまでに田吉海岸などの4海岸において、老朽化対策を実施している。

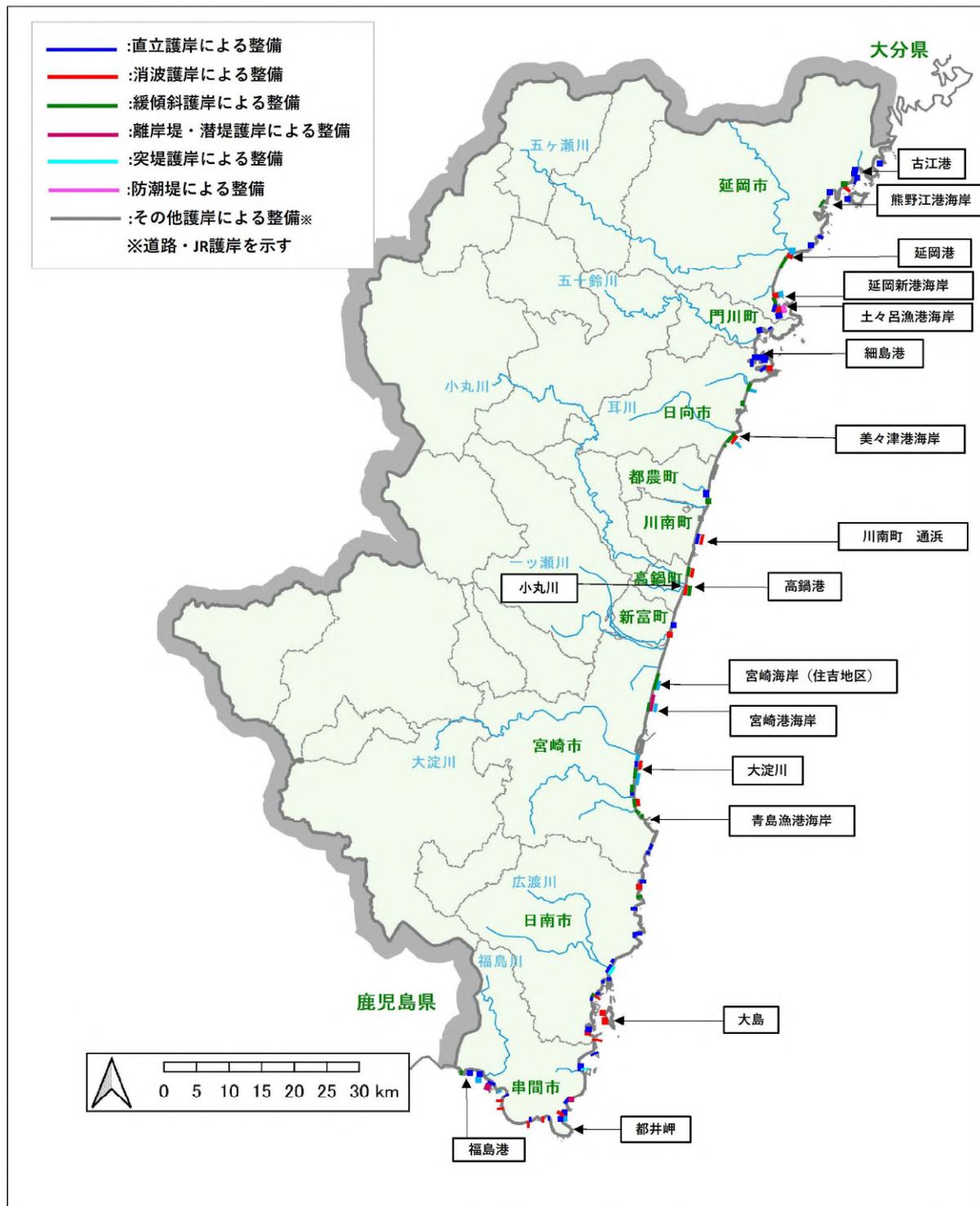


図-1.1.22 海岸保全施設の設置状況

3) 高潮

日向灘沿岸は、海岸線の屈曲に乏しく深く湾入した地形が少ないため、大規模な高潮に襲われる危険性はきわめて希とされている。なお、本県における高潮災害は、北浦、延岡、土々呂、門川、細島、美々津、内海、油津、目井津、都井、福島などの港湾・漁港や、日南市の風田海岸などで記録されている。

資料：福岡管区気象台要報, 24：九州および山口の高潮(1969年)⁴²⁾、国土地理院HP⁴³⁾、宮崎地方気象台HP⁴⁴⁾

4) 地震・津波

日向灘沿岸では、度々、大規模な地震が発生しており、津波も記録されている。

1900年代では12回の比較的規模の大きな地震があり、中でも1941年11月19日に発生した日向灘地震(M7.2)では九州・四国沿岸で最大1mの津波も観測された。また、内陸部においては1968年2月21日に発生したえびの地震(M6.1)で家屋の倒壊、山崩れなどの被害が多かった。

津波被害に着目すると、寛文、宝永、明和、安政東海、安政南海などの歴史地震が挙げられ、比較的大きな河川の河口部において最大5m程度までの津波が襲来したとする現地調査結果が報告されている。

また、北部、南部に点在する入り江(古来からの天然の良港)や小規模な湾でも多くの被害が記録されている。

表-1.1.5 日向灘沿岸における主な歴史地震による津波被害

地震名	発生日	マグニチュード	主な被害記録	津波高 (現地調査報告)
寛文	寛文2年9月20日 (1662/10/31)	M 7.6	地盤沈下、田畑の流出・浸水、船舶の破損、死者20名	2~5m
宝永	宝永4年10月4日 (1707/10/28)	M 8.4	河川の逆流、橋梁の大破、堤防の破損、田畑の浸水、家屋の流出、牛馬多数水死、死者14名	2~4.5m
明和	明和6年7月28日 (1769/8/29)	M 7.4	家屋・石垣・道路の破損、憤砂、漁船・漁具の流出。死者の記録はなし	1~2m
安政南海	安政元年11月5日 (1854/12/24)	M 8.4	翌日まで断続的に高潮・津波の被害が発生。家屋の全壊・破損・流出、船舶の流出・破損、道路・橋梁の破損、土地の浸水・消失。死者の記録はなし	2~3m

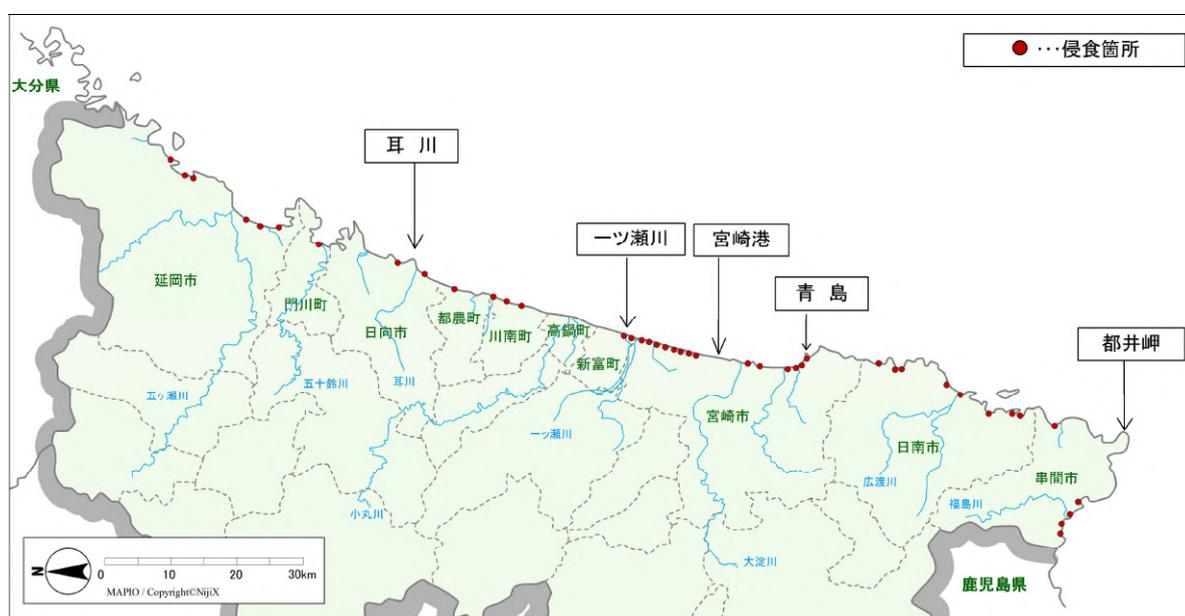
資料：新収・日本地震史料⁴⁵⁾、九州東部沿岸における歴史津波の現地調査-1662年寛文・1769年明和日向灘および1707年宝永・1854年安政南海道地震(1985)⁴⁶⁾

5) 侵食

日向灘沿岸は、志布志湾に面する都井岬から福島高松漁港海岸（串間市）を除き、日向灘に面するほぼ直線状の海岸線である。県北部及び県南部は岬間にポケットビーチ状の砂浜海岸が点在しているのに対して、耳川から青島までの県中部は、砂浜の連続する海岸である。

これまで、過去の空中写真から、延岡港海岸、都農海岸、川南地区海岸、一ツ瀬川から青島までの海岸及び福島港周辺における海岸において侵食が認められてきたが、近年撮影された空中写真と比較した結果、宮崎海岸(住吉地区)以北において侵食が顕著であることが確認できた。

また、気候変動の影響を踏まえ、海面上昇（+0.39m）に伴う海岸線後退量を砂浜海岸で概算した結果、日向灘沿岸全体において海岸後退が懸念される。



図一.1.23 日向灘沿岸において近年侵食がみられる海岸

資料：航空写真(平成13年、平成15年、平成25年、令和5~7年)⁴⁷⁾

6) 地球温暖化に伴う海面水位上昇と台風の強大化

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書を踏まえ、海岸保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が国より示された。また、同年12月にIPCC第5次評価報告書の予測結果をもとに自然科学的知見を取りまとめた「日本の気候変動2020」が国より公表されており、本改訂はこれらの資料に基づき実施している。

一方で、令和5年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書によると、世界平均海面水位は、1995～2014年比で、今世紀末までにSSP1-1.9のGHG排出シナリオの場合、28～55cm上昇、SSP5-8.5の場合、63cm～101cm上昇することが予測されている。世界平均地上気温はSSP1-1.9シナリオの場合1.4℃、SSP5-8.5シナリオの場合4.4℃上昇することが予測されている。これを踏まえ、令和7年3月に公表された「日本の気候変動2025」によると、気象変動に伴い、日本付近の個々の台風強度は強まると予測されている。

「日本の気候変動2020」と「日本の気候変動2025」の将来予測結果は概ね同等であるものの、今後とも定期的にその時点の実績や最新の知見、予測技術に基づき、各種資料が評価報告される見込みであるため、海岸保全基本計画については、定期的なモニタリング結果や気候変動に関する最新の知見による外力の変動傾向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

資料：政府間パネル(IPCC)第6次評価報告書統合報告書⁴⁸⁾、日本の気候変動2025⁴⁹⁾

⑥沿岸各市町の海岸防災対策

1) 沿岸各市町の海岸防災対策の概要

沿岸各市町では、地域防災計画がそれぞれ作成されており、その中で様々な災害に対する予防や応急対策等が定められている。地域防災計画の中で海岸部における防災対策に関する項目について整理すると、表-1.1.6に示すとおりである(令和7年11月現在)。

海岸部における津波、高潮、越波、侵食及び浸水に対する危険地区については、7の市町で指定されており、このうち、延岡市が26ヶ所と最も多い。また、津波に関しては、各市町において、宮崎県が平成25年2月に策定した「津波浸水想定」による最大津波高及び津波到達時間を採用している。

なお、各市町は、防災行政無線を災害発生の予防や応急対策のために有効な手段として位置付けて整備を進めている。また、津波災害発生時の避難経路や避難地の確保を図るため、県が策定した「津波浸水想定」に対応したハザードマップの作成が進められている。

表-1.1.6 沿岸各市町の海岸における防災対策

市町	海岸での危険地区指定 (危険度：箇所数) ^{※1}				津波に関する事項 ^{※2}							公表年次
	津波	高潮	浸水	越波・ 浸食	想定地震	津波到達時間 (津波高+1m) の最短値 ^{※3}	津波高の 最大値 ^{※4}	避難場所 高さ設定	情報伝達 組織設定	予報等 入手先	監視体制 設定	
延岡市			要注意 :26		南海トラフ巨大地震	17分	14m	○	○	気象庁	○	R7.7
門川町					南海トラフ巨大地震	16分	12m	○	○	気象庁	○	R5.6
日向市			2		南海トラフ巨大地震	17分	15m	○	○	気象庁	○	R7.9
			3									
都農町					南海トラフ巨大地震	20分	15m	○	○	気象庁	○	R3.3
川南町					南海トラフ巨大地震	20分	13m	○	○	気象庁	○	R5.3
高鍋町					南海トラフ巨大地震	20分	11m	○	○	気象庁	○	R7.3
新富町					南海トラフ巨大地震	21分	10m	○	○	気象庁	○	R3
宮崎市		B:1		C:3	南海トラフ巨大地震	18分	16m	○	○	気象庁	○	R7.8
日南市	18海岸が海岸保全区域に指定				南海トラフ巨大地震	14分	14m	○	○	気象庁	○	R7.4
串間市	7				南海トラフ巨大地震	15分	17m	○	○	気象庁	○	記載無

※1「海岸での危険地区指定」の欄におけるA～Cは危険度（Aが最も危険度が高い）を表し、数字は箇所数を示す。

※2 表中の○印は、「設定有り」を示す。

※3「津波到達時間(津波高+1m)」は、海岸線から沖合約30m地点において、地震発生直後から水位の変化が+1mになるまでの時間を示しており、「津波到達時間の最短値」は、市町毎に最も早い値を示している。

※4「津波高」は、海岸線から沖合約30m地点における、津波の水位を標高で示した「津波水位」に、地殻変動量を考慮し、メートル以下第2位を四捨五入し第1位を切り上げた数値を示している。また、「津波高の最大値」は、市町毎に最も高い値を表示している。

2) 防災行政無線等の整備状況

i. 防災行政無線の目的と分類

津波や台風など災害発生時においては、情報を地域住民等に伝達したり、被害状況を把握することなどが重要となるが、そのためのシステムとして防災行政無線が整備されている。

県および、各市町村に設置されている防災行政無線は、津波や台風等の災害時において、防災、救助及び救援、災害復旧等に関する業務を遂行する上で必要な通信を確保することを主な目的として、無線通信ネットワークを形成している。

また、防災行政無線は、県防災行政無線と市町村防災行政無線に分類される。

さらに、市町村防災行政無線は、住民に一斉に情報を伝達する「同報系」と、必要な情報を機動的に収集するための「移動系」、関係機関等と相互に密接な連絡体制を確保するための「地域防災無線」の3つに分類される（表－1.1.7 参照）。

表－1.1.7 防災行政無線の分類

防 災 行 政 無 線			
県防災行政無線	市町村防災行政無線		
県と市町村及び防災関係機関等の中で、災害情報の収集と伝達を行うことを主な目的として形成されたネットワーク	同報系	移動系	地域防災無線
	県庁や防災関係機関から収集された情報や、これに基づく避難勧告等の市町村独自の判断を地域住民に一斉に伝達するために使用される。	現場から災害情報を市町村役場（災害対策本部等）に伝達したり、他の防災関係機関の移動系無線局との間で通信を行うために使用される。	移動系の機能を持ちながら、関係機関等と相互に密接な連絡体制を確保するために使用される。

ii. 防災行政無線の整備状況

沿岸各市町において、現段階で整備され、また整備が計画されている防災行政無線の状況は、以下の表－1.1.8のとおりである。

10 市町全てにおいて同報系の防災行政無線が整備されており、津波予報等を J-ALERT（全国瞬時警報システム）から受信し、自動で沿岸部設置の屋外スピーカーに情報発信するシステムを構築している。

なお、沿岸各市町においては、東日本大震災以降、津波避難を促進するため、沿岸部への防災行政無線の増設を進めている。

表－1.1.8 沿岸各市町における防災行政無線の整備状況

市町村名	同報系					自動発信	移動系(地域系を含む)			
	親局	中継局	屋外局		戸別局		基地局		陸上移動局	
			アナログ	デジタル			150M	400M	150M	400M
延岡市	4	4	34		5,112	○		4		199
門川町	1	1		18	-	○		1		31
日向市	1	2	2	14	-	○	1	1	70	22
都農町	1	0	1	1	-	○		1		7
川南町	1	0	1		6,003	○		1		45
高鍋町	1	0	1	8	400	○		1		45
新富町	1	0	1	0	12,052	○		1		26
宮崎市	3	2	91	84	0	○	0	0	0	0
日南市	3	5	113		6,680	○		4		241
串間市	1	1		42	-	○				

※表中の「自動発信」とは、J-ALERT（全国瞬時警報システム）から津波予報等を受信した場合、自動で同報系に情報を発信する機能を示す。

※移動局はアナログのみ

※令和7年1月現在

iii. 屋外スピーカーの整備状況

同報系のシステムにおいては、親局から発信された情報は、最終的には屋外スピーカー等を通じて地域住民に一斉に伝達される。津波の到達時間が極めて短いことから、地域住民への情報伝達が一斉にできる屋外スピーカーは非常に重要である。

そこで、現在沿岸に整備された屋外スピーカーによる情報の到達範囲（音達範囲）について示すと、図－1.1.24のとおりである。これをみると、同報系システムの整備された県内沿岸部区域では、緊急時において地域住民等への一斉の情報伝達が可能となっていることがわかる。

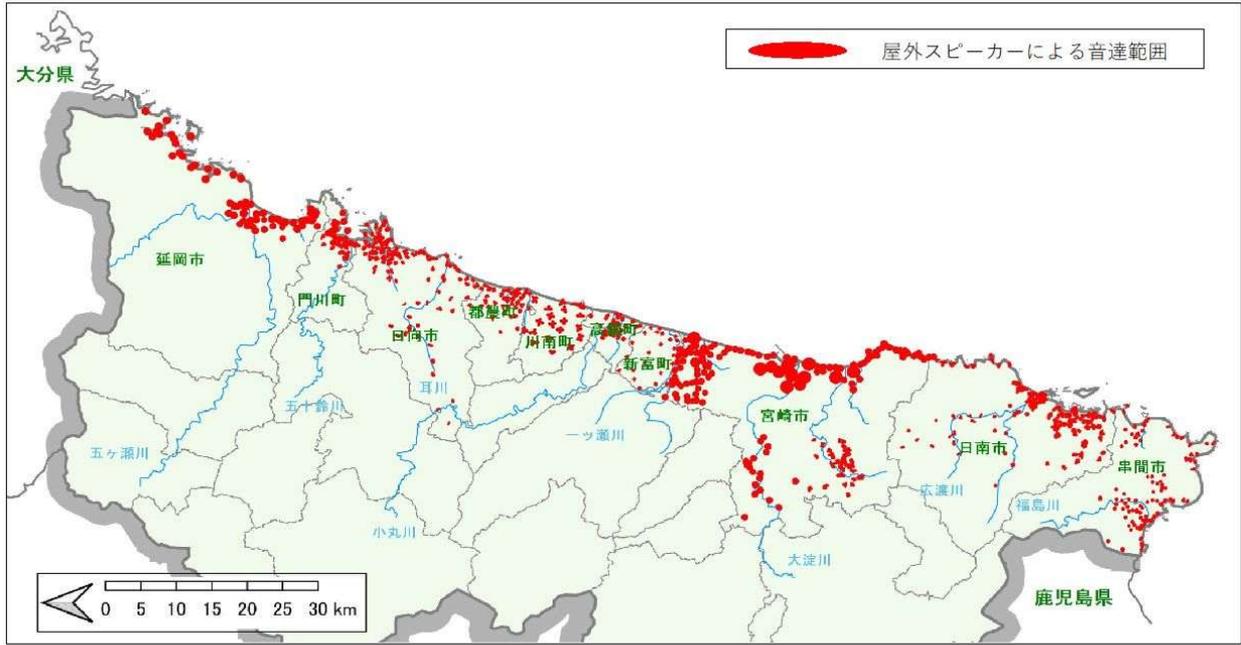


図-1.1.24 屋外スピーカーによる音達範囲

資料：各市町資料⁵⁰⁾

⑦関連する法規制及び諸計画等

1) 関連する法規制

i. 自然公園

日向灘沿岸では、自然公園として、県北部に「日豊海岸国定公園」、県南部に「日南海岸国定公園」がそれぞれ指定されている。

日豊海岸国定公園は、長浜海岸（延岡市）部分を除く延岡市・門川町・日向市の海岸部及び延岡市の山岳部において指定されている。

日南海岸国定公園は、宮崎市南部（清武川以南）・日南市・串間市東部（黒井川河口付近以北）の海岸部を中心に指定されている。

国定公園に指定されている海岸では、複雑な海岸地形のリアス式海岸となっており、優れた景観を形成している。

日豊海岸国定公園では島野浦島の対岸が、日南海岸国定公園では大島付近が海域公園地区として指定されている。

両国定公園内のうち、特別保護地区、特別地域等において工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、土地の形状変更、水面の埋立、広告物の設置等を行う場合には知事の許可（宮崎市内及び日向市内は各市長の許可）が、また、普通地域においても一定規模を超える行為をする場合には知事への届出（宮崎市内及び日向市内は各市町村への届出）が必要である。

資料：土地利用規制ガイド（令和7年8月）⁵¹⁾



図－1.1.25 日向灘沿岸に位置する自然公園

資料：生物多様性センターHP⁵²⁾、みやざきの環境HP⁵³⁾

ii. 文化財保護

日向灘沿岸には、高島のビロウ自生地、内海のアコウなどの天然記念物や鵜戸神宮本殿などの有形文化財が存在するが、これらの現状変更等の行為をする場合には許可や届出が必要であり、具体的には次の表のとおりである。

表-1.1.9 指定文化財等についての規制（許可・届出）

種別	内容	法規	該当施設等
国指定史名勝天然記念物についての規制	国の史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更しまたはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。	文化財保護法第125条	青島亜熱帯性植物群落、都井岬ソテツ自生地、内海のヤッコソウ自生地、高島のビロウ自生地、青島の隆起海床奇形波蝕痕、古江のキンモクセイ、内海のアコウ、虚空蔵島の亜熱帯林、幸嶋サル生息地、岬馬及びその繁殖地、石波の海岸樹林、妙国寺庭園、カムリウミスズメ、オカヤドカリ、猪崎鼻の推積構造、ヘゴ自生北限地帯、日向岬の柱状節理、鵜戸
国選定建造物群についての規制	(※日向市の条例による)	文化財保護法第83条の3	日向市美ヶ津重要伝統建造物群保存地区
国登録有形文化財についての規定	登録有形文化財に関し、その現状を変更しようとする者は、現状を変更する30日前までに、文部科学省令で定めるところにより文化庁長官にその旨を届け出なければならない。	文化財保護法第64条	大御神社（本殿・幣殿・拜殿）、杉村金物本店主屋、杉村金物本店倉庫、油津赤レンガ館、旧河野宗泰家主屋及び炊事場、堀川橋（乙姫橋）、堀川運河護岸、広渡川石堰堤、花峯橋、旧外山医院、満尾書店、渡邊家住宅、旧伊東家別荘、鈴木旅館、旧服部家別荘、細島検潮所、鞍崎灯台、細島灯台、都井岬灯台
宮崎県指定有形文化財についての規定	宮崎県の指定有形文化財に関し、その現状を変更しまたはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。	宮崎県文化財保護条例第14条	鵜戸神宮本殿
宮崎県指定史跡名勝天然記念物についての規制	宮崎県の指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更しまたはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けなければならない。	宮崎県文化財保護条例第35条	南浦村古墳、鵜戸千畳敷奇岩、乙島、橋口氏庭園、幕末勤王家海賀宮門外二士の墓、有栖川征討総督宮殿下御本宮遺跡、僧日要の墓、旧藩都農牧駒追込場跡、都農町古墳、アカウミガメ及びその産卵地、権現崎の照葉樹林、狐塚古墳、高鍋古墳、細島町古墳、東郷村古墳、青島村古墳、美々津町古墳、本城村古墳、門川町古墳、下弓田遺跡、都井村古墳

資料：土地利用規制ガイド（令和7年8月）⁵¹⁾、文化財保護法⁵⁴⁾、みやざき文化財情報HP⁵⁵⁾

iii. 鳥獣保護区等

日向灘沿岸における鳥獣保護区は、延岡市の長浜海岸付近や門川町の遠見海岸付近、また、高鍋町、新富町、宮崎市及び日南市の南部に集中して見られるほか、日向市や都農町、串間市の沿岸部にも設定されている。

特定猟具使用禁止区域(銃)は、門川町や日向市及び宮崎市に集中的に存在しており、その他の地域では、延岡市の古江港及び延岡新港付近や、串間市の石波海岸に見られる。

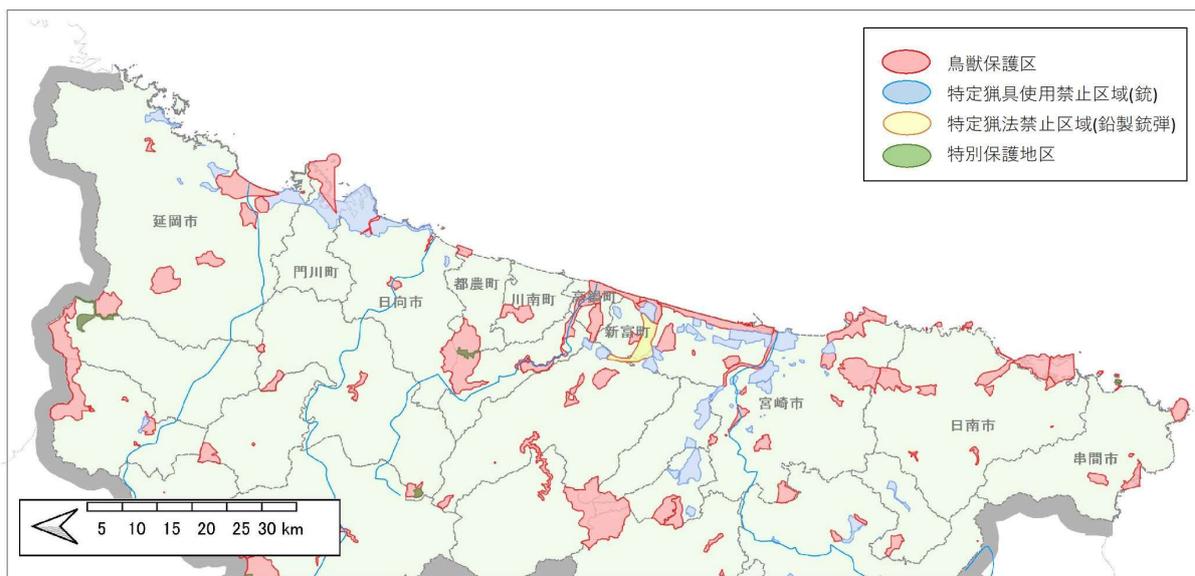


図-1.1.26 鳥獣保護区等分布

資料：宮崎県鳥獣保護区等位置図(令和6年度)⁵⁶⁾

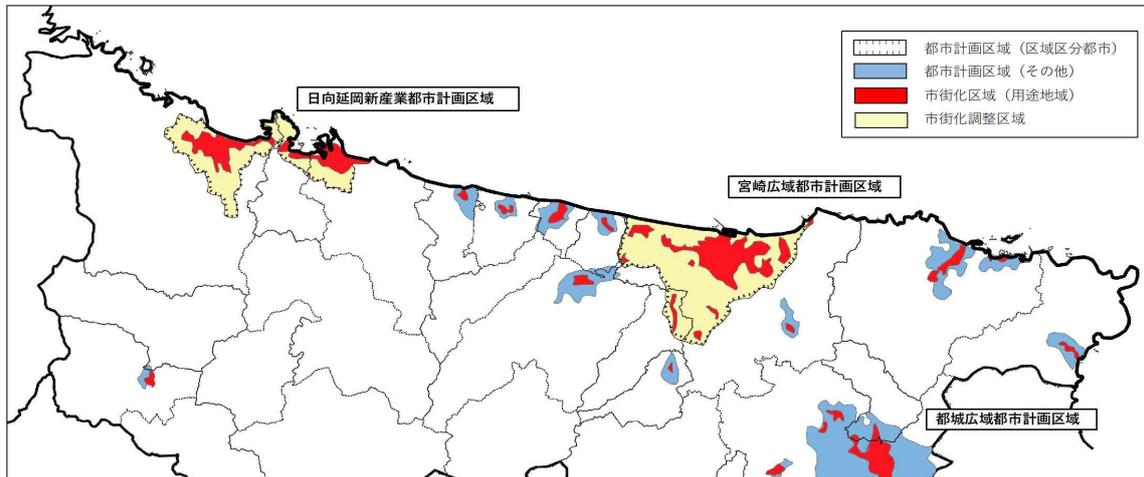
iv. 保安林

海岸部における保安林は、日南市北部を除くほぼ全域に点在しており、砂浜海岸の背後のみならず、岩礁の海岸背後においても分布している。

v. 都市計画区域

沿岸各市町における都市計画区域については、延岡市、門川町、日向市、宮崎市に比較的大規模に指定されているほかは、漁港や港湾部分及び河口部において市街地を形成している区域において小規模に指定されている。

市街化区域については、日向延岡新産業都市計画区域ではほとんどが海岸線に接しているが、宮崎広域都市計画区域では海岸線に接している部分は少ない。



図一1.1.27 都市計画区域

資料：宮崎県の都市計画(資料編)(令和7年3月)⁵⁷⁾

vi. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

この法律は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めたものである。

県内では、全市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、沿岸 10 市町のすべてが津波避難対策特別強化地域に指定されている。

資料：南海トラフ巨大地震対策特別措置法⁵⁸⁾

vii. 津波防災地域づくりに関する法律

この法律は、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、津波災害警戒区域による警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域による一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定めたものである。

県内では、令和 7 年 10 月に沿岸全ての 10 市町において、津波災害警戒区域を指定した。

資料：津波防災地域づくりに関する法律について⁵⁹⁾

2) 関連する諸計画

本計画を策定するにあたり関連する諸計画としては、本計画の上位計画にあたる宮崎県の総合計画を始め、市町村レベルにおける総合計画や関連計画等がある。以下に、それらの沿岸域に関する計画の概要を整理した。

県レベル

- (1) 宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン(長期ビジョン) [令和4年9月]
- (2) 宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン(アクションプラン) [令和5年6月]
- (3) 宮崎県環境基本計画[令和3年3月]
- (4) 宮崎県観光振興計画[令和5年6月]
- (5) 宮崎県中長期道路整備計画[平成23年3月]
- (6) 宮崎県地域防災計画 I [令和7年3月修正]
- (7) 新・宮崎県地震減災計画[令和3年3月改定]
- (8) 宮崎県中山間地域振興計画[令和5年6月改定]
- (9) 宮崎県離島振興計画[令和5年4月]
- (10) 大隅地域半島振興計画[平成28年2月]
- (11) 東臼杵・西臼杵圏域マスタープラン[令和4年6月改定]
- (12) 児湯圏域マスタープラン[令和4年6月改定]
- (13) 中部圏域マスタープラン[令和4年6月改定]
- (14) 南那珂圏域マスタープラン[令和4年6月改定]
- (15) 港湾計画(細島港[令和6年2月]・宮崎港[令和4年2月]・油津港[令和4年3月])

市町レベル

- (16) 第6次延岡市長期総合計画後期基本計画[令和3年10月]
- (17) 第3次延岡市環境基本計画[令和3年3月]
- (18) 延岡市都市計画マスタープラン[平成26年10月一部改訂]
- (19) 延岡市景観計画[令和7年4月改訂]
- (20) 延岡市地域防災計画[令和7年4月]
- (21) 第6次門川町長期総合計画 [令和3年3月]
- (22) 第2次門川町環境基本計画[令和5年3月]
- (23) 門川町地域防災計画[令和5年6月一部改正]

市町レベル

- (24) 第3次日向市総合計画・後期基本計画[令和7年1月]
- (25) 第3次日向市環境基本計画 [令和7年3月]
- (26) 日向市都市計画マスタープラン[平成30年12月]
- (27) 細島地区景観計画[平成22年3月]
- (28) 日向市景観基本計画[平成20年4月]
- (29) 美々の里景観計画[平成24年10月]
- (30) 日向市地域防災計画[令和7年3月]
- (31) 第6次都農町長期総合計画[平成29年3月]
- (32) 都農町地域防災計画[令和3年6月]
- (33) 第6次川南町長期総合計画[令和3年3月]
- (34) 川南町地域防災計画[令和5年3月]
- (35) 第6次高鍋町総合計画後期基本計画 [令和3年6月]
- (36) 高鍋町環境基本計画[平成25年3月]
- (37) 高鍋町景観計画[平成25年10月]
- (38) 高鍋町地域防災計画[令和7年3月]
- (39) 第6次新富町長期総合計画_基本構想[令和4年3月]
- (40) 新富町都市計画マスタープラン[令和2年1月]
- (41) 新富町地域防災計画[令和3年度]
- (42) 第6次宮崎市総合計画 [令和7年3月]
- (43) 第4次宮崎市環境基本計画一部改訂計画[令和7年3月]
- (44) 宮崎市都市計画マスタープラン[令和7年3月改訂]
- (45) 宮崎市景観計画[令和5年3月]
- (46) 宮崎市地域防災計画[令和6年5月]
- (47) 日南市総合計画日南市重点戦略 プラン2025[令和7年3月]
- (48) 第2次日南市環境基本計画[令和4年3月]
- (49) 日南市都市計画マスタープラン[令和3年3月改正]
- (50) 港町油津 景観計画[平成19年10月]
- (51) 日南市地域防災計画[令和7年4月修正]
- (52) 第6次串間市長期総合計画[令和3年3月]
- (53) 串間市地域防災計画[令和3年3月]

<上位・関連計画における宮崎県沿岸部の位置付け>

県レベル

- 良好な自然環境・生活環境の保全(1) ○連携・協働による魅力ある地域づくり(1)
- 安全で安心な県土づくり(1)
- 施設の長寿命化や予防的な修繕など、計画的な維持管理・更新の推進(1)
- 本県の優位性やポテンシャルを活かした、個性ある地域づくり、産業づくり(1)
- 観光、スポーツランドみやざきの推進(1) ○危機事象への対応強化(2)
- 次代へ継承する持続可能な森・川・海づくり(2)
- 多様な生き物が生息する豊かな自然が保護される持続可能な環境の保全(2)
- 自然豊かな水辺の保全と創出～自然環境に配慮した海岸づくり～(3)
- 魅力ある農山漁村づくり(3) ○地域の資源を生かした元気な観光地づくり(4)
- 安全・安心な「暮らし」の確保を支援する道づくり(5) ○施設の耐震点検及び各種整備(6)
- 住民への津波避難に関する普及・啓発、防災教育の推進、津波情報の迅速・的確な伝達の推進(7)
- 津波避難場所・避難路の確保(7) ○避難訓練の実施、訪問者への津波避難の支援(7)
- 津波を防御する施設の整備(7) ○自然災害対策(8) ○国土保全施設等の整備(9)(10)
- 自然災害のおそれのある自然地の積極的保全(11)(12)(13)(14)
- 環境負荷の低減などを担う環境保全系統の自然環境の保全(11)(13)
- 国定公園など、本県を代表する自然環境と連携しながら、人々の余暇活動に対応できる広域的なレクリエーション系統の自然的環境の保全・活用を促進(11)(13)
- 環境構成機能の高い緑地の保全(11)(12)
- 災害防止に寄与する緑地などの保全(11)(12)
- アカウミガメの産卵地の保全(12)
- 豊かな自然的環境や農林水産資源などを活かした交流のまちづくり(14)
- 砂浜、松林などは、都市を構成する自然的環境として積極的に保全(14)

※ () 番号はp.50 の各種計画の番号を転記したものです。

市町レベル

- アカウミガメの産卵の場である長浜海岸、新浜海岸、方財海岸の侵食防止(延岡市) (17)
- 美郷町北郷区と連携を図った海岸保全活動組織づくりの推進(門川町) (21)
- 「海の駅ほそしま」を観光拠点と位置づけ、他拠点との連携の強化と、観光客ニーズに的確に対応できる体制を整備(日向市)(24) ○サーフィン大会の誘致など、観光イベント開催を推進(日向市) (24)
- 観光資源である「金ヶ浜」などにおける流木対策の推進(日向市) (24)
- 都市公園(お倉ヶ浜総合公園)の施設整備(日向市) (25)
- 細島地区における歴史散策等との連携を図った景観形成(日向市) (26)
- 美々津地区における歴史的町並みの再生(日向市) (26)
- みなとフェスティバルなどイベントの交流を図り、日向入郷圏域の文化の創造を推進(日向市) (26)
- 細島商業港のウォーターフロント開発(日向市) (26)
- 日向岬一帯で、東九州の海上流通および海洋性レクリエーションの拠点整備(日向市) (26)
- 日向岬、お倉ヶ浜、金ヶ浜を「海辺の景観拠点」に位置付け、景観と海辺を楽しむ拠点づくりを推進(日向市) (26) ○細島地区に点在する景観資源の活用・発掘・育成(日向市) (27)
- 高鍋湿地やアカウミガメの保護活動に携わる人材育成の推進(高鍋町) (35)
- 高鍋海水浴場・キャンプ村への誘客(高鍋町) (35)
- 清掃及び整備を通し「蚊口浦海浜公園」に憩いの場及びレクリエーションの場を形成(高鍋町) (36)
- 「富田浜清掃大作成」の開催(新富町) (39) ○富田浜や富田浜入江を活かした街づくり(新富町) (39)
- アカウミガメの産卵地である富田浜と富田浜公園をレクリエーション地区として整備(新富町) (39)
- 新富町の原風景である富田浜入江など、観光・自然・歴史的資源の保全・活用を図る(新富町) (39)
- 富田浜の黒松を中心とした海岸の樹林地の保全(新富町) (39)
- 渡り鳥の飛来地である一ツ瀬川河口の環境を保全(新富町) (39)
- 青島地域活性化基本計画に掲げる重点整備地区の施設整備(宮崎市) (43)
- 佐土原海岸や一ツ葉海岸、空港から青島にかけての海浜、日南海岸の保全(宮崎市) (45)
- 松林、日南海岸方面のフェニックス等の景観要素の保全(宮崎市) (45)
- 津波避難施設の整備(佐土原、赤江、木花、青島など) (宮崎市)(46)
- 「港あぶらつ朝市」「なんごう日の出市」の拡充(日南市) (47)
- 日南海岸一帯の国際級海洋性リゾートゾーンへの位置づけ(日南市) (47)
- 鶴戸神宮、サンメッセ日南、快水浴場百選の富士・大堂津海水浴場、栄松ビーチなどをマリンスポーツ・レジャーの楽しめる観光資源として活用(日南市) (47)
- 油津港を、観光の海の玄関口として確立、観光交流の場としての整備の推進(日南市) (47)
- 港町油津にて日常生活の安全性及び利便性の向上を図り、歩いて暮らせる環境整備を推進(日南市) (50)
- 都井岬や幸島、恋ヶ浦のサーフィン、高松海水浴場などの観光資源の保護、整備、充実、ネットワーク化を図る(串間市) (52)

※県レベルの関連計画と重複する内容については省略している。
※ () 番号はp.50・51の各種計画の番号を転記したものです。

パブリックコメント 実施後に修正予定

3) 海岸に関する住民意見等

地域住民の意見を反映させるため、海岸保全基本計画策定時には平成 13 年に地域住民アンケート調査及びホームページアンケート調査を実施し、海岸保全基本計画変更時には平成 27 年にパブリック・コメントによる意見募集を実施した。なお、平成 13 年に実施したアンケート調査結果及び平成 27 年に実施したパブリックコメントによる意見収集結果は巻末資料に記載する。

i. パブリック・コメントによる意見

令和 8 年 1 月 9 日から 1 月〇日にかけて、パブリック・コメントによる意見募集を実施した。〇名から〇件の意見が寄せられた。

これらの意見を分類した結果は、以下のとおりであり、「施設計画に関する意見」のなかでも、特に「景観・利用・環境へ配慮すべき」という意見が多かった。

a. 意見の分類

分類No.	項目	件数
A	海岸保全基本計画への提言	2 件
①	防護目的の明確化、海岸の未来像	1 件
②	観光資源を活かした津波防災	1 件
B	施設計画に関する意見	24 件
③	堤防以外の計画を考えるべき	3 件
④	景観・環境・利用に配慮すべき	9 件
⑤	合意形成方法について	2 件
⑥	構造物による海岸侵食の誘発	1 件
⑦	国内外の先進事例を参考にすべき	1 件
⑧	個別海岸に対する意見	8 件
C	海岸林に関する意見	2 件
⑨	海岸松林の見直し、海岸保全施設としての位置付け	2 件
D	本文修正に関する意見	2 件
⑩	海岸環境特性、挿絵	2 件
	合計	30 件

パブリックコメント 実施後に修正予定

b. 意見の要旨

A 海岸保全基本計画への提言(2件)

- ・本計画の防護目的が「財産保護」なのか「人命保護」なのかという防護目的を問う意見や、県民の将来にとって望ましい日向灘沿岸の未来像の明記や、他県には類の無い宮崎県の貴重な自然観光資源や高度情報ネットワークを十分に生かした次世代型の津波防災を望む意見がみられた。

B 施設計画に関する意見(24件)

- ・宮崎県の豊かな海岸景観や環境と調和し、サーフィンなどの観光資源にも配慮した施設計画を望む意見や、海岸保全施設の整備などのハード対策よりも、津波避難施設の整備などのソフト対策の充実を望む意見がみられた。

C 海岸林に関する意見(2件)

- ・地球温暖化や維持管理経費を考慮し、全ての海岸林を照葉樹林へ移行させるべきという意見や、海岸林を海岸保全施設と位置づけ、コストの削減を望む意見がみられた。

D 本文修正に関する意見(2件)

- ・天然記念物や希少種の記載に関して、海岸生物種の追加記載や、海岸の安全性に対し誤解を与え兼ねない挿絵の修正を求める意見がみられた。

(3) 海岸保全の方向性（目標）

国が定めた「海岸保全基本方針」を基に、日向灘沿岸の特性を踏まえた課題を解決するため、日向灘沿岸における海岸保全の長期的な方向性を示す。

日向灘沿岸は、大分県境から鹿児島県境までの約400kmの日向灘に面した海岸線であり、地形の特徴から大きく県北部、県中部、県南部の3つに分けることができる。県北部と県南部は所々にポケットビーチのある複雑な形をしたリアス式海岸であり、県中部は砂浜を中心とした約70kmのほぼ直線上の海岸である。

日向灘沿岸は、直接太平洋に面し、地震や台風等の厳しい自然条件にさらされており、津波、高波、波浪等による災害や海岸侵食等に対して脆弱性を有している。このため、海岸の背後に集中している人命や財産を災害から守るとともに、国土の保全を図るため、海岸整備を進めてきた。

一方、本県は、「太陽と緑の国」と呼ばれるように、温暖な気候のもと、紺碧な空、青い海、緑豊かな山々や、これに端を発して太平洋にそそぐ多くの清らかな河川など、美しく豊かな自然環境に恵まれている。

そのような自然環境の中で、日向灘沿岸には、我が国における絶滅危惧種のアカウミガメの産卵地が多数存在し、また、カンムリウミスズメやゲンバイヒルガオなど希少種を含む多様な野生生物の生息・生育の場ともなっている。

また、鬼のせんたく板の中に浮かぶ青島、南国情緒を醸し出すフェニックスを通して果てしなく広がる日向灘を一望できる堀切峠、野生馬の生息する都井岬、日本最大級の柱状節理の断崖である馬ヶ背、白砂青松のお倉ヶ浜といった優れた海岸景観がある。また、県中部には、延々と続く手つかずのままの砂浜とそれに沿った植物群落が残されており、日に向かう国（日向の国）の雄大で美しい海岸風景を呈している。そして、これらの景観は、まさに本県の重要な観光資源であることは言うまでもない。

さらに、本県は「神話と伝説のふるさと」と称されるように、数々の史跡や天孫降臨神話の伝承などが県内各地に数多くある。特に、海岸部には、山幸彦と豊玉姫、あるいは神武天皇のお舟出のような神話や伝説が残されており、海岸とともに生きる人々や海岸に集い来る人々の心に海への畏敬とロマンを呼び起こし、「心のふるさと」として継承してきた。

このような多様で豊かな日向灘沿岸は、住民の生活や漁業・物流の場として、また、レジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物に触れ合う場として、さらに、多くの人々が潤いや癒しを求めて集い来る交流空間としても貴重であり、地域振興の資源の一つとして位置付けられるべき地域の財産である。

このような中で、日向灘沿岸は、防災面では海岸保全施設の整備水準は未だ十分でないところもあり、一部の地域では高潮・越波の被害が懸念されている。また、県中部を中心として様々な要因により砂浜の侵食が進行しており、アカウミガメ等の希少な生物への影響も懸念されているところである。また、安全・安心な地域社会の実現のため、津波、高潮への対応について万全を期す必要がある。南海トラフを震源とする地震は、今後30年以内に60～90%程度以上といった高い確率で発生することが予測されており、特に、レベル1津波対策の推進は喫緊の課題となっている。さらに、気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されている。加えて、希少生物の生息・生育する海岸環境を保全するための海岸利用のルールづくりなど、様々な課題が出てきている。

これらの現状の特性や課題を踏まえ、目指すべき日向灘沿岸における海岸保全の方向性は右のとおりとする。

〈海岸保全の方向性〉

人にとっても、自然にとっても、安全・安心・快適・豊かな環境が守られ、
人と人、人と自然、自然と自然が集い来て『驚き・潤い・癒し・学び・喜び』を共有できる、
くつろぎ・活力の交流空間としての日向の海岸づくり



○災害に強い安全・安心の地域社会を実現するため、環境や利用に配慮しながら、施設の計画的な整備を一層進めます。特に、防災上の機能と併せて、人と海とのふれあいやアカウミガメなど多様な生物の生息・生育・産卵の場である砂浜については、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進します。

○日向灘沿岸の優れた海岸景観については、今後とも保全と創出に努めるとともに、希少又は多様な動植物の生息・生育の場である砂浜、岩礁、河口域、干潟などの自然環境を良好な状態で守っていきます。

○子供から高齢者まで多くの人が『驚き・潤い・癒し・学び・喜び』などを求めて集い、そして、その交流により地域も豊かさを実感できるくつろぎ・活力の交流空間づくりを一層進めるとともに、多様な海岸利用の増進を図ります。

第2節 海岸の防護に関する事項

(1) 防護の目標

①防護すべき地域

日向灘沿岸海岸基本計画における防護すべき地域とは、気候変動による海面上昇・高潮・波浪の強大化等を踏まえ、以下に示す侵食、高潮・越波および津波などからの防護を行う区域(海岸)の背後地域において、家屋や土地・資産に対して被害の発生が予想される範囲とする。

1) 侵食からの防護

将来的な気候変動や人為的改変による影響等も踏まえ、砂浜の侵食により、国土保全、環境保全の維持が困難となる海岸については、漂砂の連続性を考慮した施設配置、施策などを行う区域とする。

2) 高潮・越波からの防護

背後地に対して、既存の海岸保全施設が気候変動の影響による(記録や将来予測に基づく)長期変化を踏まえた高潮・越波に対して十分な機能性を有していない区域については、防護水準を満足するだけの施設の改良や新設を行う区域とする。

3) 津波からの防護

南海トラフを震源とする地震で発生する津波による被害が想定される地域については、気候変動の影響による潮位の長期変化を踏まえた予測津波水位や、背後地の重要度、地域特性などを配慮して施設整備や施策などを行う区域とする。

4) 施設の老朽化対策

現況の施設が、老朽化により機能性、安全性の観点から問題が生じている場合には、施設の補修または改良を行い、機能性、安全性の回復・維持を図る区域とする。

②防護水準

高潮および越波に対する防護については、設計高潮位(過去の台風などによる最高潮位、又は記録や将来予測に基づき適切に推算した潮位)に、30年に1回来襲すると予測される波浪(記録や将来予測に基づき適切に推算した30年確率波)の影響を加えた高さを防護水準の目標とする。

侵食に対する防護については、将来的な気候変動や人為的改変による影響を考慮した海岸の保全を基本的な目標とする。顕著な侵食により、海岸背後地の侵食が懸念される場合や、汀線後退に伴う砂浜による消波機能が低下し、高潮に対する防護水準が確保されなくなる場合、あるいはアカウミガメなどの生物環境への配慮が必要な場合等については、必要に応じて護岸や離岸堤等の海岸保全施設と組み合わせて、それらの防護又は環境への配慮にあたって必要となる海浜幅・海浜高の確保を目指すこととする。

また、津波に対する防護については、数十年から百数十年に1回程度の比較的発生頻度の高い津波(レベル1津波)を対象とし、平成25年12月に本県が設定した「設計津波(レベル1津波)の水位」※¹に気候変動による海面上昇の影響を加えた高さを防護水準とする。

日向灘沿岸における気候変動を踏まえた防護水準※²は、表-1.2.1のとおりとする。なお、防護水準は2100年にかけて経年増加するため、気候変動前の値を括弧内に併記する。

※1「設計津波(レベル1津波)の水位」・・・海岸堤防等の計画・設計の目安となる津波の水位。本県においては、過去に発生した地震や想定地震による5つの津波モデル(安政地震及び昭和地震の再現モデル、東南海・南海地震(2003年)、日向灘北部地震及び日向灘南部地震の想定モデル)を用いて設計津波(レベル1津波)の水位を設定した。

※2「気候変動を踏まえた防護水準」・・・2°C上昇シナリオ(RCP2.6)に基づき、2100年時点の防護水準を予測した。今後、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、適宜見直しを行う。

表-1.2.1 気候変動等を踏まえた地域海岸別の防護水準一覧（括弧内は気候変動前の数値）

区分	防護水準						侵食	
	地域海岸※1	津波		細分区間を 設定する地区	設計高 潮位※2 [T.P.m]	高潮		
		主要区間	細分区間			波高(30年確率波) Ho※3 (波高)[m]		To※4 (周期)[s]
県北部 (県境～高鍋港湾区域 (北端))	①北浦～古江～南浦	5.7 (5.4)	2.7, 4.4 (2.4, 4.0)	浦尻湾、島野浦島	2.10 (1.78)	9.4～14.9 (9.1～12.5)	13.5～16.2 (10.5～14.0)	
	②方財～長浜	5.1 (4.7)	5.4 (5.1)	方財海岸				
	③新浜～土々呂	5.9 (5.6)	3.6, 6.9 (3.3, 6.6)	妙見湾、鯛名町				
	④門川～細島	4.4 (4.1)	6.0, 5.6 (5.6, 5.2)	門川漁港・細島港(工 業港地区)、 細島港(商業港地区)				
	⑤伊勢ヶ浜～ 小倉ヶ浜～平岩	5.0 (4.7)	5.7, 5.5, 5.2 (5.4, 5.2, 4.9)	伊勢ヶ浜、小倉ヶ浜、 金ヶ浜(坂元海岸)				
	⑥美々津～都農～川南	4.9 (4.6)	-	-				
県中部 (高鍋港湾区域 (北端)～堀切岬)	⑦高鍋～新富～住吉	4.2 (3.8)	-	-	2.80 (2.42)	12.6～15.2 (9.4～13.9)	14.6～16.3 (10.8～15.0)	
	⑧宮崎港～宮崎空港	5.3 (5.0)	-	-				
	⑨赤江～加江田	5.7 (5.4)	-	-				
	⑩青島～内海～富士	6.2 (5.8)	8.1 (7.8)	青島漁港				
県南部 (堀切岬～都井岬)	⑪宮浦～ 風田～梅ヶ浜	5.7 (5.4)	-	-	2.48 (1.96)	13.2～15.3 (8.9～13.6)	14.8～16.3 (10.9～14.3)	
	⑫油津港～ 外浦～宮之浦	4.4 (4.0)	3.4, 4.9 (3.1, 4.5)	大島、宮之浦漁港				
県南部 (都井岬～県境)	⑬都井～本城～福島	3.9 (3.6)	-	-		12.1～15.3 (8.7～13.4)	13.7～15.5 (10.2～14.3)	

防災および
環境配慮
に必要
となる海浜
幅・海浜高

※1 「地域海岸」・・・平成23年7月8日付けで国より通知された「設計津波の水位の設定方法等について」に基づき、日向灘沿岸を湾の形状や山付け等の自然条件やシミュレーションの津波高さ等から、同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸線に分割したもの

※2 「設計高潮位」・・・高潮に備えた海岸保全施設の設計を行うため、潮位の上限值として定められたもの（既往最高潮位、又は記録や将来予測に基づき適切に推算した潮位）

※3 「Ho(波高)」・・・沖合いの波の高さであり、高潮や波浪による波の打ち上げ高などの算出に用いるもので、個々の海岸における高潮・越波高とは異なる

※4 「To(周期)」・・・沖合いの波の周期であり、周期が長いほど波のうねりが強い。高潮や波浪による波の打ち上げ高などの算出に用いる

(2) 施策の内容

次に掲げる特性及び課題を踏まえ、前頁で定めた防護の目標を達成するための施策の内容については、次のとおりである。

防護面の特性	防護面の課題	防護面の施策
<p>(海岸防護の現状と将来予測)</p> <p>① 海岸保全施設の整備水準は未だ十分ではないところもあり、侵食の進行している海岸や内湾・入江など一部の地域では高潮・越波の被害が発生している。加えて、気候変動による海面上昇や台風強化の影響が顕在化していく。</p> <p>② 特に、県中部を中心として砂浜海岸の侵食が見受けられ、国土保全だけでなくアカウミガメなどの繁殖環境への影響が懸念されている。加えて、侵食対策を求める住民の声が多い。</p> <p>③ 南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震が、今後 30 年以内に 60～90% 程度以上といった高い確率で発生することが予測されており、津波による大きな被害が懸念されている。</p> <p>④ 気候変動の影響により高潮・越波の増大が懸念される。</p>	<p>(気候変動を踏まえた施設の計画的な整備)</p> <p>① 気候変動を踏まえて、今後とも防護の必要な海岸においては、環境や利用に配慮しながら、施設の計画的な整備を一層進める必要がある。</p> <p>(海岸侵食への対応)</p> <p>② 日向灘沿岸の砂浜は、国土保全や海岸保全施設の防護などの防災上の機能と併せて、白砂青松等の美しい海岸景観の構成要素となるとともに、人と海とのふれあいや海水の浄化の場としても重要な役割を果たしており、多様な生物の生息・生育の場であり、さらに、アカウミガメの上陸・産卵の場となっている。そのため、砂浜について、その保全と回復を主体とした整備をより一層推進する必要がある。</p> <p>(津波への対応)</p> <p>③ 発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらすレベル 1 津波に対しては、整備優先度の高い海岸から早急に対応する必要がある。</p> <p>(高潮・越波への対応)</p> <p>④ 気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風強化等を踏まえた高潮・越波への対応が必要である。</p>	<p>(気候変動を踏まえた施設の計画的な整備)</p> <p>① 気候変動の影響による平均海面水位の上昇などの外力の長期変化を踏まえて、今後とも防護の必要な海岸においては、環境や利用に配慮しながら、施設の計画的な整備を一層進める。整備を進めるにあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する線的防護方式から、沖合施設や砂浜等も組み合わせることにより、防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。</p> <p>また、津波や高潮による甚大かつ広域的な被害を防ぐため、堤防、護岸、高潮・津波防波堤等の整備を進めるとともに、必要に応じ、それらの施設を複合的かつ効果的に組み合わせた対策を推進する。既存の施設については、施設機能の適切な保持を図るため、維持補修を行うことにより耐久性の向上を図るとともに、老朽化等により再整備が必要な施設については、環境や利用に配慮しながら順次更新していく。</p> <p>(海岸侵食への対応)</p> <p>② 侵食対策としては、施設の整備と併せ、広域的な漂砂の動きを考慮して、一連の海岸において堆積箇所から侵食箇所へ砂を補給する等構造物によらない対策も含めて土砂の適切な管理を推進する。</p> <p>また、海岸侵食は、土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって発生する。この問題に抜本的に対応していくため、海岸地形のモニタリングの充実や沿岸漂砂による長期的な地形変化に対する気候変動の影響予測を行いつつ、海岸部において、沿岸漂砂による土砂の収支が適切となるよう構造物の工夫や新工法などの新たな技術に関する研究等を含む取組を進めるとともに、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう河川流域における総合的な土砂管理対策とも連携する等、関係機関との連携の下に広域的・総合的な対策を推進する。</p> <p>(津波への対応)</p> <p>③ レベル 1 津波対策としては、人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、気候変動の影響による平均海面水位の上昇の影響を踏まえて、海岸保全施設の整備を進めていく。</p> <p>レベル 1 津波の設計津波水位を超え、海岸堤防等の天端を越流する津波に対しては、浸水までの時間を遅らせ、避難の為のリードタイム^{*1}を長くすることや、背後地の被害の軽減を図ることができるよう、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造上の工夫^{*2}に努める。</p> <p>最大クラスの津波に対しては、関係機関と連携し、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難を中心とするソフト対策を推進する。</p> <p>〈※1「リードタイム」…警報・注意報を発表してから基準を超える現象が発生するまでの時間〉 〈※2「粘り強い構造」…天端の保護や、法面の被覆、裏法尻の洗掘防止対策等により、粘り強く施設の効果を発揮できる「減災」を目指した構造〉</p> <p>(高潮・越波への対応)</p> <p>④ 高潮・越波対策としては、人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風強化等による影響を踏まえて、海岸保全施設の整備を進めていく。</p> <p>想定しうる最大規模の高潮に対しては、関係機関と連携し、ハザードマップの整備や避難路の確保など、避難を中心とするソフト対策を推進する。</p>
<p>(その他の防護面の懸念)</p> <p>⑤ 県では平成 25 年 2 月 (令和 7 年 8 月更新) に最大クラスの津波浸水想定を設定し、令和 5 年 5 月に想定しうる最大規模の高潮浸水想定を設定したところであり、津波・高潮に対する減災対策が求められている。</p> <p>⑥ 津波災害等の発生時における、水門等の現場操作員の安全確保が求められている。</p> <p>⑦ 日向灘沿岸の海岸保全施設は、昭和 40～50 年代に整備された施設が多く、今後急速な老朽化の進行が懸念される。</p>	<p>(防災体制の確立)</p> <p>⑤ 津波、高潮対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達などソフト面の対策も併せて講ずる必要がある。</p> <p>⑥ 津波災害等の発生時における、水門等の操作体制を確立する必要がある。</p> <p>(海岸保全施設の適切な維持管理)</p> <p>⑦ 高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への適切な維持・修繕を推進していく必要がある。</p>	<p>(防災体制の確立)</p> <p>⑤ 関係機関と連携して、防災体制の整備や避難地の確保とともに、防災情報の提供、災害時の対応方法の周知など、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。特に、津波や高潮による被災が予想される地域にあつては、災害弱者である高齢者等の避難誘導を円滑に行うため、自主防災組織や地域住民に災害弱者の避難誘導に対する協力をあらかじめ得ておくなどの対策を講じるものとする。地域のリスクについて、気候変動の影響による将来変化も含め、まちづくり関係者等と共有したうえで、連携や調整を図る。</p> <p>さらに、津波については、地震の発生から襲来までの時間が極めて短いことを十分考慮し、関係機関と連携して、円滑な避難のための迅速な情報伝達が可能となる防災行政無線システム等の構築や体制づくりとともに、津波発生時の適切な避難経路や避難地の確保を図るための防災マップの作成、避難タワー等の整備、津波避難ビルの指定などによる避難体制の構築に努める。また、地域住民のみならず観光客等、地理・地形に不案内な海岸利用者の避難も考慮し、浸水被害等の災害危険度や避難地への安全移動経路をあらかじめ周知する、避難誘導標識や海拔表示などのサイン施設の整備を推進する。</p> <p>⑥ 津波等の災害時において、水門、陸閘等の操作に従事する者の安全を確保しつつ、適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等を策定する。また、自動閉鎖化・無動力化などの施設改良に取り組んでいく。</p> <p>(海岸保全施設の適切な維持管理)</p> <p>⑦ 施設の損傷や劣化その他変状について点検を行い、長寿命化を図るなど予防保全型の効果的な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。また、地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実を図るため、海岸の管理に協力する法人又は団体(NPO 等)を海岸協力団体として指定することについて検討する。</p>

第3節 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸保全の方向性及び次に掲げる特性や課題を踏まえ、海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容は、次のとおりである。

環境面の特性	環境面の課題	環境面の施策
<p>(優れた景観)</p> <p>① 全国に先駆けた「沿道修景美化条例」(昭和44年)や「環境基本条例」(平成8年)、「景観形成基本方針」(平成19年)などにに基づき郷土の美化や景観の保全を推進してきており、日南海岸などの多くの優れた海岸景観があり、重要な観光資源となっている。</p>	<p>(優れた景観の保全、創出等)</p> <p>① 日向灘沿岸の景勝地などの多くは、自然公園などの優れた景観であり、天然記念物などの学術上貴重な自然である。また、県民に心の豊かさをもたらす財産であるとともに、大きな観光資源であるため、今後とも保全と創出に努める必要がある。</p> <p>さらに、この優れた海岸景観が眺望できるポイントの整備やそれらへのアクセスの確保とともに、その内容が十分周知されるよう県民や国内外の人々に情報発信することが必要である。また、施設の整備にあたっては、優れた海岸景観が損なわれることのないよう、配慮する必要がある。</p>	<p>(優れた景観の保全、創出等)</p> <p>① 日向灘沿岸の優れた海岸景観については、今後とも保全と創出に努める。また、関係機関と連携して、自然環境の保全に留意しつつ、優れた海岸景観が眺望できるポイントの整備やそれらへのアクセスの確保とともに、インターネット等を活用して県民や国内外の人々に対して情報の発信に努める。</p> <p>海岸保全施設の整備にあたっては、優れた海岸景観が損なわれないよう配慮するものとし、線の防護方式から沖合施設や砂浜等も組み合わせる面的防護方式への転換をより一層推進するとともに、単体の景観・デザインのみならず、保全対象海岸の地形や環境との一体感や地域の個性を尊重した整備を図る。さらに、施設の整備配置や施設高等の設定に関しては、整備による海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら検討を行う。</p>
<p>(多様な生物の生息・生育の場)</p> <p>② 本県の豊かな環境の中で日向灘沿岸全域に希少な又は多様な動植物が生息・生育している。</p>	<p>(生物の生息・生育環境の保全)</p> <p>② 日向灘沿岸全域に生息・生育する希少又は多様な動植物にとって良好な環境を守っていく必要がある。特に、天然記念物などの学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地などの優れた自然を有する海岸については、その保全に十分配慮する必要がある。</p> <p>さらに、保全施設の整備にあたっては、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物がその生息環境などを脅かされることのないよう、自然環境の保全に配慮する必要がある。</p>	<p>(アカウミガメなどの生物の生息・生育・繁殖環境の保全)</p> <p>②③ 希少又は多様な動植物の生息・生育の場である砂浜、岩礁、河口域、藻場、干潟などの自然環境を良好な状態で守っていく。特に、天然記念物などの学術上貴重な自然、生物の重要な生息・生育地などの優れた自然を有する海岸については、その生息・生育等環境に影響を与えないよう保全に十分配慮する。</p> <p>さらに、保全施設の整備にあたっては、海岸を生息・生育や産卵の場とする生物がその生息環境などを脅かされることのないよう、生息・生育・繁殖環境への影響を考慮した施設の整備位置の検討を行うなど、自然環境の保全に配慮する。離岸堤や潜堤、人工リーフ等は、多様な生物の生息・生育の場となり得ることから、自然環境に配慮した整備を進める。特に、アカウミガメの上陸・産卵への影響を最小限にする工法を様々な角度から検討する。</p> <p>また、津波・高潮来襲後の生態系・生息域の回復については、自然治癒力に依存するだけでなく、積極的な自然環境基盤の保全対策に努める。</p>
<p>(海岸侵食によるアカウミガメへの影響)</p> <p>③ 世界的にも大変貴重なアカウミガメは、日向灘沿岸の砂浜で上陸・産卵しているが、砂浜の侵食による影響が懸念されている。</p>	<p>(アカウミガメの上陸・産卵に配慮した施設整備の在り方の検討)</p> <p>③ アカウミガメは世界的にも大変貴重な生物であるので、アカウミガメが上陸・産卵する砂浜で侵食の進んでいる区域については、その保全と回復を主体とした整備を一層推進する必要がある。</p> <p>また、砂浜の保全や回復のための海岸保全施設の整備にあたっては、アカウミガメの上陸・産卵に配慮した整備の在り方を十分検討する必要がある。</p>	<p>(希少な生物の保全のための車の乗り入れ規制等の検討)</p> <p>④ アカウミガメなどの希少な生物の保全のために特に管理を行う必要が高い区域については、地域の状況や海岸の特性を踏まえ、地元自治体や地域住民等との調整を図りながら、砂浜への車の乗り入れ規制を検討する。</p> <p>また、海岸環境に対する情報の収集・整理と分析を行い、その結果の提供・公開を通じて関係者間の情報の共有を進めることにより、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。</p> <p>さらに、利用者に対しては、希少な生物への配慮などマナー向上のための啓発を行う。</p>
<p>(行為の制限への要請)</p> <p>④ 一部の地域で、アカウミガメの上陸・産卵の保護のため、砂浜への車の乗り入れ規制等を求める要請がある。</p>	<p>(希少な生物の保全のための車の乗り入れ規制等の検討)</p> <p>④ アカウミガメなどの希少な生物の保全については、ハード対策だけでなくソフト対策も含めて検討する必要がある。そのため、必要に応じて、砂浜への車の乗り入れ規制や利用マナーの啓発など、海岸の利用における人為的な影響の抑制方法等の検討を行う必要がある。</p>	<p>(希少な生物の保全のための車の乗り入れ規制等の検討)</p> <p>④ アカウミガメなどの希少な生物の保全のために特に管理を行う必要が高い区域については、地域の状況や海岸の特性を踏まえ、地元自治体や地域住民等との調整を図りながら、砂浜への車の乗り入れ規制を検討する。</p> <p>また、海岸環境に対する情報の収集・整理と分析を行い、その結果の提供・公開を通じて関係者間の情報の共有を進めることにより、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。</p> <p>さらに、利用者に対しては、希少な生物への配慮などマナー向上のための啓発を行う。</p>
<p>(海岸環境の保全への要請)</p> <p>⑤ 海岸環境の保全のため、ゴミ対策や利用者のマナー向上を求める声が多い。また、海岸に漂着した大規模な流木などについての対策を求める声が多い。</p>	<p>(海岸漂着物対策と地域連携による海岸の美化と利用者のマナーの向上)</p> <p>⑤ 海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める必要がある。</p> <p>また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境の悪化が進まないよう、モラルの向上を図るための対策を講じる必要がある。</p> <p>さらに、洪水等により大規模な流木などが海岸に漂着した場合は海岸の保全に支障が生じることから、適切に対応する必要がある。特に「流木・灌木等」の年間漂着量(推計)は、全国平均の5.8倍となっており、本県においては流木処理対策が課題である。</p>	<p>(海岸漂着物対策の推進と地域連携による海岸の美化と利用者のマナーの向上)</p> <p>⑤ 「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画(令和3年12月改定)」に基づき、管理する海岸が清潔に保たれるよう、景観、生態系の自然条件や海岸の利用状況並びに経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物の処理のために必要な対策を講じる。</p> <p>なお、海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、現在進めている海岸ボランティア支援事業の実施や「川や海の応援団」(アダプト制度)の導入など参加しやすい仕組みづくりに努める。</p> <p>また、海岸愛護の思想の普及やモラルの向上を図るため、普及啓発の推進や環境保全活動の促進とともに、アカウミガメなどの希少な生物の観察などの自然体験・学習活動やブルーーツーリズムへの体験参加などを通じて多様な環境学習を推進する。</p> <p>さらに、学校と連携を図り、総合的な学習等での海岸環境の活用を促進する。</p>

第4節 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸保全の方向性及び次に掲げる特性や課題を踏まえ、海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容は、次のとおりである。

利用面の特性	利用面の課題	利用面の施策
<p>(多様な海岸利用)</p> <p>① 山幸彦や豊玉姫の神話が残る青島神社や鶴戸神宮、神武天皇のお舟出の地として有名な美々津港海岸、また、青島神社裸詣りといった祭りなど、日向灘沿岸には多くの神話や伝説、歴史・文化が息づいており、観光や地域振興の貴重な資源ともなっている。</p> <p>② 海水浴の利用に加え、温暖な気候などによりサーフィン、ダイビング、釣りなどの海洋性レクリエーションが盛んである。</p>	<p>(多様な利用の増進のための施設の整備等)</p> <p>①② 日向灘沿岸は、祭りや行事の場として利用され、地域文化の形成や継承に重要な役割を果たしてきている。</p> <p>また、海水浴等の利用に加え、温暖な気候などによりサーフィン、ダイビング、釣りなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、日常的な散歩やジョギングの場でもある。</p> <p>このため、今後も、このような多様な利用に配慮しながら、海岸利用者の安全を確保し、施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する必要がある。また、施設の整備にあたっては、多様な利用が阻害されることのないよう、配慮する必要がある。</p>	<p>(多様な利用の増進のための施設の整備等)</p> <p>①② 今後も、日向灘沿岸において多様な海岸の利用に配慮しながら、海岸利用者の安全を確保するための巡視・点検の充実や啓発動画等の作成、講習会の開催等を行う。また、関係機関と連携を図りながら、施設の整備等に努めるとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。特に、施設の整備位置や施設高等の設定に関しては、住民等と合意形成を図りながら、整備による海岸利用への影響のほか、景観、環境を総合的に考慮し検討を行う。</p>
<p>(アクセスや利便施設の不備)</p> <p>③ アクセスや利便施設の不備などがあるため、バリアフリー化等も考慮した整備を求める住民の声が多い。</p>	<p>(海辺へのアクセスの確保や利便施設の整備)</p> <p>③ 海辺に近づけない海岸等においては、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、自然環境の保全に留意しつつ、公衆による海辺へのアクセスの確保に努める必要がある。また、海岸保全施設の整備にあたっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める必要がある。</p> <p>その際、高齢者や障害者等が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、施設のバリアフリー化に努める必要がある。</p>	<p>(海辺へのアクセスの確保や利便施設の整備)</p> <p>③ 海辺に近づけない海岸等においては、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、自然環境の保全に留意しつつ、関係機関との連携によって公衆による海辺へのアクセスの確保に努める。海岸保全施設の整備にあたっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。特に、堤防等によって、海辺へのアクセスが分断されることのないよう、必要に応じ階段の設置等施設の構造への配慮を行うとともに、さらに、階段護岸や緩傾斜堤防等の整備を推進する。</p> <p>その際、高齢者や障害者等が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、施設のバリアフリー化に努める。また、海岸の生物の生息・生育や、人々の適正な利用の確保の観点から、既存の施設を環境や利用に配慮した施設に作り変えていくことにも十分配慮する。</p>
<p>(海岸を巡る様々な施策)</p> <p>④ 四季を通じて様々なスポーツを楽しむことができる本県の温暖な気候を生かして、現在、スポーツ施設等の整備や各種スポーツ大会・キャンプ等の誘致を行い、「スポーツランドみやぎづくり」を進めている。その他、県・関係市町において様々な施策を進めている。</p>	<p>(様々な施策との一層の連携)</p> <p>④ 海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。観光やレジャー・スポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、本県で展開中の「スポーツランドみやぎづくり」をはじめとした様々な施策との一層の連携を図る必要がある。</p>	<p>(様々な施策との一層の連携)</p> <p>④ 「スポーツランドみやぎづくり」をはじめとした様々な施策との一層の連携を図るため、情報や意見の交換を通じて関係者間の情報共有を進める。</p>
<p>(海岸利用のルールづくりへの要請)</p> <p>⑤ 本県では既に平成4年に遊泳者とプレジャーボートとの間の事故の防止などを図ることを目的として、「宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」を制定し、平成19年3月には「宮崎県プレジャーボート対策基本方針」を策定しているが、無秩序な利用を防ぐための地域の実情に応じた海岸利用のルールづくりを求める声は多い。</p>	<p>(海岸利用のルールづくりなど)</p> <p>⑤ 海岸の適正な利用を促進していくためには、海岸は海への入口であり、時には人命を損なう危険な場所でもあるという認識に立ち、「宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」及び「宮崎県プレジャーボート対策基本方針」による規制を踏まえた海岸利用のルールづくりを推進するとともに、安全で適正な利用に必要な情報を適宜提供していく必要がある。</p>	<p>(海岸利用のルールづくりなど)</p> <p>⑤ 関係機関との連携により「宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例」及び「宮崎県プレジャーボート対策基本方針」に基づき、港湾・漁港においては放置等禁止区域、許可保留区域等を設定し、許可制の導入を推進している。</p> <p>また、条例の規制していない事項などについては、関係市町、地域住民、利用者などが連携した地域の実情に応じた海岸利用のルールづくりへの支援に努める。</p>

第5節 ユニット区分とユニットごとの基本方針

(1) ユニット区分の必要性

日向灘沿岸は、それぞれ様々な特性を持った多数の海岸から構成されている。したがって、日向灘沿岸全体の視点のみでは、全ての海岸の特性や課題などを抽出することは困難である。一方で、海岸保全計画の策定にあたっては、広域的・総合的な視点からの施策を立案する必要があるため、個々の海岸を対象とするのではなく、防護・環境・利用の側面において類似する多くの海岸をひとまとめにして、それを一つの区域（ユニット）としてとらえることが重要である。

以上から、特性の類似した海岸をひとまとめにして、日向灘沿岸をできるだけ広域的に区分し、それぞれの区分ごとに課題や基本方針について検討することとする。

(2) ユニット区分のために考慮すべき事項

ユニット区分のために各海岸がもつ特性の中で考慮すべき事項は、表-1.5.1に示すとおり、個々のユニットにおいて海岸保全の基本方針を検討する際に重要となる防護・環境・利用の3側面に関する事項とした。

また、海岸所管区分、市町区分、海岸性状、海岸地形および漂砂系については、ユニット区分にあたっての参考事項とした。

海岸所管区分：「建設海岸」「港湾海岸」「漁港海岸」「農林海岸」の4区分

市町区分：10市町の行政区分

海岸性状：「港等の人工構造物」「崖・岩礁等の海岸」「砂浜の海岸」の3区分

海岸地形：「入り組んだ地形」「湾」「直線的な地形」「複雑な地形」の4区分

漂砂系：日向灘沿岸を広域的に捉えた際の漂砂系区分

なお、ユニット区分は、本来、3つの側面に関する全ての項目によって総合的に判断すべきものであるため、同表以外の事項についても重要と判断されたものは、ユニット区分のための視点とすることとした。

表-1.5.1 ユニット区分のために考慮すべき項目

項 目		内 容
防 護	砂浜の 侵食・堆積	砂浜侵食が発生している海岸か否か、堆積傾向にある海岸か否か
	高潮・越波	高潮位・高波浪に対して既存施設が十分に機能しているか、否か
	津波	設計津波の水位（レベル1津波）に対して浸水被害が発生する海岸か否か
	住民要請	地域住民アンケートの自由意見やパブリックコメントにおいて、安全に関わる要請が寄せられているか、否か
	護岸	海岸において護岸整備がされているか、否か
	離岸堤・潜堤	海岸において離岸堤・潜堤整備がされているか、否か
	突堤・その他	海岸に離岸堤・潜堤整備がされているか、否か
環 境	希少な 動植物	日向灘沿岸で確認された希少な動植物の有無
	ウミガメ 上陸・産卵	アカウミガメの上陸・産卵の実績の有無
	天然記念物 等	海岸部に位置する国指定及び県指定天然記念物（特別天然記念物含む）、国指定及び県指定名勝、県指定史跡、国登録文化財、県指定有形文化財、市町指定文化財の有無
	保安林	沿岸部に位置する保安林の有無
	国定公園	海岸に接する国定公園及び特別保護区等の有無
	景勝地	海岸部に位置する景勝地の有無
	住民要請	地域住民アンケートの自由意見やパブリックコメントにおいて、環境に関わる要請が寄せられているか、否か
利 用	海水浴場・ サーフィン	海水浴場・サーフィンスポットの有無
	マリナー・ダイビング スポット・潮干狩り	マリナー・ダイビングスポット・潮干狩り場の有無
	将来計画	海岸部における将来計画の分布の有無
	都市計画区 域	海岸部における都市計画区域の分布の有無
	観光スポット・ イベント	観光スポット及びイベント開催場所の有無
	住民要請	地域住民アンケートの自由意見やパブリックコメントにおいて、利用に関わる要請が寄せられているか、否か

(3) ユニットの区分

以上の視点に基づき区分した結果は、図-1.5.1のとおりである。また、区分された各ユニットの概略特性は、表-1.5.2のとおりである。

表-1.5.2 各ユニットの概略特性

ユニット	概 略 特 性
ユニット1	リアス式海岸を主体とした海岸線の中に、ポケットビーチや港が点在し海洋性レクリエーションや観光スポットが比較的多く分布している風光明媚な地域
ユニット2	岬に囲まれた比較的長い砂浜と、その背後に存在する松林で構成された白砂青松の海岸を呈する地域
ユニット3	岩礁海岸・砂浜海岸・人工構造物（港）の3つの海岸性状が存在し、自然景観の中に人工的景観が内包されている地域
ユニット4	アカウミガメの上陸・産卵があり、保安林も比較的多く分布する、自然豊かな地域
ユニット5	海岸線へのアクセスが少なく、長く直線的な砂浜海岸と、点在する港で構成された地域
ユニット6	長く直線的な砂浜海岸で、アカウミガメの上陸・産卵があり、保安林も比較的多く分布し、自然豊かであるが、一部で近年の砂浜侵食が懸念されている地域
ユニット7	アカウミガメの上陸・産卵が多く、盛んな海岸利用と近年の砂浜侵食が懸念されている地域
ユニット8	リアス式海岸を主体とし、特異な海岸地形等優れた海岸景観があり、またポケットビーチが点在している地域
ユニット9	リアス式海岸を主体とした海岸線の中に、ポケットビーチが点在し海洋性レクリエーションや観光スポット等が比較的多く分布し積極的な海岸利用がなされている地域
ユニット10	外洋に面した海岸線のため、一部の港以外では海岸利用が見られない地域
ユニット11	砂浜海岸を主体とした海岸線と保安林により白砂青松を呈しているが、近年砂浜侵食が懸念されている地域

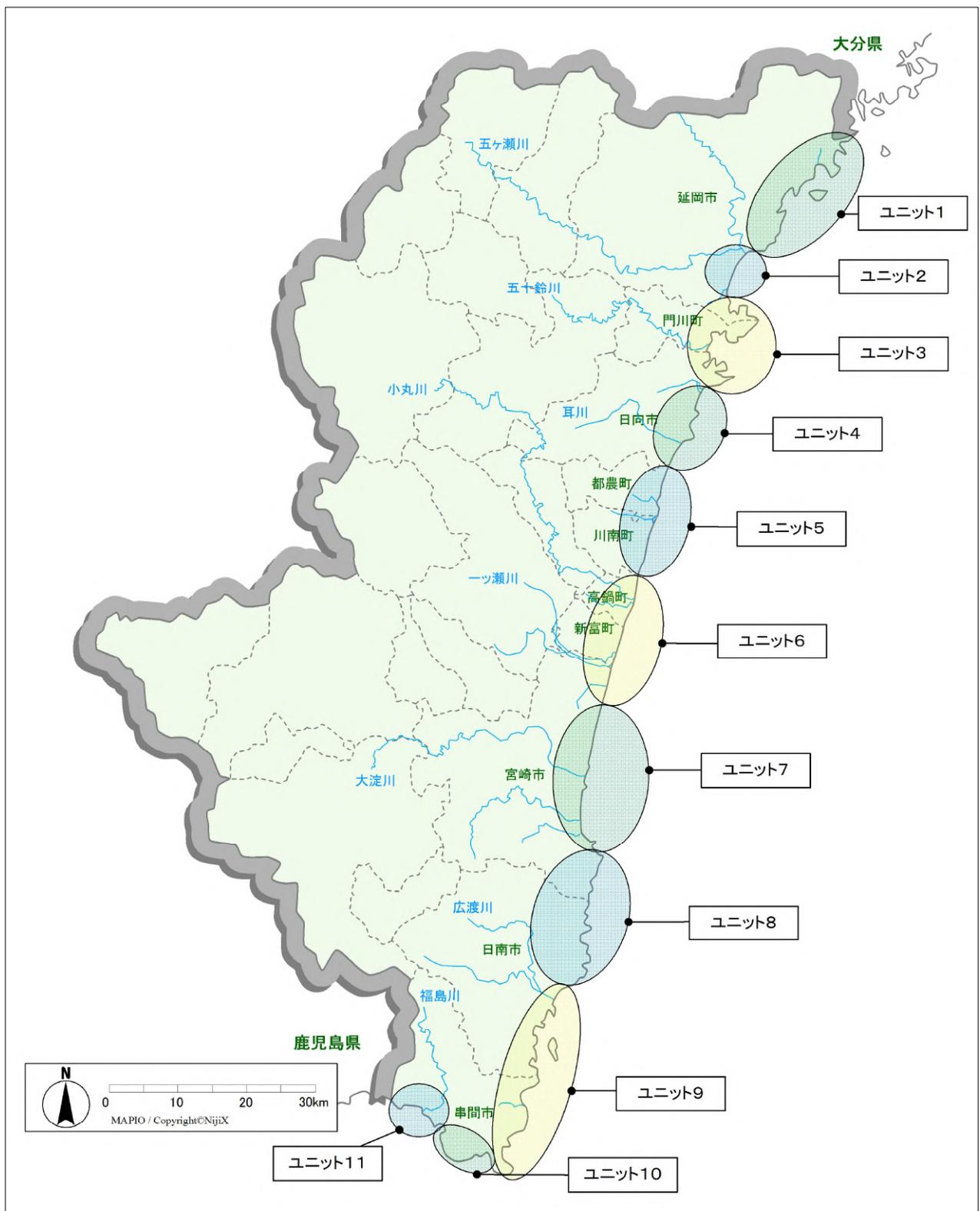


図-1.5.1 ユニット区分

上図のユニット区分は、防護、環境、利用の側面において類似する海岸毎に区分したものであり、表-1.2.1「地域海岸別の防護水準一覧」における地域海岸の区分とは異なる。

(4) ユニットごとの基本方針

① ユニットの評価

ユニット内の海岸保全を行うにあたって“どのような事項に特に配慮すべきか”などを明確にするため、防護・環境・利用の大項目、及びこれに属する中項目、さらにこれに属する小項目を設定して、表-1.5.3のとおり評価項目を設定するとともに、評価基準を設定した。

なお、評価にあたっては、本来、様々な項目に着目し、総合的に判断すべきであるので、個別の海岸において同表以外の事項について重要と認められたものは、評価のための事項とすることとした。

1) 評価項目

評価項目は、海岸保全計画に関連する「防護・環境・利用」の3側面において、重要と思われる項目を抽出した。

なお、ユニット区分において整理した項目とユニット自体の評価項目とに若干違いがあるが、この違いは、ユニット区分が個々の連続して続く海岸の類似性の抽出を目的としており、一方、ユニット評価項目がユニット内の重点課題の抽出を目的としていることから生じるものである。

○ユニット区分では護岸や潜堤等の存在そのものは特性であるが、ユニット評価では老朽化や沈下等といった状態が重要となる。

○観光スポットについては観光レクリエーションや海岸景観等という事項において重複してカウントされている部分が多いことや、また、イベントの開催についてはこれら施設を活用したものが中心であることから、重複して評価することをさけるため、観光スポット及びイベントの開催については評価項目としないこととした。

また、ユニット区分の1つの指標として捉えた地域からの要請については、以下の考え方から、評価項目からは除外することとした。

○地域要請は、地域の現状を反映した、まさに現場からの切実な声である。したがって、他の評価項目と同様に位置付けるのではなく、最終的に、ユニット評価の結果と総合して判断すべき事項であるという位置付けとしている。

表-1.5.3 評価項目と評価基準

評価項目			評価基準	
大項目	中項目	小項目	評価内容	評価
防護	侵食	侵食状況	侵食が激しい海岸	◎
			既往資料により汀線変動(侵食等)が見られる海岸	○
			既往資料により汀線変動が少ない海岸	△
		被災状況	侵食による海岸保全施設の被災があった	◎
	侵食による海岸保全施設の被災はない		△	
	高潮	高潮・越波	波の打ち上げ高に対して天端高(浜高)が不足している保全施設が多い	◎
			波の打ち上げ高に対して十分な天端高(浜高)を有している保全施設が多い	△
		被災状況(海岸保全施設)	高潮・越波による海岸保全施設の被災があった	◎
			高潮・越波による海岸保全施設の被災はない	△
	津波	津波	設計津波の水位(レベル1津波)に対して天端高(浜高)が不足している保全施設が多い	◎
			設計津波の水位(レベル1津波)に対して十分な天端高(浜高)を有している保全施設が多い	△
		被災状況(海岸保全施設)	津波による海岸保全施設の被災があった	◎
		津波による海岸保全施設の被災はない	△	
施設の老朽度(目視観察)		施設の構造上問題があり、緊急に補修の必要性がある	◎	
		補修・補強について、継続的に観測する必要がある保全施設が多い	○	
		異常が見られない施設が多い	△	
環境	生態系	希少な植物	絶滅危惧種Ⅰ類及びⅡ類が存在する	◎
			準絶滅危惧種及びその他保護上重要な種が存在する	○
			保護上重要な野生生物が存在しない	△
		希少な植物群落	総合的植物群落総合評価A～Cまでの群落がある	◎
			総合的植物群落総合評価A～Cまでの群落がない	△
		アカウミガメ	毎年アカウミガメの上陸・産卵実績がある	◎
	毎年ではないがアカウミガメの上陸・産卵実績がある		○	
		アカウミガメの上陸・産卵実績がない	△	
	天然記念物等		海岸部に天然記念物等が存在する	◎
			海岸部に天然記念物等が存在しない	△
	海岸景観	保安林	保安林が多く分布している	◎
			保安林が点在している	○
保安林がない			△	
国定公園		国定公園が指定されかつユニット内に特別保護区域及び海中公園がある	◎	
		国定公園が指定されている区域を有している	○	
		国定公園指定がない	△	
景勝地	全国・地方・都道府県レベルで優れた景勝地が1ヶ所以上ある	◎		
	上記以外の景勝地が1ヶ所以上ある	○		
	景勝地がない	△		
利用	海水浴場	観光型の海水浴場がある	◎	
		地域密着型の海水浴場がある	○	
		海水浴場がない	△	
	サーフィン	著名なサーフィンスポットが存在する	◎	
		著名ではないがサーフィンスポットが存在する	○	
		サーフィンスポットが存在しない	△	
	その他施設	マリナー・ダイビングスポット・潮干狩り場が存在する	◎	
		マリナー・ダイビングスポット・潮干狩り場が存在しない	△	
	将来計画	具体的な将来計画あり	◎	
		施工中	○	
具体的な将来計画なし		△		
背後土地利用	都市計画区域	背後に大規模な都市計画区域が分布している	◎	
		背後に都市計画区域が分布している	○	
		背後に都市計画区域の分布がない	△	

3) ユニットの評価・課題と基本方針

前項において設定した評価項目・評価基準に基づき、各ユニットの小項目・中項目について評価を行った。この評価結果を踏まえ、ユニットごとの基本方針を次のとおり示す。なお、前述したように、ユニットごとの基本方針の検討にあたっては、アンケート調査（平成13年12月に実施）及びパブリック・コメント（平成27年1月及び令和8年〇月に実施）により把握された地域住民からの要請や行政側からの要請としての関連計画の中の海岸部の位置付けや整備の方向性等も考慮することとした。

また、表中の◎は重要度が高く特に配慮すべき項目、○は重要度が高く配慮すべき項目、△は重要度が比較的低く積極的に配慮しなくとも良い項目を示す。

市町名	ユニット	海岸名	配慮が必要な項目の評価									地域住民からの要請	関連計画から見た要請	基本方針
			防護				環境			利用				
			侵食	高潮	津波	老朽度	生態系	天然記念物等	海岸景観	観光レク	背後土地利用			
延岡市	1	波瀬河原海岸～延岡港海岸	○	△	◎	○	◎	◎	◎	◎	△	<ul style="list-style-type: none"> 公園整備やトイレ便利施設整備 豊かな自然環境の保全を重視した海岸整備 景観、利用、環境に配慮した施設計画 津波避難施設の整備など、ソフト対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 【浜木綿村などの周知による自然とのふれあいの推進】 【自然的環境の保全・促進】 【地域住民や各種団体の海岸美化活動への支援・協力】 【海浜境界部等の緑化による修景】 【周辺の海浜景観と調和した形態・意匠への建築物等の誘導】 【野生動植物の保護の推進】 	豊かな自然環境の保全と、環境への影響に配慮した海岸整備を行い、併せて海岸利用を促進する。
	2	延岡港海岸～延岡新港海岸	◎	△	◎	○	◎	◎	◎	○	◎	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜侵食対策 保安林（松林）復元 便利施設・公園整備 松林や砂浜の清掃等維持管理 景観、利用、環境に配慮した施設計画 津波避難施設の整備など、ソフト対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 【環境負荷の低減を担う自然環境（長浜海岸など）の保全】 【自然的環境の保全・促進】 【アカウミガメの産卵地（長浜海岸や方財海岸など）の保全】 【地域住民や各種団体の海岸美化活動への支援・協力】 【海浜境界部等の緑化による修景】 【周辺の海浜景観と調和した形態・意匠への建築物等の誘導】 【野生動植物の保護の推進】 	砂浜と背後の松林の回復や保全により、地域を代表する白砂青松の景観を形成し、心のふるさととなりうる海岸を創出する。また、現状の海岸利用にも配慮し、海岸保全を図る。
	門川町	3	延岡新港海岸～伊勢ヶ浜海岸	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜侵食対策 休憩所、遊歩道等公園整備、駐車場整備 海岸部のゴミ問題対策 既往便利施設の老朽化対策 海岸利用のモラル向上 景観、利用、環境に配慮した施設計画 津波避難施設の整備など、ソフト対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 【藻場、干潟等海岸の自然環境の保全】 【環境負荷の低減を担う自然環境（伊勢ヶ浜など）の保全】 【自然的環境の保全・促進】 【アカウミガメの産卵地（新浜海岸など）の保全】 【観光イベント開催の推進】 【細島商業港のウォーターフロント開発】 【レクリエーション拠点の整備】 【細島地区に点在する景観資源の活用・発掘・育成】 【地域住民や各種団体の海岸美化活動への支援・協力】 【海浜境界部等の緑化による修景】 【周辺の海浜景観と調和した形態・意匠への建築物等の誘導】 【動植物の生息・生育環境の保全に配慮した公共事業】 【海岸線の景観向上】 【野生動植物の保護の推進】 	海岸景観・自然環境及び砂浜の保全を基本としつつ、積極的な利用を図る。また、高潮・越波、津波等が懸念される区域に関しては、海岸保全の充実を図る。
日向市	4	小倉ヶ浜海岸～美々津南地区海岸	◎	△	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 小倉ヶ浜侵食対策と背後保安林維持管理対策 駐車場・道路整備 砂浜のゴミ堆積対策 砂浜の利用規制 美々津伝統的建造物群保存地区との一体的海岸整備 景観、利用、環境に配慮した施設計画 津波避難施設の整備など、ソフト対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 【自然的環境の保全・促進】 【観光イベント開催の推進】 【金ヶ浜などにおける流木対策の推進】 【都市公園（お倉ヶ浜総合公園）の施設整備】 【景観と海辺を楽しむ拠点づくり（お倉ヶ浜、金ヶ浜など）】 【動植物の生息・生育環境の保全に配慮した公共事業】 【海岸線の景観向上】 	松林やアカウミガメ等の自然環境及び海岸景観の保全を進めるとともに、これを利用するレクリエーション活動との調和を図りながら、砂浜の保全を進め、地域の活性化に寄与する。
都農町 川南町	5	都農海岸～川南漁港海岸	◎	◎	◎	○	○	◎	○	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 侵食による市域施設（墓地）への高潮対策 保安林維持管理による緑の保護 海岸保全施設の利用・景観面での改良 美々津南海岸での侵食対策 ・現在の自然の保全 景観、利用、環境に配慮した施設計画 津波避難施設の整備など、ソフト対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 【環境構成機能の高い緑地（国有林など）の保全】 【災害防止に寄与する緑地などの保全】 【アカウミガメの産卵地（伊倉浜自然公園など）の保全】 【修景施設の整備や周辺環境の美化など、美しい漁村づくり】 	現状の豊かな海岸環境とその利用を維持することを基本としつつ、一部侵食や津波等が懸念される区域に関しては、海岸保全施設の整備を行う。

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1節 海岸保全施設を整備しようとする区域

(1) 整備区域の選定方針

海岸保全施設を整備しようとする区域は、「第1章第2節(1)防護の目標」で定めた防護すべき地域(防護水準として設定した侵食・高潮・津波等により、海岸の背後地域において、家屋や土地・資産に対して被害の発生が予想される範囲)のうち、現時点から将来時点(2100年時点)にわたり、「侵食および高潮・越波、津波などから防護する必要のある区域」とする。

ここで、「侵食および高潮・越波、津波などから防護する必要のある区域」とは、海岸保全施設が未整備の箇所、海岸侵食が著しく既存の海岸保全施設あるいは背後地・保安林等への影響が懸念される箇所、高潮・越波、津波に対し既存の海岸保全施設では防護できない箇所、老朽化等により海岸保全施設が現在必要とされる機能性を満足していない箇所について、海岸区分に加え、特に侵食では一連となる漂砂系に配慮して設定した区域とする。

また、海岸の生物の生息・生育や景観、あるいは人々の適正な利用の確保の観点から、既存の施設を環境や利用に配慮した施設に作り替えていくことや、既存の施設と一体となった利便施設を整備することに十分な配慮が必要な区域についても選定の対象とする。

(2) 整備区域の選定

上記の(1)整備区域の選定方針に基づき、整備対象区域として79区域(海岸)を選定し、図-2.1.1(整備区域位置図)にその位置を示す。

第2節 海岸保全施設の種類、規模及び配置

(1) 一般的な海岸保全施設の種類と特性

一般的に海岸保全施設は、その機能・形態から堤防、護岸、離岸堤、潜堤、消波工、突堤、養浜、水門・樋門・陸閘などに区分することができる。また、これらに類する施設として、緩傾斜堤、人工リーフ、サンドバイパス工などがある。これらの施設または工法の整備イメージは、図-2.2.1(代表的な海岸保全施設等の整備イメージ)に示すとおりである。

なお、本計画に基づいて整備できる施設の名称、概要・特性、防護の有効性及び周辺の影響については、表-2.2.1(一般的な海岸保全施設の種類と特性及び機能等の概要)のとおりとなる。

また、本県の整備事例について、表-2.2.2(一般的な防護方法と宮崎県内における事例)に示す。

(2) 区域別の海岸保全施設の種類及び規模

これまでの検討を踏まえ、整備区域における海岸保全施設の種類及び規模を表-2.2.3（海岸整備区域整理表）にまとめる。

なお、規模については、護岸に関する代表護岸高と延長を示しており、そのうち代表護岸高は、「第1章第2節（1）防護の目標」における防護水準で示された計画高潮位に対して設計波を作用させた場合の必要高さに余裕高を考慮した高さ、設計津波水位に余裕高を考慮した高さを比較し、大きい方の値を採用した。

実際の整備に当たっては、第4章を参考に、必要に応じて面的防護方式や段階的整備等の工夫を検討した上で、各海岸の護岸高を決定するものとする。

また、延長については、海岸保全施設等を新設または改良しようとする施設、及び維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の延長を記載している。

(3) 区域別の海岸保全施設の配置

整備区域における各海岸保全施設については、現在の海岸利用及び自然環境、景観等に配慮した配置を行い、図-2.2.2（海岸整備区域図）にまとめる。

なお、事業実施時の詳細検討においては、整備による海岸景観、環境のほか利用等への影響を総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設計画検討を行うものとする。

第3節 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設については、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態を保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区域、施設の種類、規模、配置は、図-2.2.2（海岸整備区域図）及び表-2.2.3（海岸整備区域整理表）にまとめる。

第4節 海岸保全施設による受益地域及びその状況

(1) 受益地域

海岸保全施設の整備によって海岸侵食及び高潮・越波、津波等による災害から防護される地域である受益地域については、図-2.2.2（海岸整備区域図）の中でその範囲を示す。

(2) 土地利用の状況等

受益地域における現況の土地利用の状況については、表-2.2.3（海岸整備区域整理表）の中で「背後地の土地利用」の欄に示す。

番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名	番号	海岸名		
1	直海地区海岸	9	南浦漁港海岸 (須美江地区)(浦尻地区)	18	庵川東地区海岸	27	都農漁港海岸	36	宮崎海岸 (石崎浜地区)	47	野島漁港海岸	58	油津漁港海岸	69	大納港海岸
2	北浦漁港海岸	10	浦城地区海岸	19	加草地区海岸	28	名貫海岸	37	宮崎海岸(住吉地区)	48	小内海地区海岸	59	大堂津漁港海岸	70	宮之浦漁港海岸
3	古江港海岸 (古江地区)	11	南浦漁港海岸 (安井地区)	20	門川漁港海岸	29	川南地区海岸	38	宮崎海岸(北地区)	49	鶯巣漁港海岸	60	目井津漁港海岸	71	都井漁港海岸
4	古江港海岸 (阿蘇地区)	12	延岡港海岸	21	細島港海岸	30	川南漁港海岸	39	宮崎海岸(南地区)	50	伊比井海岸	61	大島港海岸	72	黒井港海岸
5	島野浦漁港海岸	13	長浜海岸	22	伊勢ヶ浜海岸	31	高鍋港海岸	40	田吉海岸	51	富士漁港海岸	62	南郷海岸	73	永田海岸
6	野坂地区海岸	14	延岡新港海岸	23	小倉ヶ浜海岸	32	日ノ出海岸	41	宮崎海岸 (赤江地区)(赤江浜)	52	小目井海岸	63	外浦港海岸	74	本城漁港海岸
7	須佐白地区海岸	15	土々呂漁港海岸	24	平岩港海岸	33	富田漁港海岸	42	熊野海岸 (木崎浜)	53	宮浦漁港海岸	64	外之浦地区海岸	75	崎田地区海岸
8	熊野江港海岸	16	かしの浜海岸	25	美々津港海岸	34	二ツ建地区海岸	43	青島漁港海岸	54	鶴戸漁港海岸	65	夫婦浦漁港海岸	76	弓田海岸
		17	金磯地区海岸	26	都農海岸	35	宮崎海岸 (大炊田地区)	44	堀切海岸	55	風田・平山海岸	66	市木漁港海岸 (築島海岸)	77	福島港海岸
								45	内海港海岸	56	梅ヶ浜海岸	67	市木漁港海岸 (石波海岸)	78	高松海岸
								46	野島地区海岸	57	油津港海岸	68	串間海岸(本牧地区)	79	福島高松漁港海岸



図-2.1.1 整備区域位置図

表-2.2.1 一般的な海岸保全施設の種類と特性および機能等の概要 (1/2)

計画名称	含まれる構造	施設の概要・特性	防護の有効性		環境・利用面での特性・周辺への影響等	
			防 護	環 境	環 境	利 用
護岸	直立堤	高潮、波浪、侵食等による災害から海岸を防護するために現地盤及び埋立地盤を直立するコンクリート等で被覆する施設 主な構成材料：コンクリート、自然石、ブロック、他	高潮・越波対策に有効である。	コンクリートによる整備では、人工的な印象を与え、海岸景観を損なう恐れがあるため、景観に配慮するためには自然石や化粧型枠等による修景が必要である。	直接水に触れることは出来ないため、海浜へのアプローチは、階段、斜路が必要	
	消波工	直立護岸のみでは、防護機能が不十分な海岸において、直立護岸面に消波ブロックを積み、消波ブロックの消波効果により護岸の天端高を低く抑えたり、越波を低減する施設 主な構成材料：消波ブロック、他直立護岸に準じる	高潮・越波対策に有効である。	消波ブロックを積む工法であることから、人工的な印象を与え、海岸景観を損なう恐れがある。	水際線へのアプローチや海とふれあうことは困難である。	
	緩傾斜堤	護岸の法面を緩い勾配とすることにより、越波の低減を図ったり海岸へのアクセスを容易にする施設 主な構成材料：被覆ブロック、階段ブロック、自然石、コンクリート、他	高潮・越波対策に有効である。	直立護岸に比べ、施設に大きな面積が必要であり、海浜幅を多少減少させる。景観への配慮のため、自然石を用いることが多い。	緩い勾配であることから水際線に近づきやすくなる。 また、階段状にすることも可能であり、海水浴場で多く用いられている。	
	大型波返堤	直立護岸の法面を内側にわん曲させ、低い天端高でありながら、越波防止対策効果を高めた施設 主な構成材料：ハイブリッド構造 ^{注)}	越波対策に有効である。	コンクリートによる整備では、人工的な印象を与え、海岸景観を損なう恐れがあるため、景観に配慮するためには化粧型枠等による修景が必要である。	天端部を安全に利用することができる。	
離岸堤	波を小さくする効果を利用し、背後に砂を貯えることにより侵食防止や海浜造成効果を目的として、汀線から離れた沖側の海面に汀線にほぼ平行に設置される施設 主な構成材料：消波ブロック、自然石、他	侵食対策に有効である。加えて、波浪減衰効果により施設背後の越波を軽減する効果もある。海岸線の形状は波形となる。養浜工を組み合わせることも多く行われる。	アカウミガメの上陸・産卵に影響を与える可能性がある。 海上に施設が見えるため、海岸景観を阻害する恐れがある。設置位置によっては、漁礁効果も期待できる	施設を設置した背後に、安全な利用水域が出来ることにより、海岸利用が促進される場合がある。 船舶の航行に影響を与え、さらに沿岸の漁場を消滅させる可能性がある。		
潜堤	潜堤	離岸堤とほぼ同様の形状で、消波することにより越波を減少させ漂砂を制御する。環境面・景観面に配慮して水面下にとどめた施設。堤背後の堆砂機能は離岸堤に比較して少ない。 主な構成材料：被覆ブロック、自然石、他	侵食対策や、施設背後への越波の軽減に有効であるが、長周期波に対しては効果が減少する。そのため、日向灘沿岸のようなうねり性の波浪に対して効果を期待するには、堤体の幅を広くする必要がある。また、養浜工を組み合わせることも多く行われるが、海岸線の形状は波形となる。	水中に没する施設であることから、景観に与える影響は少ない。 水中部分を石材やブロックで覆うことから、生態系の変化が懸念される反面、設置位置によっては漁礁効果も期待できる。	施設を設置した背後に、安全な利用水域が出来ることにより、海岸利用が促進される。 天端水深によっては、船舶の航行に影響を与え、さらに、捨石又はコンクリート等で地盤を被覆することから、沿岸の漁場を一時的に消滅させる可能性がある。	
	人工リーフ	波浪の減衰と、海浜の安定化を図ることを目的として、自然のサンゴ礁の形態を捨石等の材料を用いて人工的に再現させる施設 主な構成材料：潜堤に準じる				

注) ハイブリッド構造：鋼材料、コンクリート等で予め構造の外郭を製作して現地に据え、コンクリートや土砂を詰め込んで本体を築造する工法

表-2.2.1 一般的な海岸保全施設の種類の特性および機能等の概要 (2/2)

計画名称	含まれる構造	施設の概要・特性	防護の有効性		周辺への影響	
			防護	環境	利 用	
突堤	突堤	主として沿岸（汀線方向）漂砂が卓越する海岸において、沿岸漂砂を制御することによって汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした海岸から細長く突出して設けられる施設 主な構成材料：コンクリート、消波ブロック、自然石、他	侵食対策に有効であるが、波を小さくする施設ではないため、高潮・越波に対する効果は認められない。	生態系への影響は小さい。	海岸の陸域部に施設が出来ることから、一部に海岸が分断される恐れがある。 突堤上を利用でき、散策や釣り等に利用可能である。	
	ヘッドランド	波が海岸に対して斜めに入射し沿岸漂砂が卓越する海岸において海岸を静的に安定化させるために波の入射方向に対して直角に配置される施設 主な構成材料：突堤に準じる。	侵食を防止する効果はある。施設の直背後では波が減衰され、越波に対する効果が期待されるが、施設の直背後以外では高潮・越波に対する効果は認められない。	規模が大きくなることから、離岸堤と同様な影響が懸念される。	海岸の陸域部に施設が出来ることから、一部に海岸が分断される恐れがある。 突堤上を利用でき、散策や釣り等に利用可能である。	
養浜	養浜工 (人工海浜)	侵食による護岸への影響や、砂浜で波浪を減衰させるために、人工的に砂を補給し、砂浜を形成した海浜 主な構成材料：砂、玉石、他	侵食に対して効果があるが、一時的な効果にとどまる場合があり、安定のために離岸堤、突堤と組み合わせることも多い。	生態系への影響は小さい。また、ウミガメの上陸・産卵環境の保全にも有効である。施工時期は生態の特性に配慮する必要がある。	海浜幅が広がることによって、海岸を利用し易くなる。	
	サンドバイパス	沿岸方向の漂砂により、一所に堆積している多量の土砂（港湾・漁港事業、河口浚渫等の他事業から発生する土砂を含む）を、侵食された海岸に投入し海岸の砂浜を回復させること 主な構成材料：砂	一連の漂砂系において発生する局所的な侵食に対して効果がある。	生態系への影響は小さい。また、ウミガメの上陸・産卵環境の保全にも有効である。施工時期は生態の特性に配慮する必要がある。	海浜幅が広がることによって、海岸を利用し易くなる。	
	(参考) 透水層安定化工法	砂浜海岸の地中に配水管等の透水層を埋設することにより地下水位の上昇を抑え侵食を防止する施設（新構造） 外郭施設波浪より上昇した砂浜の地下水は、透水層を通して海中に排水する。	侵食に対して効果がある。また、海浜幅を確保することにより越波に対する効果も考えられる。養浜砂の安定のために離岸堤、突堤と組み合わせることも多い	施設の設置、水位の低下は波の遡上範囲に限られるため、海浜植生、ウミガメの産卵等への影響は軽微である。また、景観へも大きな影響を与えない。	利用への影響はない。	
	(参考) 漂砂制御構造	岸と沖を浮遊する沿岸漂砂をとらえ岸向きに移動させ定着を図る施設（新構造）	侵食に対して効果がある。また、海浜幅を確保することにより越波に対する効果も考えられる。	水中に没する施設であることから、景観に与える影響は少ない。 水中部分をブロックで覆うが、生態系の生息環境（水深）の変化が小さく海藻類の着堤基盤としても期待できる。	同上	
水門	水門・樋門	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で河川や運河を横切って設けられる施設。 高潮時に内水を強制的に排除するポンプ等も含まれる。	高潮に対して効果がある。	—	—	
	陸閘	護岸（堤防）や胸壁の前面の海岸または港湾・漁港施設等を利用するために、普段は車両、人の通行が可能となるように設けられた門扉。	護岸に準じる。	—	—	

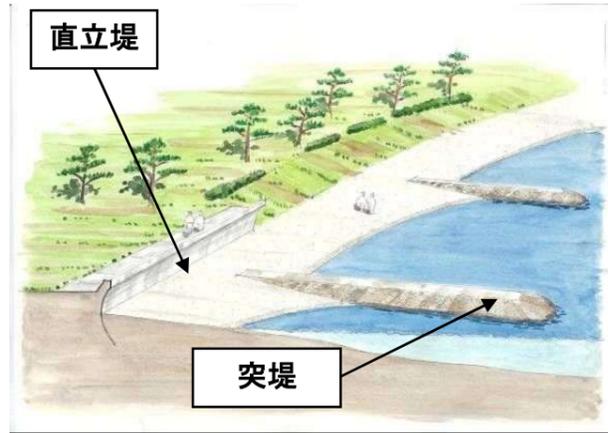
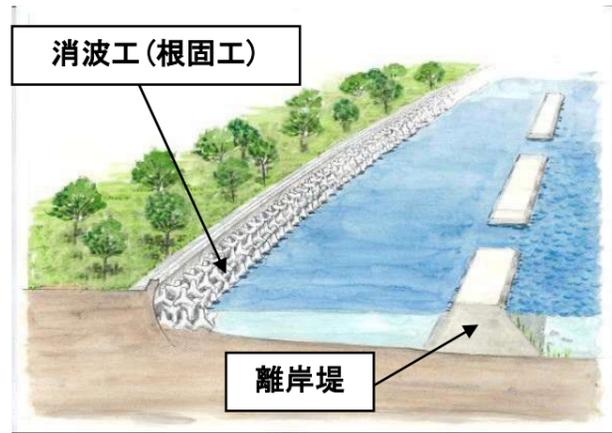
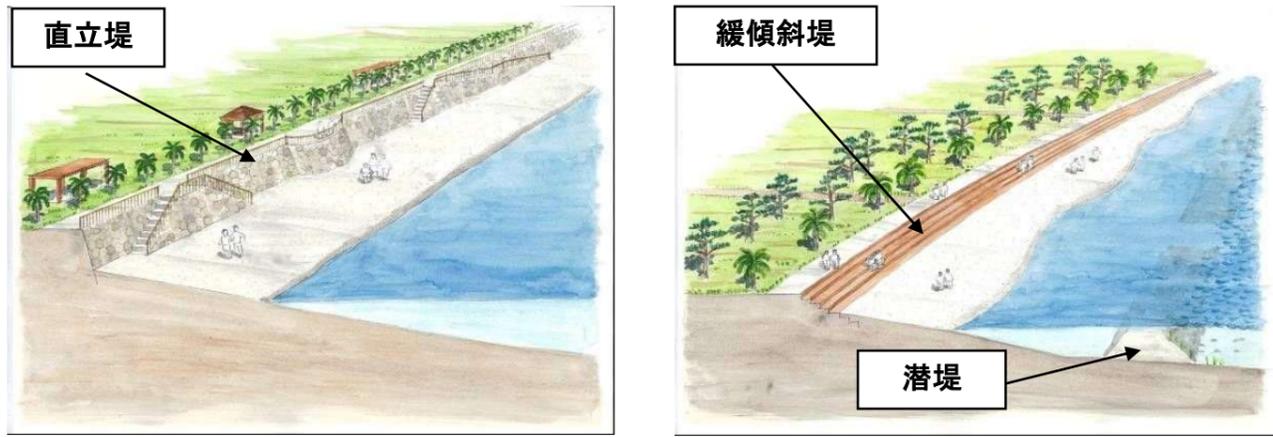


図-2.2.1 代表的な海岸保全施設等の整備イメージ

表-2.2.2 一般的な防護方法と宮崎県内における事例

		イメージ断面図	県内事例	
線的防護方式	直立堤		南浦漁港海岸 浦尻地区	
	緩傾斜堤		小倉ヶ浜海岸	
	消波工(根固工)		梅ヶ浜海岸	
面的防護方式	離岸堤 + 緩傾斜堤		住吉海岸	
	潜堤 + 緩傾斜堤		古江港海岸 下阿蘇地区	
	突堤 + 潜堤 + 養浜 + 緩傾斜堤		一ツ葉海岸	

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (1/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等に当たっての配慮事項※3	
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項							
延岡市	ユニット1 豊かな自然環境の保全と、環境への影響に配慮した海岸整備を行い、併せて海岸利用を促進する。		1	直海地区海岸	延岡市北浦町市振地先	護岸	【既存(維持修繕)】	220m	T.P.+5.4m	護岸	耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			2	北浦漁港海岸	延岡市北浦町宮野浦地先～延岡市北浦町市振地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	2,910m	T.P.+6.0m	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	・北浦漁港利用者の利便性の確保
			3	古江港海岸(古江地区)	延岡市北浦町古江地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	1,330m	T.P.+6.0m	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	・古江港(古江地区)利用者の利便性の確保
			4	古江港海岸(阿蘇地区)	延岡市北浦町古江地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	600m	T.P.+6.0m	護岸	住宅地 道路	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・古江港(阿蘇地区)利用者の利便性の確保
						護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	1,090m	T.P.-1.8m～+4.2m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
			5	島野浦漁港海岸	延岡市島浦町地先	護岸	【新設】	1,550m	T.P.+4.5m	護岸	住宅地	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	・島野浦漁港利用者の利便性の確保
						護岸	【既存(維持修繕)】	490m	T.P.+3.0m～9.6m	護岸 岩礁	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
			6	野坂地区海岸	延岡市島浦町地先	護岸	【既存(維持修繕)】	160m	T.P.+3.8m	岩礁	保安林 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			7	須佐白地区海岸	延岡市島浦町地先	護岸	【既存(維持修繕)】	180m	T.P.+4.1m	岩礁	保安林 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			8	熊野江海岸	延岡市熊野江町地先	護岸	【新設・改良】	1,340m	T.P.+6.0m	砂浜	道路 保安林 住宅地	・海岸利用を促進する施設の整備を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める	・既設護岸の緩傾斜化を図る。 ・護岸の整備を行い、必要に応じて既存施設の耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観 ・海浜植物群落の保全	・熊野江海水浴場の利用促進 ・海岸親水空間の確保 ・熊野江港利用者の利便性の確保
			9	南浦漁港海岸(須美江地区)(浦尻地区)	延岡市須美江町地先～延岡市浦城町地先	護岸 潜堤	【新設・改良】	1,640m	T.P.+6.0m	砂浜	道路 住宅地	・漂砂制御施設を設置して、侵食対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・潜堤を設置して、侵食対策を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・潜堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸国定公園の優れた海岸景観 ・七島展望台からの優れた海岸景観	・浦城海水浴場の利用促進 ・南浦漁港利用者の利便性の確保
			10	浦城地区海岸	延岡市浦城町地先	護岸	【改良】	180m	T.P.+3.0m	護岸	住宅地 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・必要に応じて既存施設の耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—
			11	南浦漁港海岸(安井地区)	延岡市安井町地先	護岸	【既存(維持修繕)】	570m	T.P.+4.9m～5.9m	護岸 岩礁		・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—
			ユニット2 砂浜と背後の松林の回復や保全により、地域を代表する白砂青松の景観を形成し、心のふるさととなる海岸を創出する。また、現状の海岸利用にも配慮し海岸保全を図る。			12	延岡港海岸	延岡市方財町地先	養浜 突堤 離岸堤(潜堤)	【新設】	1,960m	T.P.+5.0m	砂浜	公園 保安林 市街地	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した侵食対策を進める。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・延岡新港と長浜海岸の境界付近に突堤を設置し、両海岸の土砂収支を考慮した養浜を行うことにより砂浜の保全を図る。 ・長浜海岸において、必要に応じて離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置し、砂浜の保全を図る。 ・延岡新港海岸の利用向上のための利便施設の整備を図る。 ・延岡新港海岸における既設突堤の機能強化を行い、侵食対策を図る。 ・延岡新港海岸においては、護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。
護岸	【既存(維持修繕)】	880m							T.P.+5.9m							
13	長浜海岸	延岡市長浜町3丁目地先～延岡市塩浜町1丁目地先				養浜 突堤 離岸堤(潜堤)	【新設】	3,700m	T.P.+6.5m	護岸	【既存(維持修繕)】	850m				
			護岸	【既存(維持修繕)】	850m	T.P.+5.5m										
14	延岡新港海岸	延岡市新浜町1丁目地先～延岡市松原町3丁目地先	護岸 養浜 突堤 離岸堤(潜堤) 利便施設	【新設・改良】	2,600m	T.P.+6.0m	護岸	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した侵食対策を進める。海岸利用を促進するための利便施設整備を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤、離岸堤(潜堤)については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・海岸の松林	・延岡新港利用者の利便性の確保 ・沖田川河口部におけるサーフィンの利用環境				

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (2/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等にあたっての配慮事項※3	
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項							
延岡市			15	土々呂漁港海岸	延岡市土々呂町1丁目地先～延岡市赤水町地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	7,550m	T.P.+4.0m～7.0m	岩礁護岸	道路 住宅地	・施設の整備を行い、高潮対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸等の整備により、高潮を防止する。 ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を図り、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・赤水地区の歴史的な石積護岸形態の保存	・土々呂漁港利用者の利便性の確保
			16	かしの浜海岸	延岡市赤水町地先	護岸	【既存(維持修繕)】	100m	T.P.+5.5m	岩礁	住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸固定公園の優れた海岸景観	—
門川町	ユニット3	海岸景観・自然環境及び砂浜の保全を基本としつつ、積極的な利用を図る。また、高潮・越波、津波等が懸念される区域に関しては、海岸保全の充実を図る。	17	金磯地区海岸	東臼杵郡門川町大字庵川地先	護岸	【既存(維持修繕)】	650m	T.P.+4.9m	岩礁	住宅地 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸固定公園の優れた海岸景観	—
			18	庵川東地区海岸	東臼杵郡門川町大字庵川地先	護岸(水門等)	【改良】	—	T.P.+6.0m	砂浜	住宅地 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・水門等の改良を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的な点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸固定公園の優れた海岸景観	—
			護岸			【既存(維持修繕)】	300m	T.P.+3.4m	岩礁	住宅地 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			
			19	加草地区海岸	東臼杵郡門川町大字加草地先	護岸(水門等)	【改良】	—	T.P.+4.5m	砂浜 岩礁 護岸	市街地 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・水門等の改良を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的な点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・乙島への景観	・砂浜部の海岸利用の促進 ・門川漁港利用者の利便性の確保
			20	門川漁港海岸	東臼杵郡門川町大字庵川地先～東臼杵郡門川町大字門川尾末地先	護岸(水門等) 利便施設	【新設・改良】	4,500m	T.P.+4.5m～6.0m	砂浜 護岸	保安林 市街地 道路	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。 ・海岸利用を促進するため、利便施設の整備を進める。	・既設護岸の緩傾斜化を図る。 ・海岸の利用向上のために利便施設の整備を図る。 ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・米の山展望台からの優れた海岸景観	—
			護岸			【既存(維持修繕)】	720m	T.P.+5.0m～5.8m	護岸	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			
21	細島港海岸	日向市大字日知屋地先～日向市大字細島地先	離岸堤(潜堤) 養浜 護岸	【新設・改良】	16,370m	T.P.+4.5m～6.0m	砂浜 岩礁 護岸	道路 住宅地 保安林	・施設の整備・改良を行い、高潮・侵食対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸の改良を行い、越波を防止する。 ・離岸堤(潜堤)等の整備を行い、侵食対策を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・離岸堤(潜堤)については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・米の山展望台からの優れた海岸景観	・御鈴ヶ浦海水浴場の利用促進 ・細島港利用者の利便性の確保			
護岸			【既存(維持修繕)】	470m	T.P.+2.2m～4.9m	護岸	道路 住宅地 保安林	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。						
22	伊勢ヶ浜海岸	日向市大字日知屋地先	護岸	【改良】	330m	T.P.+6.0m	砂浜	住宅地 保安林	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日豊海岸固定公園の優れた海岸景観 ・保安林	・伊勢ヶ浜海水浴場の利用促進 ・サーフィンの利用環境			
日向市	ユニット4	松林やアカミガメ等の自然環境及び海岸景観の保全を進めるとともに、これを利用するレクリエーション活動との調和を図りながら、砂浜の保全を進め、地域の活性化に寄与する。	23	小倉ヶ浜海岸	日向市大字財光寺地先～日向市大字平岩地先	護岸	【新設】	380m	T.P.+5.5m	砂浜	住宅地 保安林	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日豊海岸固定公園の優れた海岸景観	・お倉ヶ浜海水浴場の利用促進 ・サーフィンの利用環境
			護岸			【既存(維持修繕)】	850m	T.P.+5.5m	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。			・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			
			24	平岩港海岸	日向市大字平岩地先	護岸 利便施設 養浜	【新設】	330m	T.P.+5.0m	砂浜	住宅地 保安林 耕作地	・施設の整備を行い、侵食対策を進める。海岸利用を促進するための利便施設の整備を進める。 ・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備、養浜を行い、侵食を防止する。 ・お倉ヶ浜海水浴場の利用向上のために利便施設の整備を図る。 ・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日豊海岸固定公園の優れた海岸景観	・お倉ヶ浜海水浴場の利用促進 ・サーフィンの利用環境
25	美々津港海岸	日向市美々津町地先	離岸堤 養浜	【新設・改良】	800m	T.P.+6.0m	砂浜	住宅地 道路	・美々津重要伝統建造物群保存地区に配慮した海岸景観の修復を図るとともに、海岸侵食等から砂浜を保全する。	・離岸堤の改良を行い、海岸景観の向上を図るとともに、養浜を行い、侵食を防止する。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカミガメの上陸・産卵の環境保全 ・背後の美々津重要伝統建造物保存地区の町並みに配慮した海岸眺望を創出 ・ひむか歴史ロマン街道の拠点	—			
護岸			護岸	1,610m	T.P.+5.4m～7.7m	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。			・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。						
都農町	ユニット5	現状の豊かな海岸環境とその利用を維持することを基本としつつ、一部侵食や津波等が懸念される区域に関しては、海岸保全施設の整備を行う。	26	都農海岸	児湯郡都農町大字川北地先	養浜	【新設】	4,930m	—	砂浜 (磯)	鉄道 保安林	・海岸全体を見て、土砂収支を考慮した侵食対策を進める。	・一連の海岸の土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・ウバメガシ群落の保全	・都農川河口におけるサーフィンの利用環境
			護岸			【既存(維持修繕)】	620m	T.P.+4.0m	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。			・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。			
27	都農漁港海岸	児湯郡都農町大字川北地先	護岸	【新設・改良】	690m	T.P.+5.0m	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	・都農漁港利用者の利便性の確保			

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設設置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (3/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等にあつての配慮事項※3	
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項							
都農町	ユニ ット 5	現状の豊かな海岸環境とその利用を維持することを基本としつつ、一部侵食や津波等が懸念される区域に関しては、海岸保全施設の整備を行う。	28	名貫海岸	児湯郡都農町大字川北地先	離岸堤(潜堤)	【新設】	450m	T.P.+6.5m	砂浜	道路 鉄道 住宅地 緑地 保安林	一連の土砂移動がある漂砂系とし海岸全体を見て、土砂収支を考慮した侵食対策を進める。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	一連の海岸の土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設の設置を行って、侵食対策を図る。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-	・名貫川、平田川の河口部におけるサーフィンの利用環境
						護岸	【既存(維持修繕)】	210m	T.P.+6.5m							
			川南町	30	川南漁港海岸	児湯郡川南町大字川南地先 ～児湯郡川南町大字平田地先	護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	2,370m	T.P.+3.6m～6.3m	護岸 砂浜	道路 鉄道 住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-
高鍋町	ユニ ット 5	アカウミガメや保安林等の環境面、サーフィン等利用面に配慮した海岸の保全を行う。	31	高鍋港海岸	児湯郡高鍋町大字欽口浦地先	護岸	【改良】	1,340m	T.P.+6.2m	砂浜 護岸	道路 鉄道 住宅地 緑地 保安林	施設の改良を行い、高潮対策を進める。	小丸川、宮田川の直轄河川事業(高潮対策)と連携が必要なため、既設護岸の嵩上げを行う。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・保安林	高鍋海水浴場の利用促進 ・潮干狩りの利用環境
						離岸堤	【既存(維持修繕)】	710m	T.P.+1.4m							
新富町	ユニ ット 6	アカウミガメや保安林等の環境面、サーフィン等利用面に配慮した海岸の保全を行う。	32	日ノ出海岸	児湯郡新富町大字日置地先	護岸	【新設】	290m	T.P.+4.5m	砂浜	住宅地 保安林	施設の整備を行い、津波対策を進める。	護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・保安林	海岸利用者の利便性の確保 ・サーフィンの利用環境 ・潮干狩りの利用環境
宮崎市	ユニ ット 7	アカウミガメの上陸・産卵等の環境面に十分配慮し、砂浜の保全・回復を目的とした海岸の保全を図る。また、現状の多様な海岸利用を促進しつつ、地域特性を活かした観光リゾートづくりを積極的に推進する。	33	富田漁港海岸	宮崎市佐土原町大字下田島地先	離岸堤(潜堤)	【新設】	1,800m	T.P.+5.5m	砂浜 護岸	道路 住宅地 保安林 耕作地	一連の土砂移動がある漂砂系とし海岸全体を見て、漂砂制御施設の設置等による侵食対策を進める。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	一連の海岸の土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設の設置を行って、侵食対策を図る。 ・埋設護岸を整備し、波浪による侵食を防止する。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて、維持又は修繕を行う。	離岸堤(潜堤)、突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・埋設護岸については、堤体の露出や堤体前面の洗掘等、中詰材の流出等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・保安林 ・海浜植物群落	潮干狩りの利用環境
						突堤 護岸	【既存(維持修繕)】	3,020m	T.P.+5.1m							
			35	宮崎海岸(大炊田地区)	宮崎市佐土原町下田島地先 ～宮崎市佐土原下那珂地先	離岸堤(潜堤)	【新設・改良】	1,980m	埋設護岸(暫定高) T.P.+7.0m T.P.+4.0m	砂浜 護岸	道路 保安林	埋設護岸を整備し、波浪による侵食を防止する。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて、維持又は修繕を行う。	埋設護岸を整備し、波浪による侵食を防止する。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて、維持又は修繕を行う。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・保安林	潮干狩りの利用環境
			36	宮崎海岸(石崎浜地区)	宮崎市佐土原町下那珂地先	護岸	【新設】	3,020m	埋設護岸(暫定高) T.P.+7.0m T.P.+4.0m							
37	宮崎海岸(住古地区)	宮崎市大字塩路地先 ～宮崎市阿波岐原町地先	離岸堤(潜堤)	【新設】	4,560m	埋設護岸(暫定高) T.P.+7.0m T.P.+4.0m	砂浜 護岸	道路 保安林 緑地 施設	海岸全体を一連の土砂移動がある漂砂系として見て、漂砂制御施設の設置等による侵食対策を進める。特に、侵食が顕著であり、重要交通網である一ツ葉有料道路が隣接している区間については、緊急対策工を行うものとする。	一連の海岸の土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って海浜を維持する。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)・突堤等の漂砂制御施設の設置を行って、侵食対策を図る。 ・埋設護岸を整備し、波浪による侵食を防止する。	離岸堤(潜堤)、突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・埋設護岸については、堤体の露出や堤体前面の洗掘等、中詰材の流出等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・一ツ葉有料道路の休息施設からの眺望	一ツ葉浜におけるサーフィンの利用環境			
38	宮崎港海岸(北地区)	宮崎市阿波岐原町地先	人工海浜 便利施設	【新設・改良】	800m	T.P.+4.5m	砂浜 護岸	道路 公園 保安林	海岸利用を促進する施設の整備・改良を行う。	海水浴場及び海洋レジャースポットとしての景観、環境に配慮した人工海浜・便利施設の整備を図る。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤、突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	観光リゾートとして的高質なリゾート空間			
39	宮崎港海岸(南地区)	宮崎市大字赤江地先	護岸	【新設】	150m	T.P.+6.2m	砂浜 護岸	砂浜	施設の整備を行い、高潮対策を進める。	大淀川の直轄河川事業(高潮対策)と連携が必要なため、護岸を設置する。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤、突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	-			
						突堤 離岸堤	【既存(維持修繕)】	150m	T.P.+3.5m～4.1m	砂浜 護岸	砂浜	既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-	-

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「-」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (4/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設 ※1		施設規模 ※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等に当たっての配慮事項 ※3		
						整備延長	代表護岸高	整備延長	代表護岸高						環境面における配慮事項	利用面における配慮事項	
宮崎市	ユニット7	アカウミガメの上陸・産卵等の環境面に十分配慮し、砂浜の保全・回復を目的とした海岸の保全を図る。また、現状の多様な海岸利用を活かした観光リゾートづくりを積極的に推進する。	40	田吉海岸	宮崎市大字赤江地先	離岸堤(潜堤) 養浜	【新設】	840m	T. P. +6.5m	砂浜 護岸	下水処理施設 住宅地	・砂浜の保全及び漂砂制御施設を設置する等、侵食対策を進める。 ・離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。	・砂の堆積している場所から侵食を受けている場所への砂の運搬(サントバイパス)、砂の補給を進めることにより砂浜の保全を図る。 ・離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	—	
			41	宮崎海岸(赤江地区)(赤江浜)	宮崎市田吉地先～宮崎市郡司分地先	養浜	【新設】	4,430m	—	砂浜 護岸	道路 住宅地 公園 保安林 娯楽施設	・一連の土砂移動がある漂砂系として、海岸全体を見た対策と漂砂制御施設を設置する等、侵食対策を進める。 ・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・養浜、既設突堤の改良などの漂砂制御施設による侵食対策を図る。 ・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・人工リーフ、突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・サーフィンの利用環境	
			42	熊野海岸(木崎浜)	宮崎市大字熊野地先	養浜	【新設】	1,440m	—								砂浜 護岸
			43	青島漁港海岸	宮崎市大字加江田地先～宮崎市大字折生追地先	離岸堤(潜堤) 養浜 護岸 利便施設	【新設・改良】	5,040m	T. P. +6.0m～8.0m	砂浜 岩礁 護岸	市街地 道路 公園	・一連の漂砂系として、土砂収支を考慮した侵食対策を進めるとともに、県内唯一の観光資源を保全する。海岸利用を促進する施設の整備を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・潜堤、離岸堤を設置し、侵食を防止する。 ・海水浴場としての景観、環境に配慮した利便施設の整備を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・青島や鬼の洗濯板等の優れた海岸景観 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	・青島・白浜海水浴場の利用促進 ・サーフィンの利用環境 ・青島漁港利用者の利便性の確保 ・加江田川河口での潮干狩りの利用環境	
	44	堀切海岸	宮崎市大字折生追地先～宮崎市大字内海地先	護岸 突堤	【既存(維持修繕)】	3,900m	T. P. +5.4m	砂浜 岩礁 護岸	道路 保安林	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて、維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・鬼の洗濯板等の優れた海岸景観	—			
	45	内海港海岸	宮崎市大字内海地先	護岸	【新設・改良】	1,950m	T. P. +6.0m	護岸	住宅地 道路	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・鬼の洗濯板等の優れた海岸景観	・内海港利用者の利便性の確保			
	46	野島地区海岸	宮崎市大字内海地先	護岸	【改良】	740m	T. P. +6.0m	岩礁	住宅地 道路 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・必要に応じて既存護岸の耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・鬼の洗濯板等の優れた海岸景観	・キャンプ場の利用環境 ・野島漁港利用者の利便性の確保			
	47	野島漁港海岸	宮崎市大字内海地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	680m	T. P. +6.0m	護岸	道路 耕作地 住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・鬼の洗濯板等の優れた海岸景観 ・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・野島漁港利用者の利便性の確保			
	48	小内海地区海岸	宮崎市大字内海地先	護岸	【既存(維持修繕)】	430m	T. P. +3.9m～5.8m			護岸 岩礁	道路 耕作地 住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—	
	日南市	ユニット8	優れた海岸環境及び景観の保全や、観光資源の活用促進に十分配慮して、必要な海岸の保全を図る。	49	鶯巣漁港海岸	日南市大字伊比井地先	護岸(水門等)	【改良】	210m	T. P. +6.0m	護岸 岩礁	住宅地 道路	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—
				50	伊比井海岸	日南市大字伊比井地先	護岸	【改良】	350m	T. P. +7.6m	護岸	住宅地 道路	・老朽化対策と併せて、施設の改良を行う。	・老朽化対策と併せて、護岸を改良する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—
				51	富士漁港海岸	日南市富士地先	離岸堤(潜堤) 利便施設	【新設】	1,240m	T. P. +5.0m	砂浜	住宅地 道路	・漂砂を制御する施設を設置して、侵食対策を進めるとともに、海岸利用を促進する施設の整備を進める。	・離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。 ・海水浴場及び海洋レジャースポットとしての景観、環境に配慮した利便施設の整備を図る。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	・高齢者・身障者の利用環境 ・富士海水浴場としての利用促進
52	富士漁港海岸	日南市富士地先	護岸	【既存(維持修繕)】	1,210m	T. P. +5.3m	護岸	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。			・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	・高齢者・身障者の利用環境 ・富士海水浴場としての利用促進		

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (5/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等に当たっての配慮事項※3		
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項								
日南市	ユニット8	優れた海岸環境及び景観の保全や、観光資源の活用促進に十分配慮して、必要な海岸の保全を図る。	52	小目井海岸	日南市大字富土地先	離岸堤(潜堤)	【新設】	380m	—	岩礁砂浜	道路市街地緑地	・漂砂を制御する施設を設置して、侵食対策を進める。	・離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—	
			53	宮浦漁港海岸	日南市大字宮浦地先	離岸堤(潜堤)	【新設】	500m	—	砂浜	道路住宅地	・漂砂制御施設を設置して、侵食対策を進める。	・離岸堤(潜堤)等を設置して、侵食を防止する。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—	
			54	鶴戸漁港海岸	日南市大字宮浦地先	護岸	【改良】	400m	T.P.+6.5m	—	護岸	道路住宅地	・施設の改良を行い、高潮対策を進める。	・既設護岸に消波工を設置して、越波を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・鶴戸神宮周辺の景観 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—
	ユニット9	海岸の防護における安全性の向上及び自然景観・環境の保護を行うとともに、これらを活用している海岸利用を促進しつつ、魅力ある地域づくりを推進する。	55	風田・平山海岸	日南市大字風田地先 ～日南市大字平山地先	護岸 離岸堤(潜堤) 養浜	【新設・改良】	2,870m	T.P.+6.9m	砂浜 岩礁 護岸	道路住宅地 保安林	・老朽化対策と併せて、施設の改良を行う。 ・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した整備を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。 ・消波工護岸の改良及び新設を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・平山の海岸樹林群落	・梅ヶ浜におけるサーフィンの利用環境	
			56	梅ヶ浜海岸	日南市大字平野地先	護岸 離岸堤(潜堤) 養浜	【新設・改良】	840m	T.P.+5.0m	—	護岸	—	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した整備を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・特に侵食の激しい区域では、離岸堤(潜堤)等の漂砂制御施設を設置して、侵食対策を図る。 ・消波工護岸の改良を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			57	油津港海岸	日南市大字平野地先 ～日南市油津2丁目地先	護岸	【新設】	1,180m	T.P.+4.0m	—	護岸	市街地道路	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・堀川運河や伝統的な町並みなど港町油津の景観	・油津港利用者の利便性の確保
			58	油津漁港海岸	日南市油津2丁目地先 ～日南市西町地先	護岸(水門等)	【新設・改良】	690m	T.P.+4.0m	—	護岸	市街地道路	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既設施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・堀川運河や伝統的な町並みなど港町油津の景観	・油津漁港利用者の利便性の確保
			59	大堂津漁港海岸	日南市大堂津2丁目地先 ～日南市大堂津5丁目地先	潜堤	【新設】	1,250m	T.P.+4.5m	—	砂浜	鉄道保安林住宅地道路	・漂砂制御施設を設置して、侵食対策を進める	・潜堤を設置し、侵食対策を図る。	・潜堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・大堂津海水浴場の砂浜の保全及び利用促進
			60	目井津漁港海岸	日南市南郷町大字中村乙地先	護岸	【新設・改良】	670m	T.P.+4.0m	—	護岸	住宅地	・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・護岸の整備を行うとともに、既設施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	・目井津漁港利用者の利便性の確保
			61	大島港海岸	日南市南郷町中村乙地先	護岸	【既存(維持修繕)】	850m	T.P.+3.3m～4.8m	—	護岸	住宅地道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	—
			62	南郷海岸	日南市南郷町中村乙地先	潜堤 護岸 養浜	【新設・改良】	590m	—	—	砂浜 岩礁 公園	公園	・海岸利用に配慮した施設の整備・改良を行い侵食対策を進める。	・既存の護岸の強化を図り、海浜の回復のために養浜を行う。 ・潜堤等の漂砂制御施設を設置して侵食対策を図る。	・潜堤については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観 ・海中公園	—
			63	外浦港海岸	日南市南郷町中村乙地先 ～日南市南郷町鏡波地先	離岸堤(潜堤) 護岸 養浜	【新設・改良】	2,290m	T.P.+4.0m～5.5m	—	砂浜 護岸	住宅地道路	・漂砂制御施設を設置及び既設護岸の改良を行い、侵食・高潮対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・既存の護岸の緩傾斜護岸化等を行い、越波を防止する。 ・離岸堤(潜堤)等の設置を行って、侵食対策を図る。 ・養浜を行って、砂浜の保全を図る。 ・護岸(水門等)の整備を行うとともに、既設施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震化等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・離岸堤(潜堤)については、被覆ブロックの散乱や波浪による堤体前面の洗掘、堤体内の空洞化等について定期的に点検・評価を実施し、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸(水門等)については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸国定公園の優れた海岸景観	・外浦港利用者の利便性の確保

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (6/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設※1		施設規模※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等にあたっての配慮事項※3						
						護岸(水門等)	【改良】	整備延長	代表護岸高						環境面における配慮事項	利用面における配慮事項					
日南市			64	外之浦地区海岸	日南市南郷町外の浦地先	護岸(水門等)	【改良】	—	T.P.+4.0m	護岸	住宅地 道路 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・水門等の改良及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—					
						護岸	【既存(維持修繕)】	940m	T.P.+3.0m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。								
日南市			65	夫婦浦漁港海岸	日南市南郷町賛波地先	離岸堤	【既存(維持修繕)】	60m	—	岩礁	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—					
串間市	ユニット9	海岸の防護における安全性の向上及び自然景観・環境の保護を行うとともに、これらを活用している海岸利用を促進しつつ、魅力ある地域づくりを推進する。	66	市木漁港海岸(築島地区)	串間市大字市木地先	護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	590m	T.P.+3.6m~6.3m	護岸	住宅地 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—					
						67	市木漁港海岸(石波地区)	串間市大字市木地先	養浜			【新設】	3,500m	—	砂浜	保安林 住宅地 道路	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した整備を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。	—	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・石波の海岸樹林 ・日南海岸固定公園の優れた海岸景観 ・幸島のサル生息地	・サーフィンの利用環境
									護岸			【既存(維持修繕)】	630m	T.P.+5.4m			岩礁	保安林 道路	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
						69	大納港海岸	串間市大字大納地先	護岸 利便施設			【新設】	500m	T.P.+7.0m	砂浜 岩礁				・施設の整備を行い、高潮対策を進める。海岸利用を促進する施設の整備を進める。	・護岸の整備を行い、越波を防止する。 ・海岸利用向上のために利便施設を整備する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
									護岸 離岸堤			【既存(維持修繕)】	240m	T.P.+3.9m~8.2m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。			
						70	宮之浦漁港海岸	串間市大字大納地先	護岸 突堤			【既存(維持修繕)】	1,090m	T.P.+2.3m~6.2m	護岸 岩礁	保安林 道路 住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—
串間市	ユニット10	現状の豊かな自然環境の保全に努め、景観・利用にも配慮し、一部津波等が懸念される区域について海岸整備を行う。	71	都井漁港海岸	串間市大字都井地先	護岸 離岸堤	【既存(維持修繕)】	930m	T.P.+2.3m~5.8m	護岸 砂浜	保安林 道路 住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	—					
						72	黒井港海岸	串間市大字都井地先	護岸(水門等)			【新設】	—	T.P.+4.0m	護岸 砂浜	住宅地 道路	・施設の整備を行い、津波対策を進める。	・水門等の設置を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—
									護岸 離岸堤			【既存(維持修繕)】	350m	T.P.+3.4m~5.9m			・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・離岸堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。		
73	永田海岸	串間市大字崎田地先	護岸	【既存(維持修繕)】	150m	T.P.+3.5m	護岸	保安林 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	—	—								
74	本城漁港海岸	串間市大字崎田地先 ～串間市大字本城地先	護岸 突堤 養浜	【新設・改良】	2,720m	T.P.+4.0m			護岸 砂浜	保安林 住宅地 道路	・漂砂制御施設を設置し、侵食対策を進める。 ・施設の整備・改良を行い、津波対策を進める。	・突堤等の漂砂制御施設の設置をし侵食対策を図る。 ・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・本城河口干潟 ・日南海岸固定公園の優れた海岸景観	・本城漁港利用者の利便性の確保 ・一里崎海水浴場の利用促進						

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「—」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

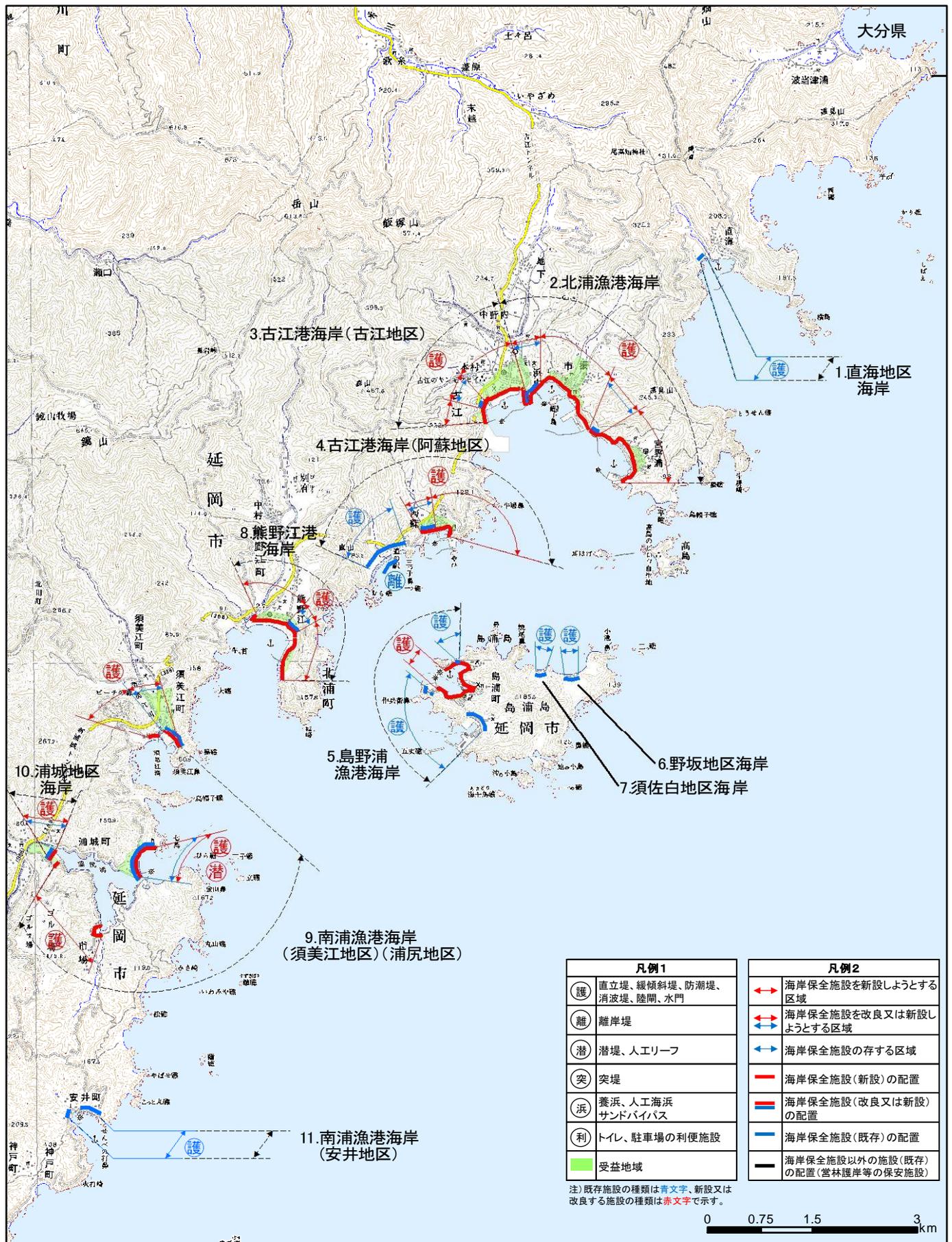
表-2.2.3 海岸整備区域整理表[H27.3時点] (7/7)

行政区分	ユニット名	ユニットの基本方針	海岸番号	海岸名	区域	計画施設 ※1		施設規模 ※2		海岸性状	背後地の土地利用	整備方針	整備の概要	維持または修繕の方法	施設整備等に当たっての配慮事項 ※3	
						整備延長	代表護岸高	環境面における配慮事項	利用面における配慮事項							
串間市	ユニット11	侵食対策の実施による松林の保全、アカウミガメを含めた豊かな自然環境と優れた海岸景観の保全・形成を目指すとともに、施設整備にあたっては地域の日常的利用にも配慮する。	75	崎田地区海岸	串間市大字崎田地先	護岸(水門等)	【改良】	30m	T.P.+4.0m	護岸	保安林 住宅地 道路 耕作地	・施設の改良を行い、津波対策を進める。	・護岸(水門等)の改良及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・水門については、定期的に点検等を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-	-
						護岸	【既存(維持修繕)】	200m	T.P.+2.5m							
			76	弓田海岸	串間市大字南方地先	護岸	【既存(維持修繕)】	270m	T.P.+4.0m	砂浜	保安林 耕作地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	日南海岸国定公園の優れた海岸景観	-
						護岸 潜堤 突堤 養浜	【新設・改良】	3,910m	T.P.+4.0m~7.0m	砂浜 施設	保安林 道路 住宅地 鉄道	・潜堤、突堤等の漂砂制御施設の設置や既設突堤の機能強化を行い、侵食対策を進める。 ・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。 ・護岸の整備を行うとともに、既存施設の嵩上げ及び必要に応じて耐震対策等を行い、津波による浸水被害を防止する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・潜堤、突堤については、波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・福島川河口の松林 ・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全	・水域利用(いけす)・サーフィンの利用環境 ・福島港利用者の利便性の確保	
			78	高松海岸	串間市大字高松地先	養浜	【新設】	890m	T.P.+5.0m	砂浜 岩礁	道路 住宅地 保安林	・一連の土砂移動がある漂砂系として土砂収支を考慮した整備を進める。	・土砂収支を考慮した養浜(サンドバイパス等)を行って、砂浜の保全を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	・アカウミガメの上陸・産卵の環境保全 ・海岸の松林	-
						護岸	【既存(維持修繕)】	230m	T.P.+5.0m	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-			
			79	福島高松漁港海岸	串間市大字高松地先	護岸	【既存(維持修繕)】	660m	T.P.+2.9m~6.7m	護岸 砂浜	保安林 道路 住宅地	・既存施設の損傷・劣化等を把握し、計画的な維持又は修繕を実施する。	・既存施設の点検を実施し、必要に応じて維持又は修繕を行う。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	-	-

※注) 上記表の代表護岸高は前回計画時(H27.3)の値であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に算出する必要がある。

※1計画施設については、社会情勢の変化や技術開発の進歩等も考慮しつつ、実施の際に、より適切な海岸保全手法の採用に向けて具体的に検討を行う。
 ※2水門の整備延長及び養浜の施設高は、明記できないため、「-」と表示している。
 ※3事業実施においては、海岸景観、環境のほか利用等への影響を含め総合的に考慮し、住民等と合意形成を図りながら施設配置、天端高を決定する。

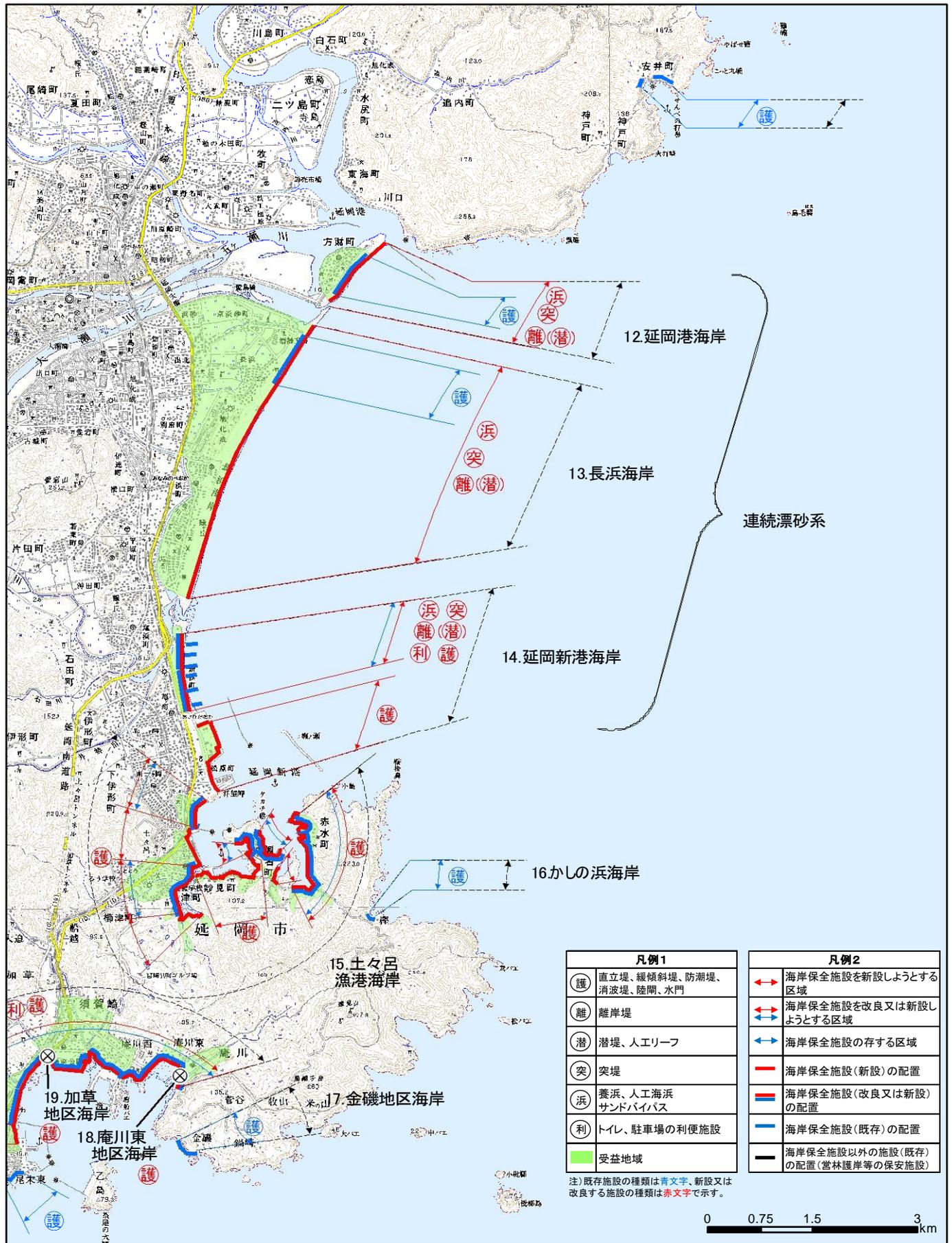
1. 直海地区海岸～11. 南浦漁港海岸（安井地区）



※注) 上記図は前回計画時（H27.3）の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図－2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (1/12)

12. 延岡港海岸～16. かしの浜海岸



※注) 上記図は前回計画時（H27.3）の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (2/12)

17. 金磯地区海岸～24. 平岩港海岸



凡例1	
⊙護	直立堤、緩傾斜堤、防潮堤、消波堤、陸間、水門
⊙離	離岸堤
⊙潜	潜堤、人工リーフ
⊙突	突堤
⊙浜	養浜、人工海浜 サンドバイパス
⊙利	トイレ、駐車場の利便施設
■	受益地域

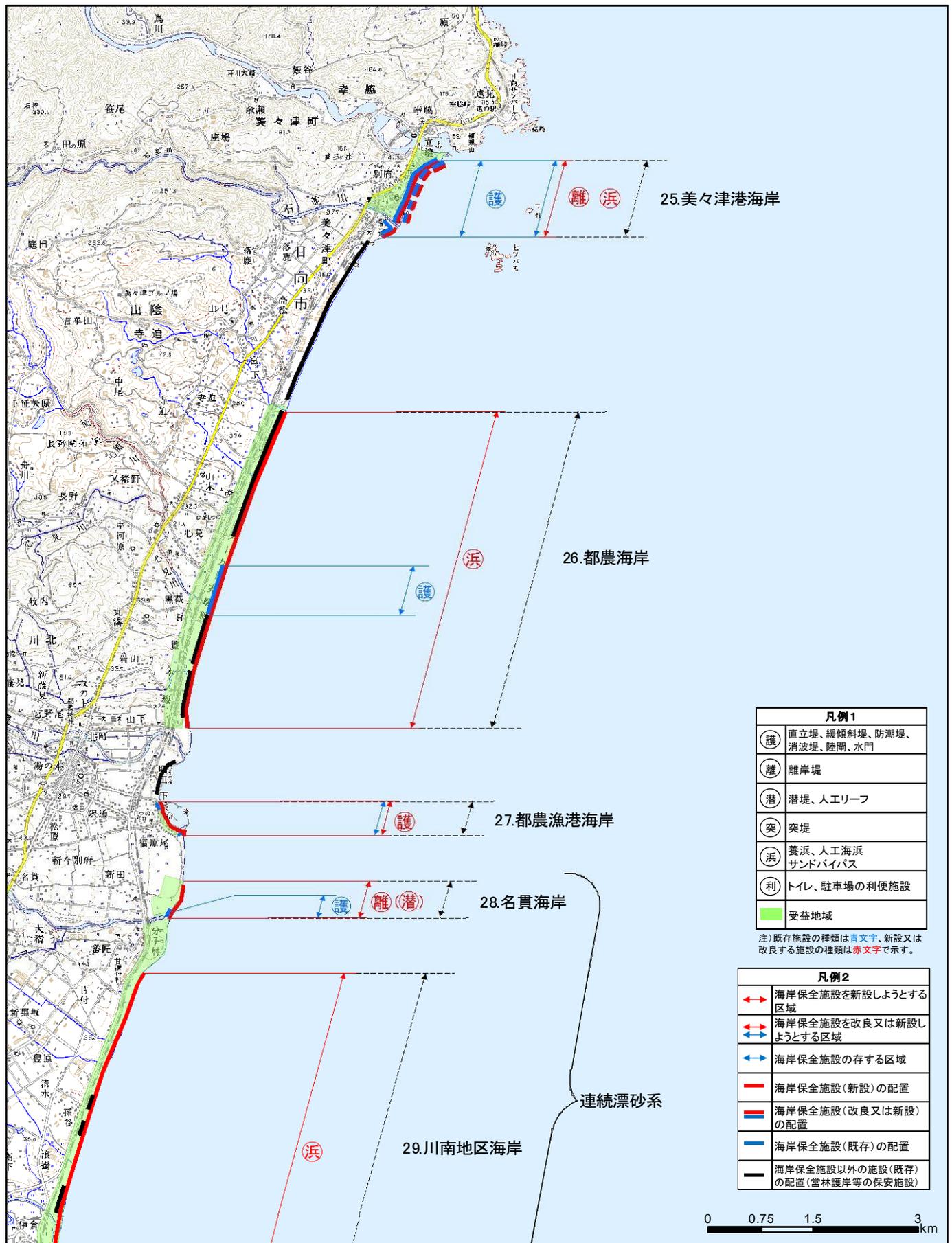
注) 既存施設の種類の文字、新設又は改良する施設の種類の赤文字で示す。

凡例2	
↔	海岸保全施設を新設しようとする区域
↔	海岸保全施設を改良又は新設しようとする区域
↔	海岸保全施設の存する区域
—	海岸保全施設(新設)の配置
—	海岸保全施設(改良又は新設)の配置
—	海岸保全施設(既存)の配置
—	海岸保全施設以外の施設(既存)の配置(営林護岸等の保安施設)

※注) 上記図は前回計画時（H27.3）の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (3/12)

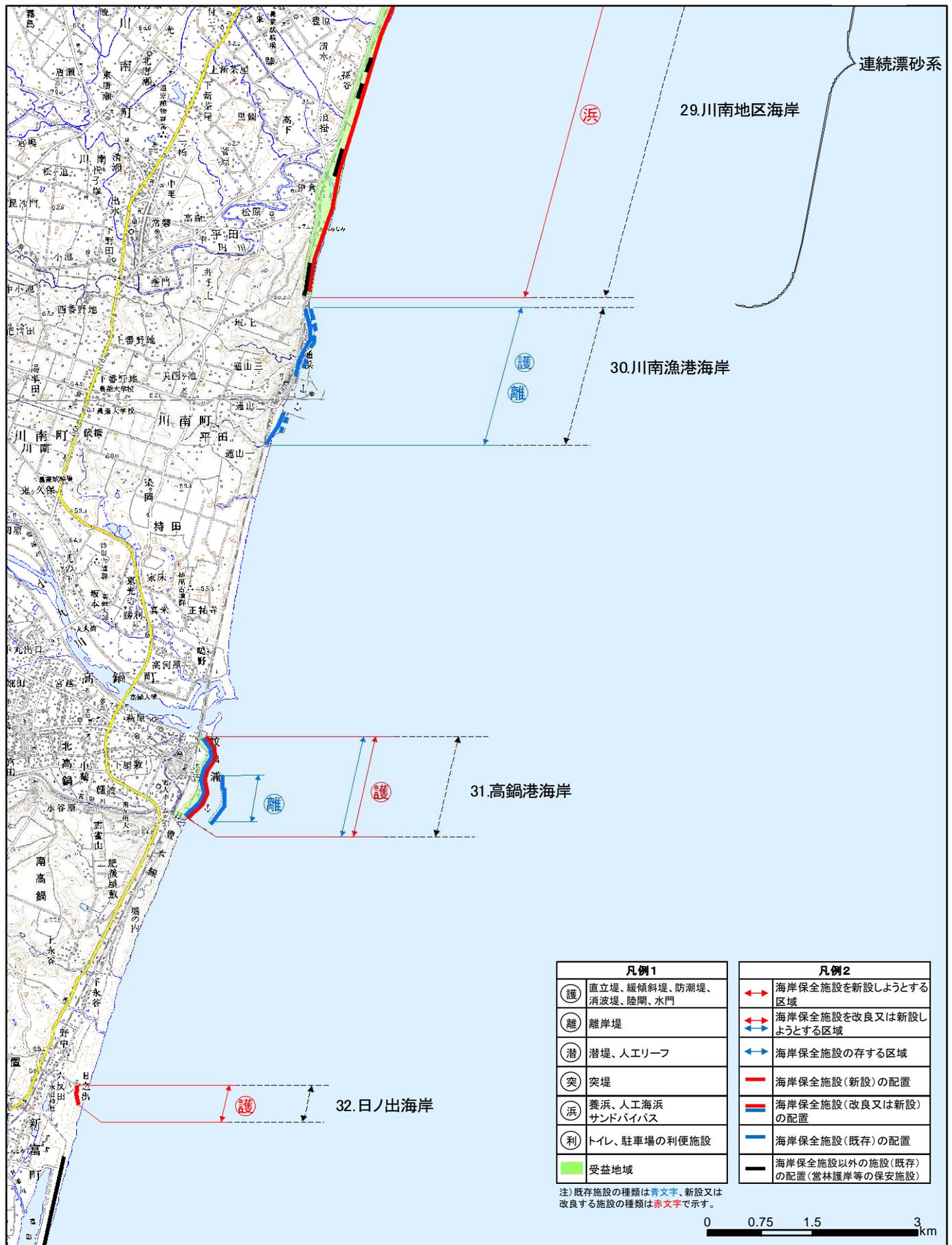
25. 美々津港海岸～29. 川南地区海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (4/12)

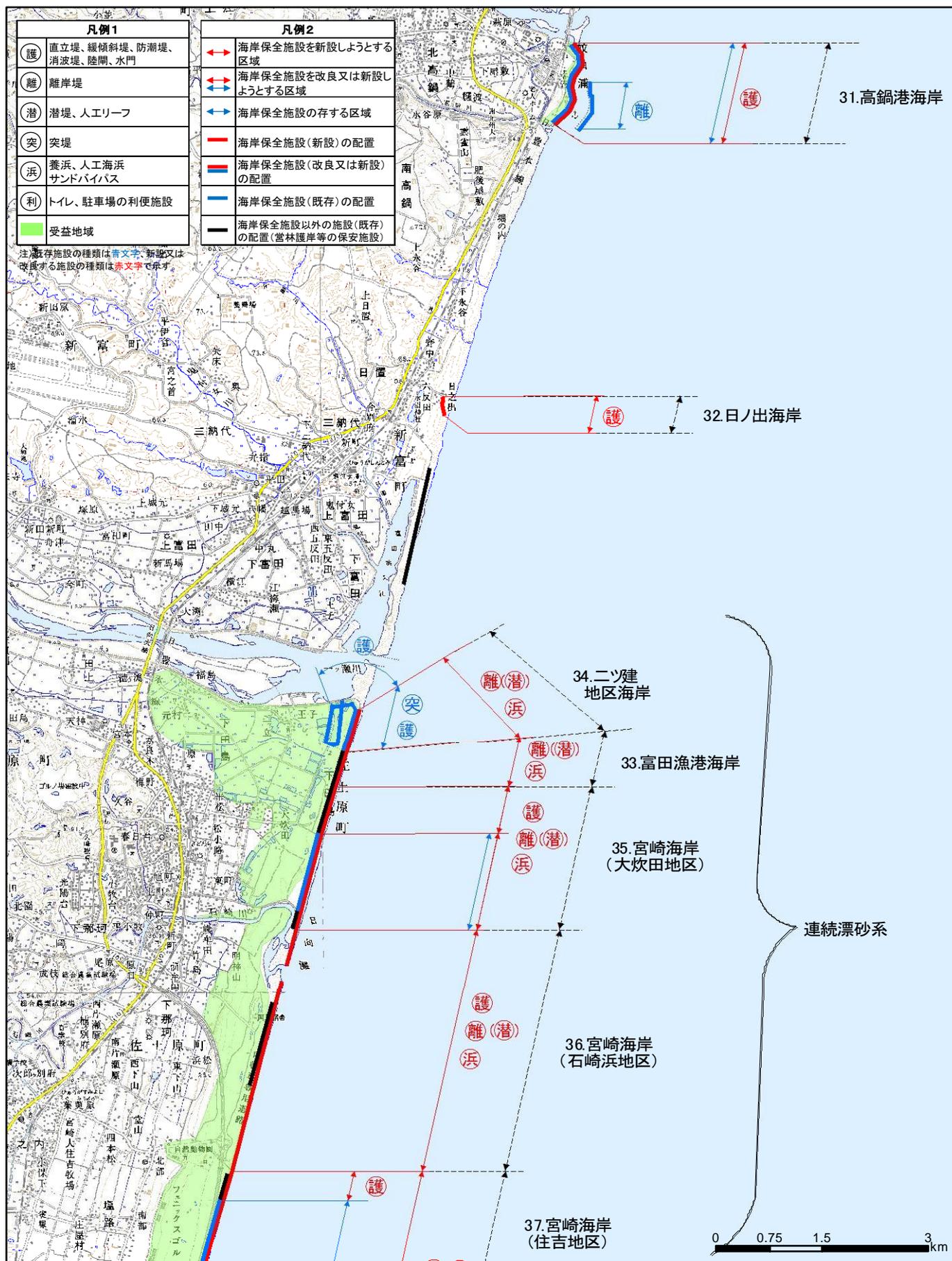
29. 川南地区海岸～31. 高鍋港海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (5/12)

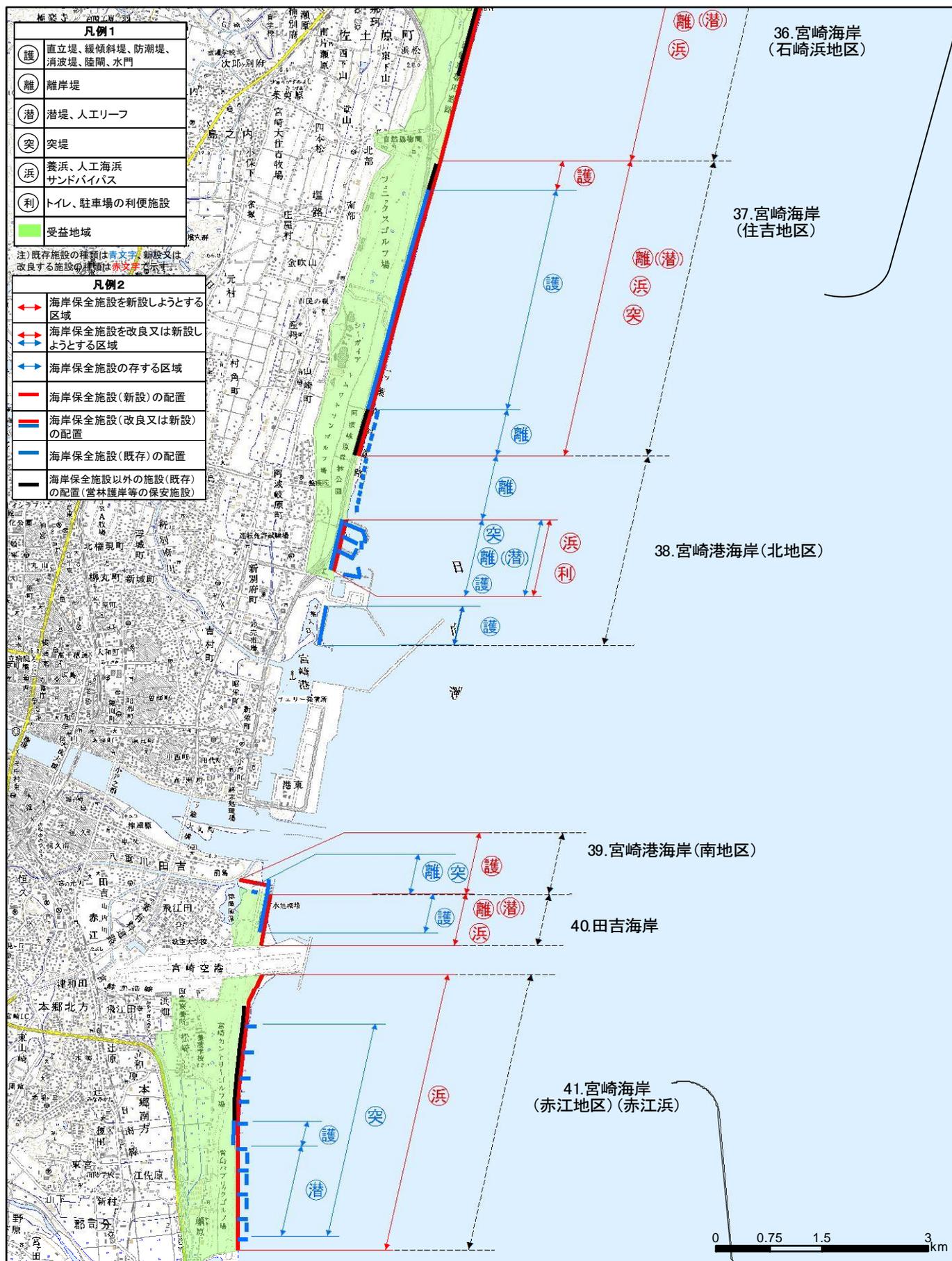
32. 日ノ出海岸～36. 宮崎海岸（石崎浜地区）



※注）上記図は前回計画時（H27.3）の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (6/12)

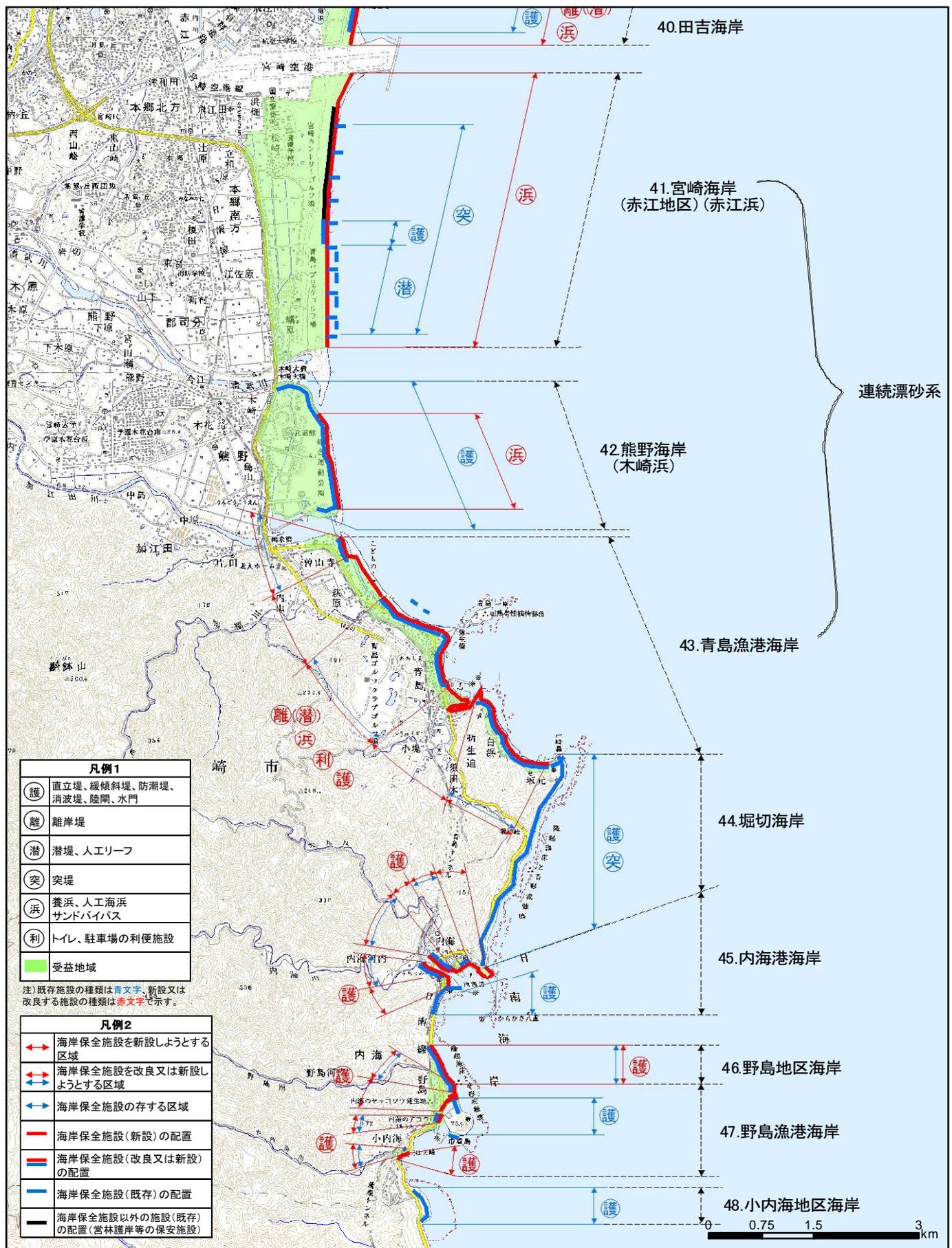
37. 宮崎海岸（住吉地区）～40. 田吉海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (7/12)

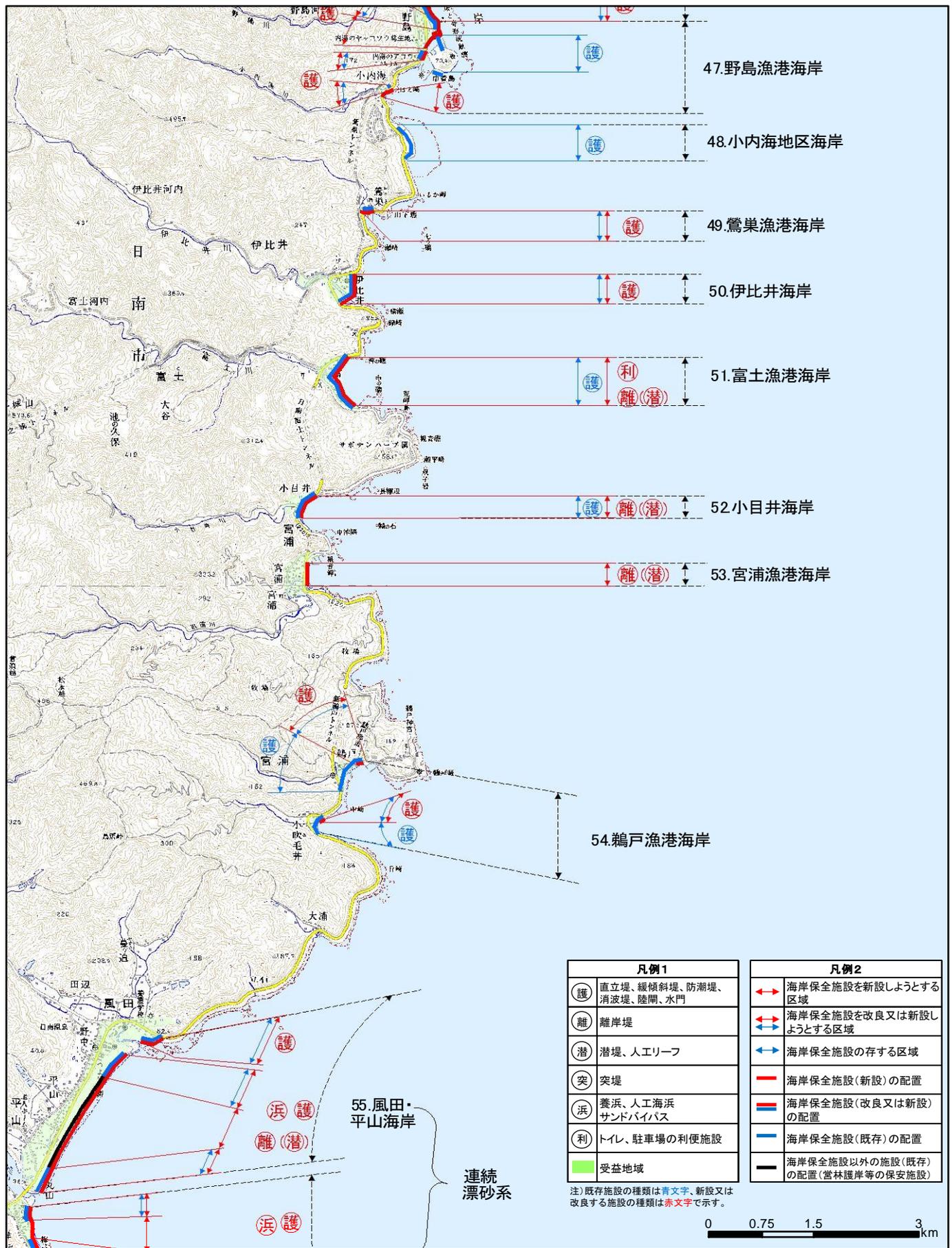
41. 宮崎海岸（赤江地区）～48. 小内海地区海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (8/12)

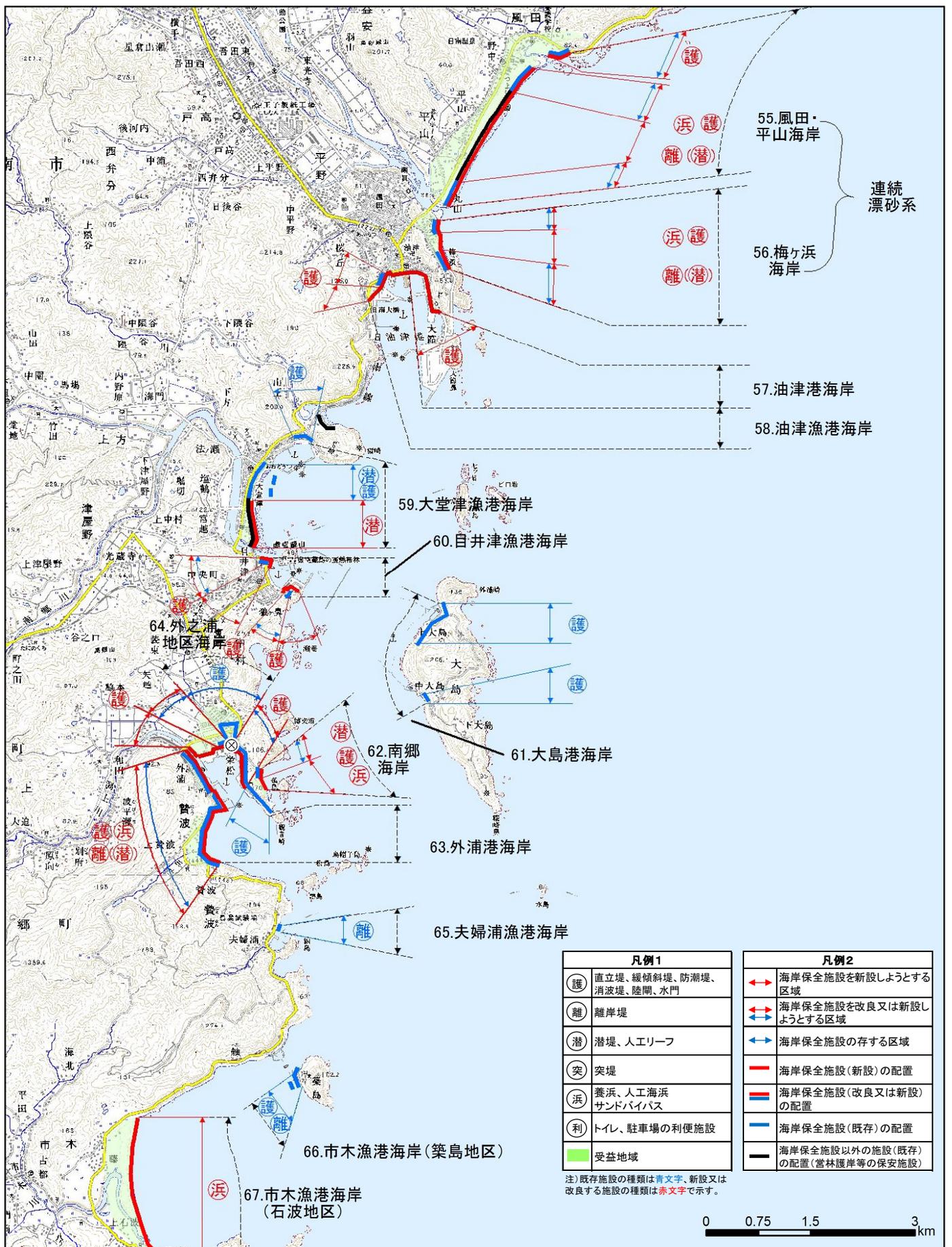
49. 鶯巣漁港海岸～55. 風田・平山海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (9/12)

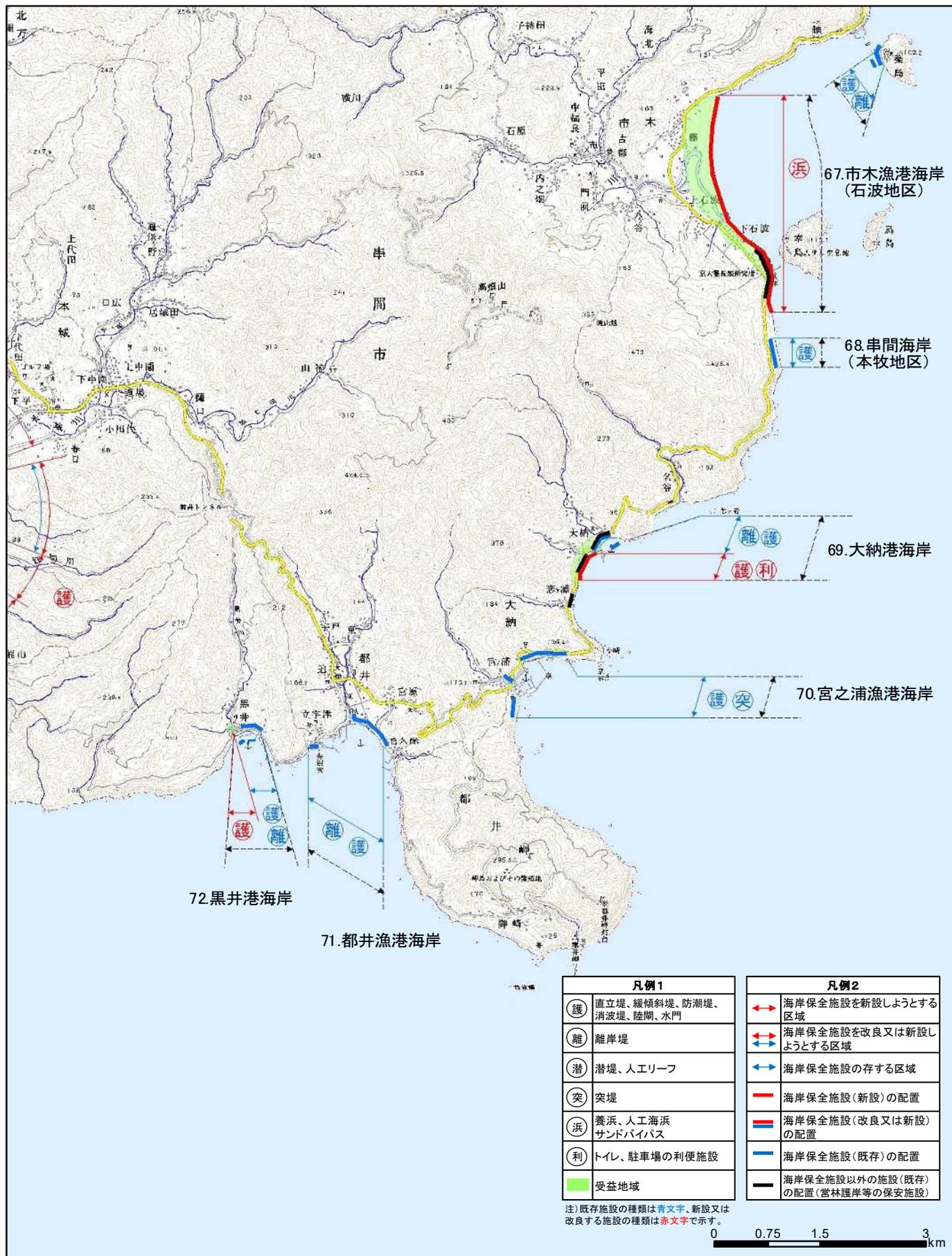
56. 梅ヶ浜海岸～66. 市木漁港海岸（築島地区）



※注) 上記図は前回計画時（H27.3）の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (10/12)

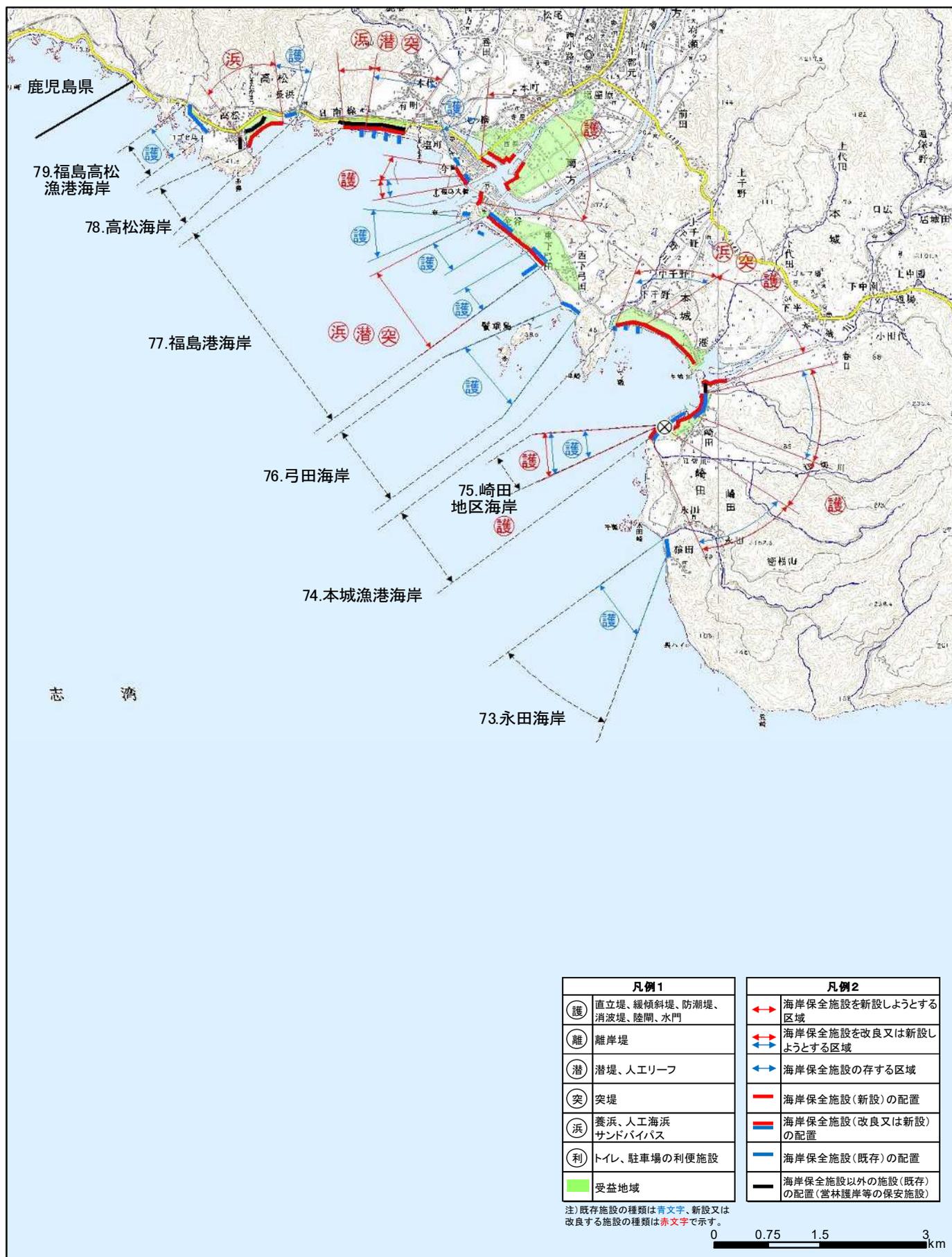
67. 市木漁港海岸（石波地区）～72. 黒井港海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (11/12)

73. 永田海岸～79. 福島高松漁港海岸



※注) 上記図は前回計画時 (H27.3) の内容であり、実際の整備に当たっては、第4章を参考に詳細検討を行う必要がある。

図-2.2.2 海岸整備区域図[H27.3時点] (12/12)

第3章 計画実施時に留意すべき事項

第1節 関連計画や施策との連携

計画実施時においても、県土の整備、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する諸計画との整合性を確保する。

また、海岸は、海と陸とが接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性を更に広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

第2節 関係行政機関との連携調整

一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。

特に、海岸に隣接する保安林については、海岸における白砂青松等の良好な景観や環境を形成する重要な要素であるため、その保全や利用に関して保安林関係行政機関とのより緊密な連携調整を図る。

さらに、水門・陸閘等の操作に関しては、操作規則に基づき適切に運用できるよう、緊急時だけでなく、平常時の点検や訓練など、操作を委託している関係機関等と緊密に連携を図る。

また、本計画を効率かつ適切に推進するため、隣県の海岸管理者をはじめ、海岸を担当する関係機関相互の連携をさらに強化するとともに、河川管理者や保安施設管理者等と十分に連携を図る必要がある。

地域のリスクについては、気候変動の影響による将来変化も含め、まちづくり関係者等と共有したうえで、連携や調整を図る。

第3節 地域住民等の参画と情報公開

本計画を実効的かつ効率的に執行するために、計画策定段階でのアンケート調査や公聴会等による住民意見の収集と反映だけでなく、事業の実施段階においても地域住民等の関係者の積極的な参画を得て、合意形成を図りつつ事業を実施していくものとする。特に、施設整備にあたっては、景観、利用、防護等を総合的に考慮するとともに、地域住民等と合意形成を図りながら、施設計画等を検討していく。

そのため、本計画の内容はもとより、その実施によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況の調査結果等の情報公開を積極的に行い、事業の透明性の向上を図るものとする。

第4節 計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的な事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて見直しを行う。

また、計画の見直しを適宜かつ適切に行うため、砂浜、生物、生態系等の自然環境の変化、関係する計画等の改訂、地域住民や県民の海岸に対するニーズの変化等に関して継続的な調査、把握、分析等が可能となる体制づくりを検討する。

防護水準（気候変動考慮）

第4章 気候変動を踏まえた防護水準の考え方

第1節 気候変動後の防護水準の検討について

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更された。従来は過去のデータをもとに既往最高潮位や推算潮位に波浪を加え防護水準を設定していたが、変更後の基本方針では気候変動による外力の長期変化を考慮し、将来にわたり災害に対する適切な防護水準を確保する方針への転換が示されている。

上記の方針を踏まえ、本計画では以下に示す計画外力を採用し、気候変動影響を踏まえた防護水準を設定した。

表-4.1.1 気候変動後の防護水準（計画外力等）一覧

項目	設定方法	2100年時点での将来変化
気候変動シナリオ	RCP2.6シナリオ(2°C上昇相当)における将来予測の平均的な値を設定	+0.3~1.7°C上昇 (20世紀末の世界平均気温を基準)
計画外力	H. W. L (朔望平均満潮位)	+0.39m上昇 (2019-2023年の観測H. W. Lを基準)
	潮位偏差	1.023~1.075倍 (現行計画(H27.3)の潮位偏差を基準)
	波高 (30年確率沖波)	1.05~1.06倍 (1951~2019年の波高 ^{※1} を基準)
	津波水位 (L1津波)	+0.32m上昇 ^{※2} (現行計画(H27.3)の設計津波水位を基準)

※1 確率波高計算処理システム(2021年版)にて、1951~2019年の高波浪に基づき30年確率の沖波を算定

※2 油津港検潮所^(※3)のH. W. Lに基づく設定：(直近5カ年H. W. L-現行計画H. W. L) +平均海面水位上昇量

※3 県内3検潮所においてH. W. Lが最大となる検潮所を採用

○気候変動シナリオ

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言及び「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等」では、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）の平均値を基本とすることが妥当であるとの方針が示されていることから、本基本計画においても RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）の平均値を採用する。

○気候変動に関する国際的枠組みであるパリ協定においては、「世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑え、1.5℃までに抑える努力をする」との目標の下、日本を含め世界各国において温室効果ガスの排出抑制対策が進められている。そのため、現時点において海岸保全に反映させる外力の基準とするシナリオは、RCP2.6(2℃上昇相当)における予測の平均的な値を基本とすることが妥当である。

○ただし、RCP2.6(2℃上昇相当)における外力の変化にも予測の幅があること、また、2℃以上の気温上昇が生じる可能性も否定できないことから、RCP8.5(4℃上昇相当)における予測値も参考とすることが考えられる。RCP8.5(4℃上昇相当)等のシナリオは、地域の特性に応じて海岸保全における整備メニューの点検や減災対策を行うためのリスク評価、海岸保全施設の効率的な運用の検討、将来の施設改良を考慮した施設設計の工夫等の参考として活用することが適当である。

出典：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言（令和2年7月）、P.4

○海面上昇量

「日本の気候変動2020（令和2年12月）」では、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）において、21世紀末における日本沿岸の平均海面水位の20世紀末からの偏差は平均値で約0.39m上昇し、日向灘沿岸を含む領域Ⅲにおいても平均値で約0.39m上昇すると予測されている。本基本計画では、直近5年間（2019－2023年）の観測H.W.L.の平均値を基準として、21世紀末までの平均海面水位上昇量を+0.39mと設定する。

○潮位偏差・波浪

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言においては、気候変動の影響を考慮した潮位偏差の長期変化量の定量化に大規模アンサンブル気候予測データベース（d4PDF）の台風データ及び爆弾低気圧データが活用可能であることが示されている。これを踏まえ、将来の潮位偏差及び波浪については、d4PDFに含まれる台風データに基づき、気候変動前後の最低中心気圧の変化を加味した想定台風を対象に高潮・波浪推算を行い、現在気候及び将来気候下での潮位偏差及び波高を比較することで、将来変化率を設定する。

○津波水位

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言では、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味するとされていることから、現行計画（H27.3）で設定された設計津波水位に海面上昇量を加算した値を設定する。ここで、直近5年間（2019－2023年）の観測H.W.L.の平均値はT.P.+1.08m、現行計画における設計津波水位設定時のH.W.L.はT.P.+1.15mであることから、21世紀末までの設計津波水位の上昇量は以下より+0.32mと設定している。

21世紀末までの設計津波水上昇量：（直近5カ年H.W.L.－現行計画H.W.L.）＋平均海面水位上昇量

$$= (T.P.+1.08m - T.P.+1.15m) + 0.39m = +0.32m$$

第2節 計画天端高の算定（気候変動後）

（1）気候変動の影響を踏まえた算定

①高潮・高波

高潮・高波については、設計高潮位を基準として、波浪による打上高及び越波流量に対して必要な施設天端高を確保する。気候変動後の高潮・高波に対する計画天端高の算出方針を以下に示す。

$$\begin{aligned} \text{計画天端高（気候変動考慮）} = & \text{設計高潮位(朔望平均満潮位 + 海面上昇量 + 潮位偏差)} \\ & + \text{打上高または（許容）越波流量により決まる高さ} \\ & + \text{余裕高} \end{aligned}$$

【算定項目】

朔望平均満潮位	: 直近5ヶ年平均値	⇒ 観測記録から朔望平均満潮位を設定
海面上昇量	: 気候変動による平均海面水位の上昇量を加味	⇒ シナリオに沿った海面上昇量を設定
潮位偏差	: 潮位偏差の変動量を算定	⇒ 潮位偏差の長期変化量を算定
打上高、越波流量	: 波浪の変動量による影響分を算定	⇒ 波浪の長期変化量の算定

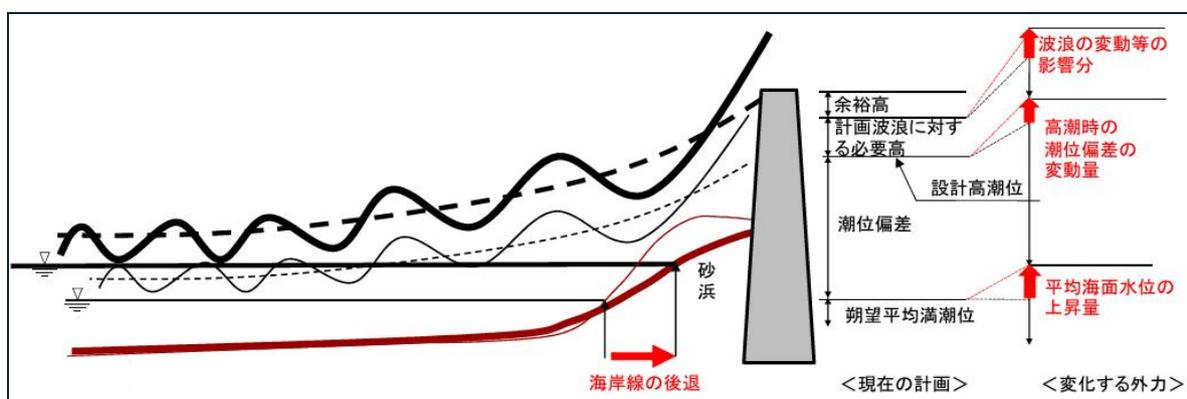


図-4.1.1 気候変動を踏まえた高潮・波浪の計画天端高算定イメージ

出典：「第7回気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会 資料5（R2.6, 国土交通省）」P38より抜粋

②津波

津波については、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波（L1 津波）に対して必要な施設天端高を確保する。気候変動後の津波に対する計画天端高の算出方針を以下に示す。

$$\begin{aligned} \text{計画天端高（気候変動考慮）} &= \text{設計津波水位（現行計画）} \\ &+ \text{（直近5カ年朔望平均満潮位 - 現行計画の朔望平均満潮位）} \\ &+ \text{海面上昇量}^{\ast} + \text{広域地盤沈降量} + \text{余裕高} \end{aligned}$$

※津波水位（気候変動考慮）の上昇量

津波水位 = （直近5カ年朔望平均満潮位 - 現行計画の朔望平均満潮位） + 海面上昇量
の上昇量

$$\begin{aligned} &= (\quad 1.08 \quad - \quad 1.15 \quad) + 0.39 \\ &= 0.32\text{m} \end{aligned}$$

③余裕高

海岸保全施設の技術上の基準・同解説より、余裕高の設定においては、背後地の社会的、経済的重要度を一つの目安として決定するのが妥当な方法であり、最大1.0m程度を限度として、適宜決定されることが多いとされている。従って、本基本計画における余裕高の設定については、下記のとおりとする。

余裕高は、一律0.5m（※）とし、高潮・高波及び津波に対する必要天端高に余裕高0.5mを加算した値を0.1m単位で切り上げて、計画天端高とする。

※原則として、0.5mとするが、前後の施設高等の状況を踏まえ設定するものとする。

ユニット毎に代表海岸を1海岸以上選定し、各ユニットにおける現行計画からの計画天端高の上昇量の目安を表-4.1.2に整理する。また、現行及び将来における計画天端高の比較を図4.1.2に示す。

表-4.1.2 気候変動等を踏まえた「2100年時点」における現行計画護岸高からの上昇量の目安

ユニット	ユニット範囲	海岸番号	各ユニット内で選定した海岸名	上昇量 ^{※1※2※3}	決定外力
1	直海地区海岸 ～ 南浦漁港海岸（安井地区）	9	南浦漁港海岸（浦尻地区） 〃（須美江地区）	～0.5m程度	津波 高潮
2	延岡港海岸 ～ 延岡新港海岸	14	延岡新港海岸	0.7m程度	津波
3	土々呂漁港海岸 ～ 伊勢ヶ浜海岸	20 22	門川漁港海岸 伊勢ヶ浜海岸	～0.8m程度	津波
4	小倉ヶ浜海岸 ～ 美々津港海岸	23	小倉ヶ浜海岸	0.8m程度	津波
5	都農海岸 ～ 川南漁港海岸	27	都農漁港海岸	0.7m程度	津波
6	高鍋港海岸 ～ 宮崎海岸（石崎浜地区）	31 32	高鍋港海岸 日ノ出海岸	～1.1m程度	高潮
7	宮崎海岸（住吉地区） ～ 青島漁港海岸	43	青島漁港海岸	0.6m程度	津波
8	堀切海岸 ～ 鵜戸漁港海岸	46 54	野島地区海岸 鵜戸漁港海岸	～0.7m程度	津波 高潮
9	風田・平山海岸 ～ 宮之浦漁港海岸	63	外浦港海岸	0.9m程度	津波
10	都井漁港海岸 ～ 永田海岸	72	黒井港海岸	1.0m程度	高潮
11	本城漁港海岸 ～ 福島高松漁港海岸	77	福島港海岸	0.4m程度	津波

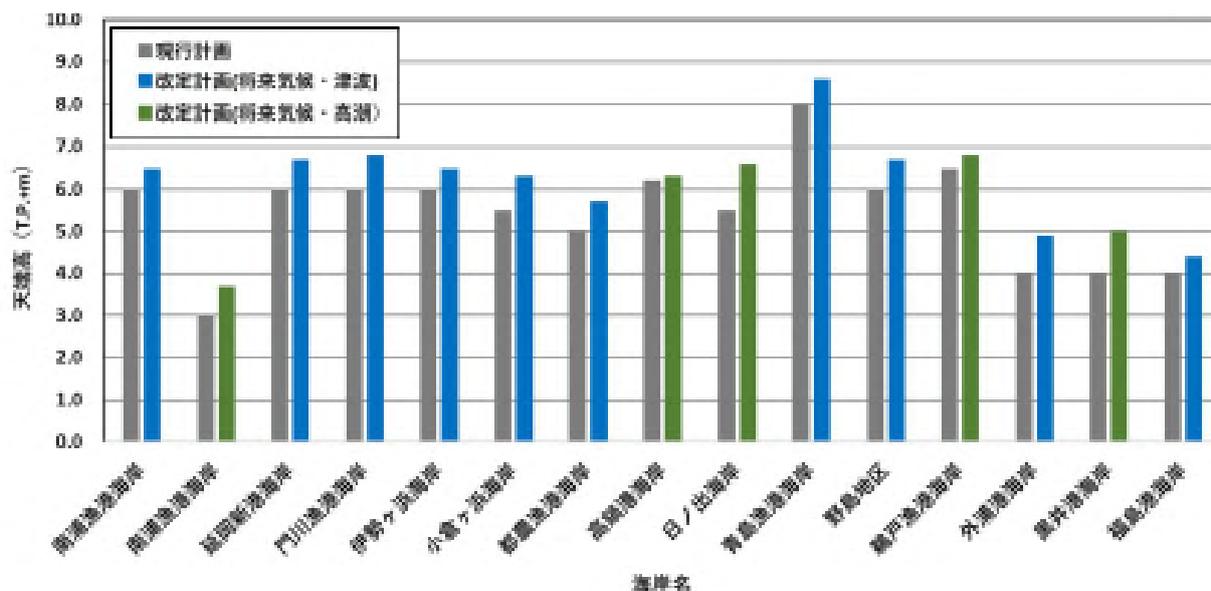


図-4.1.2 計画天端高比較（現行計画と改定計画）

- ※1 海岸保全基本計画（H27.3）から2100年時点までの計画護岸高の上昇量の目安
- ※2 ユニットごとに選定した代表海岸における算出結果であるため、この値を上回る場合がある。
- ※3 実際の施設整備に当たっては、最新の観測データや利用・背後地の資産状況を踏まえ、各海岸の護岸高を決定するものとする。

参考文献

- 1) 宮崎統計 BOX HP 「指標でみる宮崎県」令和 6 年度
https://stat.pref.miyazaki.lg.jp/006_4/ (令和 7 年 11 月訪問)
- 2) 気象庁 HP <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php> (令和 7 年 11 月訪問)
- 3) 国土交通省九州地方整備局 確率波高計算処理システム(令和 2 年度)
- 4) 海図 足摺岬至宮崎港(2007 年 9 月 6 日)
- 5) 海図 大隅海峡東部及付近(2013 年 6 月 6 日)
- 6) 宮崎県 航空写真(令和 5~6 年)
- 7) 宮崎県 「環境白書」令和 6 年版
- 8) 宮崎県 HP「令和 7 年度海水浴場水質調査結果について」
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kankyokanri/kurashi/shizen/20250606113532.html>(令和 7 年 11 月訪問)
- 9) 宮崎県河川・海岸図 (令和 4 年 8 月)
- 10) 宮崎大学山北研究室資料
- 11) 総務省統計局 「平成 27 年国勢調査」
- 12) 総務省統計局 「令和 2 年国勢調査」
- 13) 宮崎県 「統計年鑑」 令和 3 年度
- 14) 令和元年～令和 2 年 宮崎農林水産統計年報
- 15) 宮崎県 「統計年鑑」 令和 4 年～令和 6 年度
- 16) 農林水産省 海面漁業生産統計調査(令和 5 年度)
http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/ (令和 7 年 11 月訪問)
- 17) 宮崎県 「宮崎県の漁業権」 令和 5 年 10 月
- 18) 国土交通省 「港湾統計」 令和元年～5 年
- 19) みやざきの道路 2024 令和 6 年 4 月現在
- 20) 旺文社 宮崎県都市地図
- 21) 各土木事務所管内図
 - ・宮崎県延岡土木事務所 「延岡土木事務所管内図」平成 25 年 2 月
 - ・宮崎県日向土木事務所 「日向土木事務所管内図」平成 15 年
 - ・宮崎県高鍋土木事務所 「宮崎県高鍋土木事務所管内図」平成 25 年 7 月
 - ・宮崎県宮崎土木事務所 「宮崎県宮崎土木事務所管内図」平成 20 年 9 月
 - ・宮崎県日南土木事務所 「宮崎県日南土木事務所管内図」平成 21 年 3 月
 - ・宮崎県串間土木事務所 「宮崎県串間土木事務所管内図」平成 17 年 3 月
- 22) 宮崎県観光推進課 「令和 5 年宮崎県観光入込客統計調査結果」
- 23) 宮崎県環境森林部自然環境課 「改訂・宮崎県版レッドデータブック 宮崎県の保護上重要な野生生物 2020 年度版」 令和 4 年 3 月
- 24) みやざきひむか学ネット HP 「宮崎県の神話・伝承マップ」
http://www.miyazaki-c.ed.jp/himukagaku/unit/yume_09/map.html (令和 7 年 11 月訪問)
- 25) ひむか神話街道 HP 「50 の物語集」

<https://shinwa-furusato.com/sp/pamphlet.html> (令和7年11月訪問)

26) みやざき文化財情報 HP 「文化財マップ」

http://www.miyazaki-archive.jp/d-museum/mch/bunka_map (令和7年11月訪問)

27) 各市町 HP

- ・延岡市 HP <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・延岡市観光協会 HP <http://nobekan.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・門川町 HP <http://www.town.kadogawa.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・門川町観光協会 <https://kadogawa-ta.com/> (令和7年11月訪問)
- ・日向市 HP <https://www.hyugacity.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・日向市観光協会 HP <https://hyuga.or.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・都農町 HP <https://www.town.tsuno.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・都農町観光協会 HP <https://tsunokanko.com/#gsc.tab=0> (令和7年11月訪問)
- ・川南町 HP <http://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・川南町観光協会 HP <https://kawaminami-kanko.com/> (令和7年11月訪問)
- ・高鍋町 HP <https://www.town.takanabe.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・高鍋町観光協会 HP <https://takanabe-kankou.com/> (令和7年11月訪問)
- ・新富町 HP <https://www.town.shintomi.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・宮崎市 HP <https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・宮崎市観光協会 HP <http://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・日南市 HP <http://www.city.nichinan.lg.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・観光日南の旅 HP <http://www.kankou-nichinan.jp/> (令和7年11月訪問)
- ・串間市 HP <https://www.city.kushima.lg.jp/main/> (令和7年11月訪問)
- ・串間市観光協会 HP <https://kushima-city.jp/> (令和7年11月訪問)

28) みやざき観光ナビ HP <http://www.kanko-miyazaki.jp/index.html> (令和7年11月訪問)

29) 日本風景街道 HP <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fukeikaidou/> (令和7年11月訪問)

30) 環境省自然環境局 生物多様性センター 自然環境保全基礎調査 植生調査

https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html (令和7年11月訪問)

31) 宮崎県県土整備部河川課河川整備計画資料

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kasen/kurashi/shakaikiban/501.html> (令和7年11月訪問)

32) 環境省自然環境局 生物多様性センター

「第7回自然環境保全基礎調査 浅海域生態系調査(藻場調査)報告書」平成20年9月

33) ワシントン条約附属書 平成26年6月24日

34) 宮崎県 アカウミガメ上陸・産卵状況資料 令和6年度

35) 宮崎県 「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画」令和3年12月改訂

36) 宮崎県県土整備部港湾課資料 平成11年度

37) 国土交通省 農林水産省 「全国プレジャーボート実態調査結果」

平成14年、平成18年、平成22年、平成26年、平成30年、令和4年

38) 宮崎市観光サイト

<https://www.miyazaki-city.tourism.or.jp/feature/miyazaki-city.aoshima#section-2862> (令和7年

11月訪問)

- 39) 宮崎県 「港湾・海岸構造物被災施設に関する調査票」 昭和47年～令和2年
- 40) 宮崎県 「海岸保全施設調書」
- 41) 宮崎県県土整備部河川課資料 平成15～25年
- 42) 福岡管区気象台 「福岡管区気象台要報24巻：九州および山口の高潮」 1969年
- 43) 国土地理院 HP <http://www.gsi.go.jp/> (令和7年11月訪問)
- 44) 宮崎地方気象台 HP <http://www.jma-net.go.jp/miyazaki/> (令和7年11月訪問)
- 45) 新収・日本地震史料
- 46) 九州東部沿岸における歴史津波の現地調査－1662年寛文・1769年明和日向灘および1707年宝永・1854年安政南海道地震 1985年
- 47) 宮崎県 航空写真 平成13年、平成15年、平成25年、令和5～7年
- 48) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第6次評価報告書 統合報告書
- 49) 日本の気候変動 2025
- 50) 各市町資料
- 51) 宮崎県 「土地利用規制ガイド」 令和7年8月
- 52) 環境省 自然環境局 生物多様センターHP
<http://www.biodic.go.jp/trialSystem/shpddl.html> (令和7年11月訪問)
- 53) みやざきの環境 HP 「宮崎の国立公園・県立自然公園」
https://eco.pref.miyazaki.lg.jp/nature_environment/national_park/index.html (令和7年11月訪問)
- 54) 文化財保護法
- 55) みやざき文化財情報 HP <https://www.miyazaki-archive.jp/d-museum/mch/> (令和7年11月訪問)
- 56) 宮崎県自然環境課 「宮崎県鳥獣保護区等位置図」 令和7年度
- 57) 宮崎県県土整備部都市計画課 「宮崎県の都市計画(資料編)」 令和7年3月
- 58) 南海トラフ巨大地震対策特別措置法
- 59) 国土交通省 「津波防災地域づくりに関する法律について」